

ある保守政治家の軌跡

—政治家としての古井喜実—

居 安 正

はじめに

ここで考察するのは、去る昭和五八年暮の衆議院の解散とともに議席を失って政界を引退した自由民主党の代議士古井喜実の政治家としての軌跡である。

政治家の考察は政治学においては、伝統的にその主要な研究分野をなした政治史において大きな位置を占め、すぐれた政治学者はまた同時にすぐれた政治史家として、政治家にかんするすぐれた伝記を残していくばかりが多い。しかし、そのさい主として取り上げられるのは首相あるいは政党の党首、あるいは特別な政治運動の指導者などであり、そこで問題とされるのは彼らの政治史的意義であり、あるいは彼らの政治家としての指導性である。

ところが、ここで考察する古井は松村謙三、田川誠一、川崎秀二などとともに日中國交回復に大きく貢献し、この面では特筆さるべき業績を残し、また第二次池田内閣においては厚生大臣、大平内閣においては法務大臣に就任し、

厚生行政あるいは法務行政においても問題とされよう。しかし戦後の保守党史、ひいてはまた日本の政治史において、全体としては首相や有力な派閥領袖のような意義をもつ人物ではない。

しかし政治学ではなく政治社会学の立場から、日本の政党の派閥とそれをもたらしたものに関心をもつてきた者としては、むしろ古井がそのような地位に到達できず、そのような政治史的意義を占めえなかつたことが問題となる。

古井は、自民党に数多くみられる官僚出身者であり、わが国の権力の中核機構であつた内務省において地方局長と警保局長の地位につき、敗戦直後に四二歳にして内務次官に就任した。その地位のため彼は公職追放にあい、七年の浪人生活ののち、二七年の第二五回総選挙に当選して政界に入った。そして一回は落選するが、五八年暮の引退にいたるまでの三一年余を政界で過した。

この政界生活の第二〇年目、古井は自らの政治生活を顧みて、「華かな政治生活どころか、おおむね日陰の政治家であった」と書き、その理由として七年間の追放時代の空白と内務省の解体とをあげ、その日陰ぶりを説明している。「」の空白を取り戻す由もなく、大蔵・通産・運輸等の官僚出身者の築いた地歩に迫ることはできなかつた。加うるに、出身の内務省は占領軍によつて解体せられ、いわば故郷を失い母屋をなくし、足場のない人間として政界を流浪する外なかつたのである。⁽²⁾

この表現と自己評価とは、一部は正しいとしても正確さを欠く。七年間の空白と内務省の解体とは、たしかに大きなマイナスではある。しかし古井にして、いま少し日本的な現実政治家であれば、多くの偶然の作用する首相の地位はともかくも、他の派閥領袖と比肩しうる地位には到達しえたであらう。そして彼もまた一時はその方向に向い、その可能性もまたたく間に閉ざされていたのではない。ましていわんや、それだけでは「政界に流浪する身」となる必然性

は、旧内務省出身の他の被追放者とくらべてもさらない。

古井が「政界に流浪する身」となったのは、彼が日本的な現実政治家たりえず、彼が地位や権力よりは、彼自身のよく使う「筋を通す」ことをえらび、かつそれをつらぬいたからであった。そしてこのことが、彼の批判してやまなかつた保守政界の派閥構造と金権体質のなかで、次第に彼を孤立させていったのである。したがって政治家としての古井の行路は、「流浪」などといった言葉によつて表現されるべきではなく、時に迷いはあつたにしても、「筋の通つた」軌跡であり、それが導いたのは、むしろ名譽ある孤高であつたというべきであろう。

してみれば、われわれは政治家としての古井を知ることによって、首相や派閥領袖とは異つた保守政治家のいまひとつの典型を知ることができる。彼らはわが国の派閥構造のもとでは目立たないが、その理想と信念、あるいはまたその人格などによつて多くの信奉者を集め、保守政権を支えてきたのであった。したがつて古井の軌跡を辿ることによつてわれわれはまた、他の首相や派閥領袖のばあいとは異つた側面から保守政界の派閥構造と、それと結びついた政治の金権化とともに、またそれをもたらした社会の変化と、その変化に促がされた自民党の変化とを知ることができるであろう。

幸い古井は、二冊の著作において自らの生涯を振り返るとともに、⁽³⁾その誠実さからする支持者への責任感から、初当選いらい毎年自らの政治活動を冊子にまとめて報告し⁽⁴⁾、また彼がその時どきに重要と考えた問題については、別に著作を発表した。⁽⁵⁾これらの彼の著作は、他の多くの政治家のばあいのように代筆者あるいは秘書の手になるものではなく、彼自身が執筆したものであることは、彼に仕えた人びとの証言するところであるとともに、直接それらを読め⁽⁶⁾

ある保守政治家の軌跡

ば自ずと分るところである。この種の文章のうねとして、それらに全く誇張や隠蔽がないとはいえないにしても、しかし彼のばあいそれらは比較的少く、そこにはかなり卒直にその時々の自己が語られている。しかも彼の親友矢部貞治が詳細な日記⁽⁷⁾を残し、これがまた側面から古井について知らせてくれる。これらを辿ることによってわれわれは、政治家としての古井の軌跡をあとづけることができる。

もちろん、膨大な量にのぼるそれを綿密に検討することは、ある意味では第二次大戦後のわが国の政治史を書くことにもなり、筆者の能力をこえるとともに、限られた紙面の許すところでもない。ここではただ以上の觀点から、政治家としての古井が日本の保守政界においていかにして孤立せざるをえなかつたか、これを素描するにとどめざるを考えない。

以下、まず生家と生い立ちからみよう。

(1) 古井喜実「政治生活二十年の回顧」『政界第一二十年』昭四七、

六三ページ。

(2) 同、六六ページ。

(3) 古井喜実『山陰生れ一政治家の人生（私の履歴書）』牧野出版、

昭五四。これは『日本経済新聞』に昭和五四年七月一四日から八月二一日にかけて連載されたものを、そのまま書物にしたもので

ある。以下では『政治家』と略記する。いま一冊は、古井喜実

『爽やかな人生いすこ』牧野出版、昭五九、であり、これは政界引退後の回顧と感想を集めたものである。以下『人生』と略記。

(4) これは初当選の翌年の昭和二八年から四七年の落選の翌四八年まで、毎年欠かさず一一冊出されている。列挙すれば次のように

なる。

『国会生活（第一年）のあらまし』昭一八年七月。

『政治生活第二年』昭一九年六月。

『政治生活第三年、国会報告第三号』昭三〇年七月。

『政治生活第四年、政治の荒波に洗われつゝ』昭三一年六月。

『政界第五年、保守の脱皮をめざす』昭三一年七月。

『政界第六年、政治生活第一期を終えて』昭三二年七月。

『政治生活第七年、政界の昏迷と苦悩』昭三四四年七月。

『政界第八年、諸国を旅し、わが外交を思う』昭三五年八月。

『政界第九年、厚生行政を背負う』昭三六年一月。

『政界第十年、健康と福祉の社会を念願して』昭三七年一〇月。

『政界第十一年、六十にして感う』、昭三八年六月。

『政界第十二年、道はある』、昭三九年六月。

『政界第十三年、盛りあがる健康つゝら』、昭四〇年六月。

『進歩主義の立場』、昭四一年六月。

『明日を見つめて』、昭四二年六月。

『政界第十六年、日本兩國をつなぐ』、昭四三年六月。

『政界第十七年、進歩への勇氣』、昭四四年六月。

『政界第十八年、日中關係を憂うる』、昭四五六年六月。

『政界第十九年、時にさしかかった中國問題』、昭四六年六月。

『政界第二十年、日本の新時代は始まつた。……』、昭四七年六月。

『政界第二十一年、節にきた日本の政治と私。……』、昭四八年六月。

これらは必ずしも古井が新しく書き下したものではなく、議会

『政界第二十一年、節にきた日本の政治と私。……』、昭四八年六月。

これらは必ずしも古井が新しく書き下したものではなく、議会

『政界第二十一年、節にきた日本の政治と私。……』、昭四八年六月。

これらは必ずしも古井が新しく書き下したものではなく、議会

『政界第二十一年、節にきた日本の政治と私。……』、昭四八年六月。

これらは必ずしも古井が新しく書き下したものではなく、議会

『政界第二十一年、節にきた日本の政治と私。……』、昭四八年六月。

これらは必ずしも古井が新しく書き下したものではなく、議会

『政界第二十一年、節にきた日本の政治と私。……』、昭四八年六月。

これらは必ずしも古井が新しく書き下したものではなく、議会

『政界第二十一年、節にきた日本の政治と私。……』、昭四八年六月。

- (5) 『國の将来のために新安保條約を貢す』昭三五、から『首相の職務権限』牧野出版、昭五八、にいたるまで、公刊あるいは非売品と形式もさまざまであるが、入手したものだけで一三冊におよぶ。これらはその都度著者名を略して書名のみで示す。
- (6) 古井事務所に務めた津村武、坂本和夫らの語るところによれば、古井は非常に文章を重んじ、慶弔の電文なども人にまかせなかつたという。
- (7) 矢部貞治『矢部日記』全四冊、読売新聞社、昭四九—昭五〇は、第一巻が『銀杏の巻』(昭四九)、第二巻が『櫻の巻』(昭四九)、第三巻が『紅葉の巻』(昭五〇)、第四巻が『躑躅の巻』(昭五〇)と題されているが、以下では『矢部日記』、II、III、IVと略記する。

一 生家と生いたち

——大学卒業まで——

吉井喜実は明治三六年一月四日、鳥取県八頭郡国中村（現郡家町）池田に古井実寿の子として生れた。

父実寿と母みなどのあいだには二人の娘のうちに一人の息子が誕生し、古井喜実が末子である。まず長女さわが明治二四年三月に生れ、次いで一年おいて二六年九月に次女勝子が生れ、長男万寿治が誕生したのが、それから二年おいた二九年一月であり、喜実はこの兄から六年おいて生れたことになる。

この誕生の年を、彼と同様に後に官界から政界へ入ることになる著名な政治家たちの誕生と比較すると、岸信介が明治二九年生れであるから彼よりも七年早く生れたことになり、池田勇人が明治三二年生れで四年早く、佐藤栄作は三四四年で二年早いということになり、明治三八年生れの福田赳氏と前尾繁三郎よりは古井の方が二年早く、大平正芳は四三年生れであるから、大平には七年先立つということになる。

生家は祖父久次郎の代からすでに田五町歩、山林三町歩をもつ小地主であり、「五反百姓」という言葉で平均の農家を表現する関西、とりわけ耕地の狭い鳥取にあっては、この古井家の所有面積は古井家を地域社会の名望家に位置づけ、父実寿は古井が生れた頃は郡役所の書記であったが、やがて後には長く国中村の村長を務めた。

この父は、地域の世話役として活動するとともに、進取の気性にも富み、独立不羈である点で、明治の名望家のひとつ典型的を示すように思われる。この点を古井の回想についてみよう。

「父は……字もうまく、物識りで通っていた。村中がなにかに相談に来たのを覚えている。一面なかなかのハイ

カラで、村でタダ一人、自転車を買って愛用していた。

家の中では王様、外の人にはだれにも遠慮なしに言いたいことを言った。……

村長のとき、『うちの政党に入党すれば、村道を県道にしてやる』と言われたことがあったそうだ。父はぜひ道をつけてもらいたかったが、その言い分がきらいだったので、その申し出を断つた。

父のこの骨っぽさは、やがてみるように古井のものともなるが、兄万寿治のものとなつたようである。

この兄が長男として家を継ぎ、鳥取中学をへて鳥取師範学校の一⁽²⁾部へ進み、終戦時は郷里の国中小学校の校長であったが、その年の暮に退職する。その経緯は当時の鳥取県の教育課長であった鶴田憲次によればこうである。

「この人が校長をやめるといつて来たのは終戦の歳の暮だった。まだやめるような歳ではない。びっくりしてわけを聞くと、

『わしがこれまでやってきた教育は、終戦でみんなひっくり返ってしまった。わしはこれにたいして責任をとらねばなりません』』

『それはあんただけの責任じやない。あんたのような中堅校長は、これから的新しい教育に精出してもらわねばならない』

といつて翻意を促したが、きかない。そして最後にこの人のいった言葉に、私はつき放された。

『わしはアメちゃんの指導で、教育しようとは思いません』』

この兄は、後に選ばれて郡家町の町長に就任することになるが、ここにみられるのは、やがてみる古井と矢部の敗戦のさいの態度と同じであり、この気骨は、この時代のこの階層の育んだすぐれたもののひとつであろう。

ところで古井自身に立返れば、このような父や兄を育てた名望家の家柄のこととて、また家庭の内部にあっては、家督相続者である兄が重視され、「祖父などは何をおいても『万寿治、万寿治』であ」つたが、しかし伝統的な家観念からする家督相続者として祖父のこの長子重視は、かえつて長男から六年へて生れた喜実にたいする両親の愛情を強めたようであって、古井自身が後にそれを「偏愛といつていいほど」であったと記している。⁽⁵⁾そして姉二人もまた彼とは大きく年齢がひらいていることもある。この末弟を愛したようである。このような地方名望家としての周囲からの敬愛と家庭内における愛情などが、彼を苦労しらずに育て、明るくすなおな人柄へと形成し、次男という地位が、彼をいわゆる「エリート・コース」へおしやることとなる。

明治四二年四月、古井は国中小学校へ入学する。当時はなお普通は和服で草履^{スリ}ばきの通学で、六年生になつてはじめて袴を着用することになつていたが、古井のみは一年生から袴をはき、靴をはいて通学し、冬にはマントを着用した。それでいておとなしく成績も抜群であったところから、級友のあこがれのままであったという。⁽⁶⁾彼自身も「人気者であった」と書いている。

小学校の卒業時には一番の優等生として、旧鳥取藩主の池田家から、ふたに家紋のはいった硯箱を受けるが、彼は「成績順でいえば、今も健在の井上千代蔵君あたりがもらうべきはずではなかつたろうか。……あるいは私が中学へ入つたので、そのせいかもしれない」と書いている。さらに、これと重なつて当時では、あるいはまた村における彼の家格も作用したのではないかとも考えられる。

寄宿舎に入った。この寄宿舎での一学期をおえたさいの成績は、一年全体の約一五〇名中の一番であったが、舍監の体育の教師から「お前はもう少し勉強したらトップクラスになるぞ」と激励され、それをはげみに勉強し、一年末の学年成績では三番となつた。そして二学年末の学年成績では二番となつたが、その後は三年年末においても一番にどどまり、ついに四年修了時も一番にはなりえなかつた。それというのも彼は、今でいう体育系の四教科の成績がよくなかつたからである。しかし、そのすぐれた成績のため、「三年以上はずっと授業料免除の特待生であつた」⁽⁸⁾。

この鳥取中学時代に古井は、後に東大教授となつて政治学を担当する矢部貞治に同期生として出合つた。後にみると、両者はやがて強いきずなで生涯を結ばれ、古井の政治生活は矢部によつて大きく影響されることになるが、両者の関係は当時はなおそれほど親しいものではなかつた。矢部の後に語るところによれば、「卒直にいうと、中学時代の古井は青白い顔をして机にばかりかじりついて、級友から『カマボコ』といふあだなをもらつたほどで、おもしろい友人ではなかつた」⁽⁹⁾し、古井もまた当時の関係について「実はその頃は、お互に矢部あり古井あることは知つていたが、それほど親しい中ではなく」と書いている。⁽¹⁰⁾この両者の文章からみると、中学時代の両者は互いにそれぞれのすぐれた才能を意識しあいながらも、それゆえにいくらかの性格の相違もあつて、接近するよりはむしろ対抗意識から疎遠なままでどどまつたようである。

両者の関係がそのようなものであつたにせよ、両者は共に秀才として知られていたようである。当時の鳥取中学の名校长とされる林重浩は両者について「古井は学者になれ、矢部は政治家になれ」といったと伝えられており、古井も矢部も後にこの言葉について語つている。⁽¹¹⁾両者はともにこの言葉を直接には聞いていないとすれば、あるいはこれは後につくられた伝説であるかもしれない。しかし当時の農村地方の名門中学であれば、両者は、右の言葉が伝説で

あるかどうかはともかくとして、大いに将来を嘱望されていたであろうことは、容易に想像される。

なおこの鳥取中学の第三学年生在学中の大正六年九月に、古井は彼を愛した母を失った。古井によれば「母は涙もない、仏さんのような人で、評判の美人であった。普通以上に裕福な家であったのに、しゅうとに氣兼ねして食ふ物も食はず、ただ働くだけだった。寿命を縮めたのは、このような古い社会のせいだったと思う。黒住さんを信仰して鳥取市川端の教会にこもっていた。これがせめて慰安の場所であったようである」と述べている。⁽¹²⁾ここには名望家層であるがゆえに、家父長的な家権威のもとでの妻のみじめな地位が示されているとともに、このみじめな母にたいする当時の青年に共通な愛情がみられる。しかし、それゆえにこそこの母の死は古井にとっては「たいへんなショックであった。⁽¹³⁾……それから私の性格が変わった。小学校時代の茶目っ気はどこへやら、何かいちまつの陰うつな影を、底にひめるようになってしまったのである」。母の死を契機に家族内に変化が生じ、それが彼の第二の誕生期ともいいうべき青年期とも重なって、彼は無邪気な幼少の茶目っ気時代にも別れを告げようとしていた。

ところで母の死後半年たった翌七年の四月に古井は中学四年に進級するが、この年に学制が変更され、中学四年で高等学校への進学が可能となつた。古井は友人小松喬（後の日大教授牧野喬）とともに第三高等学校を受験した。他に鳥取中学からは矢部が第一高等学校を、いま一人が山口高等学校を受験したが、矢部も小松も失敗し、合格したのは山高を受けた友人と古井の二人のみで、彼は大正八年三月に鳥取中学の四年を修了し、その年の九月に三高生として京都に移つた。

「三高を選んだのは、地理的に郷里に近いというのが第一の理由で、深く考えたわけではなかつた」⁽¹⁴⁾が、しかし「あとで考えたら大きなことであつた」。⁽¹⁵⁾それというのも、三高の「リベラルな校風と京都という風土が私のその後

の思想に大きな影響を与えたように思う⁽¹⁶⁾からである。とりわけ当時京都大学の助教授で三高に出講していた田辺元の「哲学概論」の講義のあたえた影響は大きく、その後「東大でも数々の有名教授の警咳に接したが、田辺先生に比べれば見劣りがするようすら感じられた。／私は人間がかたくなであり、考え方方が少々潔癖すぎるきらいがあるが、そうした倫理観の形成には、田辺先生の影響を受けているところがありはしないかと思う」。⁽¹⁷⁾

この三高時代の同窓には鈴木武雄（後の東大教授）、山県勝見（新日本汽船社長、厚相）、大宅壯一（評論家）、山口誓子（俳人）などがおり、古井は彼らとともにこの古い伝統のある京都の町で青春を謳歌した。

そして大正一一年四月、古井は京都での二年半の生活に別れを告げ、東大法学部英法科に入学し、東京へ移った。

田辺の講義から受けた感銘にもかかわらず、古井は哲学研究の道を歩もうなどとは思わなかつたようであり、「大学は法科へ行こうと早くから決めていた」。⁽¹⁸⁾ 農村の小地主の次男であつてみれば、将来のさだかでない学問への道は望むべくもなく、現実的な道をとらざるをえなかつたわけである。

当時の東大は、憲法では美濃部達吉と上杉慎吉の競争講座があり、民法では鳩山秀夫、穂積重遠、末広巖太郎などがいたが、これらの人びとの影響については、「末広巖太郎先生の講義を聞いて、役人などといふのは人間の屑のように思い込んでいた」といつたこといがいは、三高時代の田辺の議義にかんするような記述はみられない。法学という学問の性質にもよるであろうが、また彼がすでにいちおうの精神形成をおえていたからであろう。

この東大時代の彼について興味があるのは、たまたま遭遇した関東大震災のさいの彼の行動である。大学時代は、姉の嫁ぎ先の白金の義兄の家から通学しており、大学の二年次にそこで大震災にあつたわけであるが、「下町に火事のひろがるのをみて彼が思ったのは、「この分では本郷や神田も焼けて当分の間書物が手に入らなくなるぞ」というこ

ある保守政治家の軌跡

とであった。そこで彼は、数日後に山手線がからうじて動き出すやいなや、本郷の古本屋街にかけつけ、大風呂敷に一杯の書物を買い込んだ。ここに示されるのは、彼のきわめて現実的な思考方向であるとともに、彼がまたきわめてまじめな学生であったということである。彼は二〇単位のうち優を一六単位とつて、大正一四年三月に東大を卒業した。

- (1) 『政治家』九四一九五ページ。
- (2) 鶴田憲次「因伯地脈人脈」『県政新聞』一九七二年一月一日。
- (3) 『政治家』九三ページ。
- (4) 古井と小学校同窓の井上千代藤談。
- (5) 『政治家』九三ページ。
- (6) 同、九四ページ。
- (7) 同、九七ページ。
- (8) 同、九九ページ。
- (9) 矢部貞治「交遊抄」『日本経済新聞』一九六三年五月一日。
内政史研究会『古井喜美氏談話速記録』五ページ。これは内政史研究会のメンバーの質問に答えた古井の内務省時代の回想を記録したものである。以下「談話」と略記する。
- (10) 『第一六年』一四九ページ。
- (11) 『政治家』一〇〇ページ、矢部、前掲「交遊抄」。
- (12) 『政治家』九五一九六ページ。
- (13) 同、一〇一ページ。
- (14) 同、一〇一ページ。
- (15) 同、一〇〇ページ。
- (16) 同、一〇一ページ。
- (17) 同、一〇四ページ。
- (18) 同、一〇七ページ。
- (19) 内政史研究会『古井喜美氏談話速記録』五ページ。これは内政史研究会のメンバーの質問に答えた古井の内務省時代の回想を記録したものである。以下「談話」と略記する。
- (20) 『政治家』一〇九ページ。

一一 超エリート・コース

——内務官僚時代——

末広巖太郎の講義から「役人などといふのは人間の屑」と思い込んでいたにもかかわらず、古井は大学を卒業する

や内務省に入った。もともとは「実務と研究の両方が出来る」弁護士を志望したが、東大時代に寄寓していた義兄が内閣法制局の参事官をしていて官僚になることをすすめ、何よりも郷里で村長を務めていた父親が彼に官僚としての立身出世を期待していた。彼はこれらの人びとの強い期待にそむきえないままに、大正一三年一月、東大三年次在学中に高等文官試験行政科に合格し、翌一四年の三月に大学をえるや内務省に採用されて内務官僚としての道を歩むこととなった。

古井は後にこの官界入りを「ボタンの掛け違いで一生を誤ったよう」と思う」と記している。⁽²⁾ この官僚生活の開始をすでに誕生において比較した官僚出身政治家と比較すれば、誕生では彼に七年早かった岸信介の大正九年の農商務省入りの五年あとになり、誕生では二年早い佐藤栄作の一三年の鉄道省入りには一年おくれ、四年早い池田勇人の大蔵省入りと同じである。

「ボタンのかけ違い」にしては、彼の内務官僚としての道は、彼自らも認めるように、今日では想像もできない「超エリート・コース」⁽³⁾であり、「人の羨むほど華かな好運」⁽⁴⁾であった。この華やかな好運は、彼とほぼ同じく官僚生活を開始した右の人びとと比較したばあい明らかとなろう。革新官僚の雄として知られた岸信介は、さすがに入省後一九年、四三歳にして商工次官に就任しているが、それとも同年に農商務省から分離した商工省の新設のポストであり、池田が大蔵次官に就任したのは四六歳の二一年五月であり、佐藤が運輸次官に就任したのは二二一年二月で彼の四五歳の時であるが、古井の次官就任は池田と佐藤に先立ち、四二歳の二〇年八月である。しかも彼の次官の地位は、敗戦にいたるまでは商工省や鉄道省はもちろん、大蔵省にたいしてもはるかに優位を占めた内務省でのそれであった。

この昇進の早さをもたらしたものとしては、古井の官僚としての有能さもさることながら、さらに戦前における内務省のあり方と、そこにおける古井の上司との関係もまた考慮されなければならないであろう。

戦前における内務省の位置については、古井自身の言葉がそれをよくあらわしている。「今にして思う。なるほど、どえらい役所であった。今日の自治省、警察庁のほか建設省、厚生省、労働省までと一緒にした役所であった。そして、全国の知事、府県庁の幹部職員は、電話一本で任免され転任させられたのである」。⁽⁵⁾ 明治六年に創設された内務省は、大蔵、司法、文部の三省の所轄事務を除く民政全般を包摂し、その後農商務省、遞信省、鉄道省などが分離独立した後も、地方行政を通じてこれらの各省の所轄事項にも関係し、まさにわが国の内政において中枢的地位を占めてきた。それだけに内務官僚は官僚の中核として矜持をもつとともに、「牧民官」として清廉と公平とを要求された。⁽⁶⁾ そこから内務省では採用にあたっても学問上の成績のみでなく、「人間がどうか」を基準とした。⁽⁷⁾

「少々潔癖すぎる」古井にとっては、これはふさわしい職場であり、彼は右のような基準ではかられて入省し、そこで同じ基準で入省していた先任者の大達茂雄、灘尾弘吉に出合い、彼はこれら的人物に、るべき内務官僚の姿をみいだして職務に精励し、そのことによつてもまた彼らに認められ、「華やかな好運」への道を切り開いていったものと思われる。このことは、大達が死亡したときに書いた古井の次の文章によく示されている。「大達前文相は、内務省時代からの畏敬する先輩である。正しいと思うことは断じて行い、毀誉褒貶を顧みず、義のためには一身を捨てて憚らぬ人だった。ことさら私は知ぐうを忝うした」。⁽⁸⁾

彼の異例の昇進には、このようなよき先輩を知り、そして先輩に知られたことに加えて、さらに彼がすぐれた友人をもつたこととともに、やはりまた彼の官僚としてのすぐれた能力をあげなければならない。そして同時にまた、そ

の能力を必要とした当時の内務省の課題をも考慮する必要がある。そこでいちおう入省後の官僚としての古井の歩みをみておこう。

大正一四年に内務省に入省した古井は、まずは見習いとして東京府属に就任したが、半年後の一〇月に本省に帰り、衛生局に勤務した。当時の衛生局では湯沢三千男（後内相）が保健課長であり、大達茂雄（後内相、文相）が医務課長の任にあり、ここで彼は大達とともに一年先輩の灘尾弘吉（後文相、厚相、衆院議長）に出会うわけである。そして本省で約一年余の見習いをおえて翌一五年一二月に正式に高等官に就任し、地方事務官として埼玉県の工場課長に配属された。ところがこの埼玉県には一年前に内務省に入った入江俊郎（後最高裁判事）が庶務課長として就任しており、この入江との出会いと彼の忠告とが、古井に内務省での道を切り開くきっかけをついたようである。

入江は工場課長として就任した古井にたいして「そんなポストはごめんこうむって、内務省の本筋である地方自治の仕事をやらせてもらえ」とすすめ、自らもまた上司にその意見を具申してくれた。⁽⁹⁾ちょうどその年に郡役所が廃止されて、従来の郡長に代って郡下の市町村を指導監督する方面担当事務官がおかれたときでもあり、彼は入間郡と秩父郡の方面担当事務官に就任し、地方自治の実態にふれ、地方自治に積極的な興味と関心をもつようになった。

この埼玉県の彼について社会学あるいは行政学の立場から注目されるのは、彼が明治以降の政府の中央集権制のもとに従来は無視されてきた部落に注目し、部落を自治と行政の面で活動させなければならないという点に注目したといふことである。⁽¹⁰⁾

」のように地方自治にとりくむとともに古井はまた、学生時代から熱を入れていた長唄を、入江とともに師匠を求

めて復活させるなど、独身の特權官僚としての生活を大いにエンジョイしたようである。しかし、この気儘な独身生活も、昭和三年一月、貴族院議員阪本彥之助の長女福子と結婚することによって幕を閉じた。結婚の事情を古井はユーモラスに次のように書いている。

「私は幼い時は、額がせまくて金がたまらぬといわれたが、いつからか頭の毛が薄くなりだした。そこに縁談が起きた。姉は／『たいていのところで結婚しないと、結婚式の写真に毛がないというようなことになつたら子供がかわいそうでしょう』といふ。」

この一言で私は往生した。ついフラフラと安売りをしたのである。⁽¹⁾

結婚した翌年の四年一月、古井は約三年間勤めた埼玉県を離れた。東京府へ転勤となつたからである。

東京府において古井に与えられたのは、農林課長兼商工課長の地位であった。埼玉県時代に地方自治に打ち込んできたこともあって、彼は地方自治面での仕事を希望したが、その希望は容れられなかつた。しかし農林・商工といった経済関係の仕事にたづさわつたことと、仕事の関係から伊豆七島、小笠原諸島、三多摩地区などへもしばしば出かけ、実際の東京の姿を広く知つたことなどが、これまた後に東京都制の立案にさいして大いに役立つことになる。⁽²⁾

この東京府の勤務は二年二ヶ月で終り、古井は昭和七年一月、本省へ呼びもどされ、地方局事務官として事務官室に勤務することになった。当時のこの事務官室勤務は、「内務省では一種の登龍門」⁽³⁾であり、四名いた事務官のうち三名は財政関係を、一名は行政関係を担当し、仕事は業務ではなく、もっぱら調査研究であり、古井は行政担当として地方自治と選挙制度の調査と立案と企画に当ることになった。

東京府への配属によつて中断された地方自治への関心が再び喚起され、古井はここで行政担当の事務官として一二

年一月まで約六年間を過すことになるが、この間に彼は、二人の人物との交わりを再開させることになり、これがその後の彼の方向に大きく作用することになる。

その一人は、中学において同窓であった矢部貞治である。中学時代には古井と矢部とがさほど親しい関係ではなかったことは、すでにみたところであるが、矢部は古井に一年おくれて一高に入り、やがて東大法学部に進み、政治学を専攻し、大学を卒業するや助手として大学に残り、昭和三年には助教授となつて政治学を担当していた。⁽¹⁾ 古井の仕事が右のような調査研究であるところから、古井は矢部をたよつて文献や資料を母校に求め、両者は次第にその関係を深め、古井はこの関係によつて東大法学部の教授陣と懇意となつて研究上の便を得るとともに、矢部のすすめで『国会学会雑誌』に論文を発表するようになる。そして両者はこれをきっかけとして、まさに親友の語にふさわしい関係を結ぶことになり、この関係は矢部の死亡にいたるまで続き、やがて政治家としての古井に大きな影響をおぼすことになる。

いまひとりは、古井の埼玉県勤務時代に彼に地方自治関係の仕事をすすめた入江俊郎である。入江はその後内閣法制局に転じたが、内務省担当の参事官を勤めており、古井が本省に帰るや両者は仕事の上でも接触をもつようになって親しい交わりを再開させる。両者はイギリスの社会主義者シドニー・ウェーランドをもじつて共通のペンネームを「人見植夫」とし、「書きたいことをズバズバ書い」⁽²⁾て、ずい分と原稿料をかせぎ、よく赤坂あたりへくり出した。そして当時、市町村制の解説運用についての基準的な書物がないところから、それを作ろうということになった。しかし両者はたがいに自説を主張してゆづらず、一時はたな上げになつていた。ところが昭和一二年、古井が海外出張を命じられたため、両者は栃木県の鬼怒川温泉に合宿するなどして作業を進め、これは五月に古井が出発するまえに『市

制町村制提議』として出版された。一千ページをこすこの大著は、その後「地方自治制度の解釈運用についてのバイブルのようない存在」⁽¹⁵⁾となり、それだけにまた古井を内務省内における地方制度の権威としたものと思われる。

一二年五月に海外出張に出発した古井は、まずアメリカに渡り、そこに約一ヶ月滞在したのちヨーロッパに渡った。ヨーロッパではベルリンを本拠としてイギリス、フランス、オランダ、ベルギー、スイス、オーストリア、さらに北欧三国へも足をのばした。この海外出張は、出発時は一年の予定であったが、本国からの電報で、わずか半年でよびもどされて一月に帰国した。

こうして外遊は短期間でおわったが、この外遊については、彼の立場と人柄を示すものとして一つのことによれておく必要がある。

そのひとつは、彼のナチスにたいする態度であり、いまひとつは帰国の途で作曲家山田耕作と親しくなった経過である。

彼がヨーロッパ滞在中に根拠地としたドイツにおいては、一九三三年に政権を掌握したヒトラーが、ヨーロッパ制覇をめざしてナチズム体制を強化しつゝあり、古井の外遊の前年の三六年には、このドイツと日本のあいだには防共協定が成立し、これは彼のヨーロッパ滞在中に日独伊防共協定へと発展した。このような状況のなかに日本の一般的風潮も大きくナチスに傾きつつあったが、古井はドイツの現状みて、このナチスに必ずしも好意をもたなかつた。彼は欧米での見聞を「帰りの船中で『欧米一見隨想』という原稿にまとめた。防共協定時代に友邦ドイツを少々きびしく批判していたため、その筋の意向もあって非売品として親しい知友にのみ配つた。今日読んでみても、概ね正しかつたと思う」と書いている。

すでにわれわれは、大学在学中に関東大震災にあつた彼が、書物の入手できなくなるのを予想して古本屋へかけつけたことを紹介し、古井の現実的な思考方法についてみた。古井のこの現実的な思考は、彼が大学法学部において独法ではなく英法を専攻したことによつても強化されたであらう。そして彼は、内務省に入つてからは地方行政と地方自治、さらには選挙制度の問題と取り組み、この問題を通じて矢部をはじめとして東大の教授陣とも交わりを深めていた。そして、そうすることによつて彼は、その当時の一般の右よりの風潮のなかで、さらには革新官僚の台頭に示される官僚全体の右傾化のなかで、もつともリベラルな立場に身をおくにいたつたものと思われる。そしてこの現実的な思考とリベラルな立場とが、彼をナチスにたいして批判的とさせるとともに、彼をまた当時の特権官僚には珍らしく非権威主義的としたように思われる。

このナチスにたいする態度とも関係するが、いまひとつの帰国の船上における彼の山田耕作との出合いはこうである。帰国のために彼がナポリから乗つた船には、たまたま山田が乗りあわせていた。船長は古井と山田に敬意を表して、夕食の席を船長のテーブルに準備させた。しかし両者の席の順では古井の方が上席となつていて、「これはおかしい。私はまだ若造の役人だ。世界的な山田さんが私より下とは何」とか。こう考えて古井は船長に席順の変更を申し入れた。ところが船長は古井のこの申し入れを受け入れようとはしなかつた。そこで腹を立てた古井は自室へ帰り、当惑した船長がついに古井の言を容れて席を変えた。これをきっかけに古井と山田とは親しくなり、両者の間にはやがて「安い酒は私が払い、高い酒は山田さんが持つ」という協定ができあがり、この協定は帰国まで一ヶ月続き、両者の信頼関係はその後も山田の死にいたるまで持続し、山田は昭和四〇年の彼の死亡にさいして夫人に「おれが死んだのち、万一相談ごとがあつたら古井さんに頼め」と言い残したという。⁽¹⁸⁾

この山田との関係の発端となつた食卓をめぐる出来事は、彼のナチスにたいして示されたリベラルな非権威主義的な態度が、山田にたいする謙虚さとなつてあらわれたわけである。しかしそれにしても、席の変更の主張が容れられないからといって自室へ帰るとはやや大人気なく、普通であれば船長の好意にも顔を立てて、山田にことわって着席し、次回からの席の変更を頼むぐらいがせい一杯のところであろう。しかし尊敬する先輩大達の「正しいと思うことは断じて行」なうという生き方は、また彼の生き方ともなつており、やがて彼のものとなる「頑固」、あるいは「筋を通す」といった評価の示す性格は、すでにこの頃から彼のものでもあつた。

予定よりも早く本国に召喚された古井を待つていたのは、本省の地方局の地方監査課長のポストである。彼は入省から数えて一二年余の一月に本省課長となつた。この辺までの官僚としての歩みはほぼ普通であり、とりたててそういう早いものとはいえないであろう。しかし、その後の彼の昇進はまさに「異例」といつてもよく、彼自身も後に「これまでノロノロ運転であったのが、以後の八年間、急にスピードがついて、あれよあれよという間に次官にまでのぼりつめてしまった」と書いている。⁽¹⁹⁾

この昇進の跡をたどれば、昭和一二年一一月二五日に監査課長に就任した古井は、翌一三年四月には地方局行政課長に就任し、二年間その職にあつたのち、一五年四月には大臣官房に入り、文書課長に就任した。この古井の大蔵官房への抜擢は、当時の次官大達茂雄によるものであり、古井はさらに翌一六年一月には大臣官房人事課長を務めた。そして当時は人事課長が内務大臣の秘書官を兼務する習わしであったところから、一五年七月に成立した第二次近衛内閣の内相平沼騏一郎、一六年七月の第三次近衛内閣の田辺治通の秘書官を務め、さらに同年一〇月に成立した東条

内閣では、当初は首相の東条英機が内相を務めたため彼のもとで秘書官を兼務し、翌一七年一月に湯沢三千男が内相に就任したため、彼の秘書官をも務め、四代の内相の秘書官を歴任したことになる。

この人事課長時代に、古井は企画院によつて企てられた内務省の解体案を阻止するため、菅場次官や橋本警保局長とひそかに工作した。また東条内相のもとでは人事問題と彼が原稿を書いた地方長官会議での大臣訓示とで、東条と対立し、いずれも自説を通した。「このように逆らつてばかりいたのでは、いずれタダでは済むまいと覺悟していた。ところが豈（あに）はからんや、逆にこれが東条さんのお気に入るということになり、以後はひどくかわいがられた」⁽²¹⁾という。彼の筋を通して硬骨さが、かえつて東条の信頼をえることとなつたようである。

この人事課長兼秘書官時代は約一年半で終り、一七年六月には地方局長に抜擢された。時に彼は三九歳であり、この年齢にして全国の知事と道府県の部長クラスの首を据えかえることができたわけである。まさに「異例の抜擢」⁽²²⁾といえよう。この異例の抜擢が行われたのは、東京都制案を古井にやらせるためであつた。

東京都制案は、首都としての東京には特別の制度をおくという首都制説に由来し、すでに明治二〇年代から問題とされていたが、戦時行政のもとでとくに首都行政の一元化が要請されるようになつた。⁽²³⁾従来地方局長は知事経験者が就任する慣行であったが、古井が適任とされたわけである。古井は辞退したが容れられず、ついに就任して東京都制の実現に取り組んだ。この取り組みについて彼はのちに「いわば寝食を忘れて働く」⁽²⁴⁾き、この努力は忘れがたく、「東京都制の思い出に、そのころ生れた私の四女を都紀子と名づけた」と書いている。

この東京都制の実現とともに古井は、この地方局長時代に、多年の念願であった部落会および町内会の制度化を実現した。

埼玉県の地方官時代に古井が地方自治の実態にふれ、部落会と町内会に注目したことはすでにふれた。明治以降の中央集権的な地方行政のもとで、部落と町内会とは法制上では無視され、あるいはむしろ敵視されてさえきた。⁽²⁵⁾しかし古井は地方行政の実際を知るにいたって、部落会と町内会とを無視しては有効な行政を行えないと感じ、その制度上の位置づけを考えるようになった。この考えは、彼が本省に帰つて地方の経済厚生と選舉肅正運動に取り組むようになりますます強まっていた。そして、このような彼の考えは、戦時体制が強化されるにつれて一般にも認められ、東京都制の実現に先立つて一八年三月に関係法案が議会で承認されて実現した。⁽²⁶⁾

ここに実現したいわゆる隣保制度は、戦後の一時期には、それが戦争中の全体主義的な統制に利用されたところから、GHQによって解散させられるとともに、一部からは激しい批判の対象とされた。たしかに部落会と町内会の制度化は、それが戦時に行われたこともあり、批判されるような面をもつ。しかし彼は必ずしもそれを全体主義的な統制手段として制度化したわけではない。このことは、彼の考えがかなり早くからのものであることと、彼が当時の大政翼賛会にかなり強く抵抗したことによつても伺われる。

古井がナチスにたいして批判的であったことはすでにふれたが、彼はまた大政翼賛会にたいしても、その発足からい反対意見をもち、一七年の推薦選挙にさいしては次官湯沢にたいし選挙の本義を没却するものとの反対の態度を示した。そしてさらに地方局長時代には、翼賛会からその府県支部長である知事への指令を差し止めなどして、内閣書記官長星野直樹から注意されたりした。⁽²⁷⁾

一八年四月、内相湯沢が辞任し、後任には大政翼賛会の副総裁であった安藤紀三郎中将が就任したが、安藤の任務のひとつは、古井を処置することにあつたという。⁽²⁸⁾しかし当時はなお東京都制の制度化が進行中であり、安藤は古井

をただちには処置することができず、しかも古井の人格と能力とは安藤自身も認めざるをえなかつたようである。古井は後に当時の安藤について、「私を使っているうちに情が移つたのか、だんだん腕がにぶついてくさまでありますかがえた」と書いている。⁽³⁰⁾ すでに東条のばあいにもみられたが、古井の頑固さと不従順とは、人に反感や敵意をいだかせるよりは、むしろ好意と信頼をいだかせたようであるが、それは彼のその頑固さと不従順とが私的なものでなく、正義感と義務感とに発し、人は彼の能力とともに、そのことを認めざるをえなかつたからであろう。

ところで東京都制も一八年七月一日には施行され、初代の長官には大達茂雄の就任が決定し、これにともなつて内務省内の大巾な人事移動が行われることになった。古井は「腕のにぶ」た安藤内相に自ら知事転出を申し出て、茨城県知事に就任した。安藤は二人だけの宴を設けて別れを惜しむとともに、古井の在任中に水戸を訪問もした。二人の間にはいつしか深い信頼の念が生じていたようである。⁽³¹⁾

「私の一生の中で、茨城県知事時代ほど思う存分働いた時はない。第一、若かった。戦争は次第に苛烈（かれつ）になるし、どうせ死ぬならやるだけのことをやって死のうとの気もあつた。」知事に着任するや彼は早々に霞ヶ浦の治水対策事業に着手し、それを解決するとともに、燃料として県内の平地林を伐採しようとする農林省の計画を、農相内田信也との直接交渉によってやめさせたり、さつま芋の貯蔵庫のための補助金をとつたり、あるいは県庁の地下に地下壕を掘るなど、多くの仕事をするとともに、とかく後手後手にまわる行政に計画性をもたせるなどの改革も行つた。このように県行政に取り組むとともに彼はまたこの知事時代に、友人矢部や内務省の先輩大達茂雄を中心とする東条内閣打倒運動にも参画した。⁽³²⁾

なお古井は、この茨城県知事時代に、彼の後の政治家としての行路と密接な関係をもつ池田勇人と大平正芳との関

ある保守政治家の軌跡

係を深めるようになる。池田とはすでに本省時代に知り合っていたが、当時の関東国税局長の職にあった池田は、管内視察に茨城県を訪れ、一夜酒と共にする機会があり、この時両者はお互いに相手にたいする理解を深めた。そして池田がそのさい伴っていたのが大平正芳であり、古井の池田と大平との親しい関係はこれをきっかけとする。^{〔34〕}

そして一九年七月、東条内閣が崩壊し、代って小磯内閣が成立し、大達茂雄が内相に就任するや、内務次官の山崎厳のもとに警保局長としてふたたび本省に帰った。これまた異例の人事であった。内務省には重要なポストとされるものが三つあった。すなわち膨大な地方官人事をとり扱う官房人事課長と、自治体にたいする監督権をもつ地方局長と、全国の警察を掌握する警保局長とである。これらのポストが重要であるだけに、従来はこれらの三つのポストを歴任した者はいなかった。^{〔35〕}ところが古井はすでに人事課長と地方局長に就任し、さらにここに警保局長となつた。もつぱら地方局内で仕事をしてきた古井が先例を無視して警保局長になつたのには理由があつたようである。

話はさかのぼり古井がなおたんなる内務事務官であつた頃であるが、内務省においても一一年の二・二六事件の少し前から、警保局内の事務官クラスのなかから「新官僚」と称される人びとが特高を中心にして台頭しつつあり、陸軍と結んでナチス・ドイツにならつて國家の革新を論じつつあった。いわゆる革新官僚である。これと対立したのが、古井らの所属した地方局であり、地方局の反革新官僚派は二・二六事件が起るや、当時の内務次官湯沢三千男を動かして、革新官僚派を満州へ出し、省内には彼らの動きはみられなくなつた。^{〔36〕}ところが東条首相時代に、ふたたび警保局内には、特高を中心として陸軍と密接な関係をもつ者があつた。古井が警保局長に任命されたのには、彼によつて彼らを抑えさせようとする大臣の意図があつたものと思われる。

古井は憲兵と警察の分離を主張し、憲兵と深い関係をもつ者のみでなく、親軍派一般をも排除した。そのため陸軍

の憲兵司令部からの反感を招いた。古井は覺悟のうえではあったが、東條の退陣によつて陸軍には昔日の勢いがもはやなく、大事にいたらなかつた。そして古井は、自らが地方局出身であり、警保局の仕事に疎いということもあって、この親軍派の排除いがいの仕事は部下に任せた。そのため当初は彼を警戒した警保局内でも彼は信望を獲得したという。⁽³⁷⁾

この警保局長としての在任期間は約八ヶ月で終る。二〇年四月に小磯内閣が退陣したためであり、次官と警保局長と警視総監の内務省の三役は、政変のさい内相とともに退官するのが慣例となつてゐたからである。古井はしばらくは職に就く気はなかつた。しかし代つて成立した鈴木内閣の内相安倍源基のもとに次官に就任した灘尾弘吉から、愛知県知事への就任を要請された。「およそ戦局も見えてきていし、行つてどうしようもないでの困つたものだと思つておつたのですが、とにかく誰かがいかなくてはいかん」と考えてそれを受理し⁽³⁸⁾、六月一〇日に愛知県知事に就任した。

この愛知県知事の期間は僅か二ヶ月で終る。八月に敗戦を迎えたからである。しかしこの間にも古井は、軍の意向に反した県人事を行い、中部軍司令官をしていた岡田資中将を激怒させている。⁽³⁹⁾

敗戦を迎えた古井は、「こうなつた以上、従来の者が知事の仕事をやれる立場じやない」と考え、敗戦の翌日、その旨を記した辞表を秘書に本省へ届けさせた。そして身辺の整理をすませ、知人との別れの宴を計画していた。そこへ東京の本省から上京を促す電話が入つた。古井は辞表を出した身だからと拒否したが、再三再四の督促に抗し切れずついに上京した。彼を待つていたのは内務次官のポストであった。東久邇宮内閣の内相に就任した山崎巖から次官就任を要請された。古井はすでにそれを予想していたから上京を拒否したのであつたが、直接に会つて懇請される

と抗し切れずについに受諾した。「私は今日は全く勘弁してほしいという気持ちであった。しかし人間の世の中は思う通りにはならぬ。とうとう、心なラズも流れに流れに流されたわけである」。⁽⁴⁾

古井の次官就任期間はこれまた、八月十九日から一〇月一〇日の東久邇宮内閣の辞任までのわずか二ヶ月足らずにとどまった。しかしこの短い期間は、「一日一日がまるで一年も二年ものような気がした。夜になると、ああきようもやうと一日が済んだかと、この時ほど一日の長さと無事を痛感したことはなかつた」という。⁽⁵⁾当時の騒然たる状況と古井の地位を思えば、まことにさもありなんと思われる。

- (1) 『政治家』一一一ページ。
- (2) 同、一一二ページ。
- (3) 『人生』七七ページ。
- (4) 『第二〇年』六三ページ。
- (5) 『政治家』六七一六八ページ。
- (6) この内務官僚の特徴については、大震会編『内務省史』第一巻、地方財務協会『昭四六、六七一六九八ページ参照。
- (7) 『談話』七ページ。類似の点は、内政史研究会『三好重夫氏談話速記録』二六一二七ページにもみられる。三好も古井と同年に内務省に入り、両者は親しかった。
- (8) 『第四年』八ページ。なお別の箇所ではまた次のようにも書いている。「大達さんはひどくかわいがつてもらつた……大達さんは絶対に正しい人。であった。そして正しいことのために自分を含めて、すべてを犠牲にする人だった。こんな人を私は見たことがない」(『政治家』八一一八二ページ。)
- (9) 『政治家』一〇ページ。
- (10) 『談話』一七ページ。
- (11) 『政治家』二六ページ。
- (12) 同、二七ページ。
- (13) 同、二八ページ。
- (14) 古井は、本省に帰ったとき、「矢部が東大法学部の助手をしており」(『政治家』二八ページ)と書いているが、『矢部日記』の巻末の「矢部貞治略歴」によれば、矢部は昭和三年に助教授になっており、右の記述は古井の記憶違いのようである。
- (15) 『政治家』二九ページ。
- (16) 同、一ページ。
- (17) 同、一八ページ。
- (18) 同、一七ページ。
- (19) 同、三四ページ。
- (20) 同、三六ページ。

- (21) 同、四六ページ。
- (22) 細川隆元『現代の政治家』雪華社、昭三五、一・五ページ。ただし、この書では古井の地方局長就任時の年令が「才若、三八才」となっているが、これは誤りである。
- (23) 前掲『内務省史』第一巻、五〇七ページ。
- (24) 『政治家』四八一五〇ページ。
- (25) この点については、潮見俊隆他『日本の農村』岩波書店、昭二二、一一一四八ページ、中川剛『町内会』中公新書、昭五五、一四七一四九ページを参照。
- (26) 『談話』一七ページ。
- (27) 同、三七ページ。
- (28) 『政治家』四九ページ。
- (29) 同、五〇ページ。
- (30) 同、五一ページ。
- (31) 同、五一ページ。
- (32) 同、五三ページ。
- (33) 同、五七一五八ページ。この倒閣運動については、むしろ矢部の方が主役であるので、後に述べることにする。
- (34) 古川万太郎『日中戦後関係史』原書房、昭五六、六八ページ。
- (35) 同『日中戦後関係史ノート』三省堂、昭五八、一五九一六〇ページ。
- (36) 『談話』三五四ページ。
- (37) 同、五五一五六ページ。
- (38) 同、六四ページ。
- (39) 同、六七一六八ページ。
- (40) 同、六九ページ。
- (41) 『政治家』六六ページ。
- (42) 同、六六一六七ページ。

三 花開く友情

—浪人時代—

古井は東久邇宮内閣の崩壊とともに内務次官を辞任し、しばらくは内閣書記官長次田大三郎の求めにおおじて、国務大臣松本烝治のもとで憲法改正の仕事にたずさわることになった。しかし一年に入るや新憲法の松本草案はGHQの拒否するところとなつて、憲法改正の事業は徒労におわるとともに、公職追放令が出され古井自身が官庁への

出入りを禁止され、文字通りの浪人となつた。そこで従来の牛込の住宅が空襲で焼失していたことからも、勧める人もあって、東京の郊外の吉祥寺に土地を買った。広さは九百坪あり、もちろん借金によつてである。そしてそこに家を建てて移り、しばらくは食糧不足の時代とて邸内の空地での芋づくりにはげみ、やがて弁護士を開業した⁽¹⁾。

古井が学生時代には弁護士志望であったことはすでにみたが、彼は内務省に採用されたのちも、いくらか弁護士への未練が残つたものと思われ、その年の一二月には高文の司法科にも合格していた。

ところが彼が公職から追放されたとともに、かつて内務省の先輩であった大達茂雄は、戦時に日本が占領してつくった昭南市（シンガポール）の市長であつたために戦犯として逮捕された。すでにみたように大達を「絶対に正しい人」と信じて尊敬する古井は、大達の弁護のために奔走することになった。そして大達の正式の弁護人であつた成富信夫から、資格をもつてゐるなら弁護士登録を行つておいたほうが何かと都合がよいとすすめられ、二一年一〇月に弁護士登録を行い、第一東京弁護士会に所属することになった。しかし、大達はやがて釈放され、弁護士登録の意味はなくなつたわけであるが、公職追放とあつて他に職もないところから、成富のすすめるままに弁護士をやることとし、京橋に事務所を開設した⁽²⁾。

この公職からの追放中に古井は、東大を辞職して同じような境遇におかれることになつた矢部貞治とさらに親しくなり、矢部からやがてその後の政治生活の方向に大きな影響をあたえられることになる。

古井と矢部とは、すでにみたように鳥取中学の同窓ではあつたが、その頃の彼らの関係はさほど親しいものではなかつた。しかし古井が内務省の地方課に勤務するにいたつて、両者は接触をもつようになり、まさに気が合つたのであろう、たがいに認めあって、親密な関係をもつようになつてゐた。古井がすでにみたように、右傾する当時の風潮

のなかにあつてリベラルであつたのも、ひとつはこの矢部の影響にもよるものと思われる。そして古井が公職から追放される少し前に、矢部もまた東大を辞職し、両者は同じ浪々の身であるところからしばしば来往し、ともに吉祥寺の古井の邸内の芋畠の芋作りにはげんだりもし、さらに結びつきを深めたようである。矢部がその当時つくった次のような句は、その頃の両者の状態とともに両者の関係をもよく表現している。

「いもを植え その茎を眺め ビール飲む

雨降れば すぐいも思う 心かな

藷だけで 食えるがごとく いも作り

石むろに 藷を貯する 皮算用

いも畑に 浪人の立つ 風情かな⁽³⁾

この芋づくりは、そのみごとに育った葉によって一千貫の収穫を予想させた。それにそなえて両者は貯蔵用の穴蔵まで掘つた。しかし育つたのは葉ばかり、実はさっぱりであり、まさに「皮算用」に終つた。

芋は実らなかつたにしても、両者のあいだの友情は大いに育ち、古井の後の政治生活に大きく影響することになる。古井は後に、矢部の死にさいして、「彼の体臭は私の体に滲み込んでおります。私の思想の半以上は彼からのものであります。……」と述べている。⁽⁴⁾ したがつて、ここで簡単に矢部についてみておく必要があろう。

矢部貞治⁽⁵⁾は古井に約二ヶ月先立つて明治三五年一一月九日、鳥取県氣高郡美穂村（現鳥取市）向国安に横山久松の三男に生れた。美穂小学校をおえて鳥取中学に進み、ここで古井と同窓となつたが、生家は古井の生家ほどには豊か

ではなく、それ以上の進学は困難であった。すでにふれた林校長はこの矢部の才能を惜しんだのであらう。当時鳥取地裁の判事であった矢部安男の養子に世話し、矢部は中学三年の時に矢部家に入った。⁽⁶⁾そして古井に一年おくれて一高に入學し、大正一五年に東大法学部政治学科を卒業し、ただちに助手に採用され、昭和三年に助教授に昇進し、政治学を担当した。

林校長の「古井は学者に……、矢部は政治家に……」の言葉はすでに紹介したが、この言葉はたとえ伝説であるにしても、矢部の独立不羈と現実への関心は、彼をたんなる書齋の学究にとどめておかなかつた。

昭和一〇年四月の助教授時代に矢部は文部省在外研究員として欧米に留学し、一二年五月に帰国し、三一日に大学へ出て学部長をはじめ先任の教授たちに帰国の挨拶をします。正午になつて主任教授小野塙喜平次とともに食堂へ行くが、その日の日記にはこう書かれている。「ここで先生方に挨拶し、江川君などと並んで食事。駄弁。懐しいが、これがこれから一生続くのかと思うと嫌な気がする」。⁽⁷⁾なぜ嫌な気がするのか。この文章の前後にはそれを具体的に説明している箇所は見当らない。それだけに、この文章は、将来の帝国大学教授のポストを約束された小壯の助教授が、留学からの帰朝後の大学での第一日目にいだく感想にはふさわしくなく、彼がつねづね東大にたいしていだいていた感じがもれたものではないかと思われる。彼に嫌な感じをいだかせたものが、東大アカデミズムの權威主義であったのか、あるいは真理の名のもとでの偽善であるのか、あるいはまた書齋のなかでの現実ばなれした空論であるのか。いずれにせよ彼が東大にたいしてある違和感をいだいていたことだけは、この文章から推察される。

このような矢部も、あるいはむしろこのような矢部なればこそ、当時アカデミズムの自由に、さらに一般には民主主義と自由主義とにたいして右翼から加えられつた攻撃に直面しなければならなかつた。帰朝後間もなく彼は、

経済学部の矢内原忠雄の辞職にさいして日記に「實に憂鬱な事だ」と書いている。そして自らの立場にたいする養田胸喜らの執拗な攻撃と大学内の動向に不安を感じ、退職後のことまで考え、関係のあつた出版社弘文堂や通信社の同盟の関係者、あるいは古井と相談したりもしている。⁽⁸⁾

そして翌一二年二月の人民戦線事件による東大経済学部の大内兵衛らの検挙にさいし、経済学部で被起訴者の休職が議せられた二三日、矢部は「休職に賛成した教授の名前（土方、本位田、田辺、荒木、中西、馬場等）と、之を抑止することに努力した人々（河合、上野、舞出、森、山田）とは永久に憶えていなければならぬ」と書き、また河合栄次郎の著書が問題になるや、河合を激励し、河合の起訴にさいしては河合の家を訪ね、起訴中は一貫して支援し続けた。

このような矢部であれば、彼自身も右翼の攻撃的とされ、右翼の養田胸喜を一〇月六日の日記に「養田狂氣」と書いてうつぶんをはらさなければならなかつた。⁽¹⁰⁾ そして彼の教授昇格は、一三年九月の教授会において一人の反対もなく通過しながらも、その自由主義的な立場のために文部省でにぎりつぶされ、発令されたのは一年後の一四年八月三一日であった。⁽¹¹⁾ この間に彼は、外部の勢力に呼応し文部省に迎合する人びとによつて次第に学問の自由が失われ行くのをみ、自己の大学での将来にたいする不安からも、一〇月二八日の日記に「とにかく不愉快でどうでもしやがれ」という気がする。人間到るところ青山ありで、もつと自由に人格を鍛練して働けるところへ行きたい」と書いている。⁽¹²⁾ このような状況におかれて矢部は「心にもないことを言うよりは、心にもないことを言わないとにするの他ない」⁽¹³⁾ と自らを戒めながらも、その強い現実への関心は、ケルロイターやローゼンベルクといったナチスの政治理論家に触発されて、「日本的政治学」を彼に考えさせるとともに、彼を現実の政治へ参与させることになつた。⁽¹⁴⁾

すでに矢部は古井と古井の友人入江俊郎との交わりによって内務省との関係をもち、一三年六月には入江の依頼で議会制度調査会の幹事を引き受け⁽¹⁵⁾、以降は内務省関係の要人とも関係をもつことになるが、さらに彼はこの調査会の幹事を引き受ける少し前の五月三日、蠣山政道の紹介で訪れた大山岩雄から、昭和研究会の外交委員会のメンバーになることを乞われ、それを受諾して精力的にそこで活動し、さらに七月には昭和研究会に文化問題研究会が設置されるや、そのメンバーとなつた⁽¹⁶⁾。

翌一四年八月に矢部は教授に昇任するが、それより少し前の五月、昭和研究会に幹事会が設置され、そこで研究の方針と運営がはかられることになり、彼は佐々弘雄、笠信太郎、三木清とともに、幹事として研究会の実際の運営に当ることとなつた。それとともに研究会は時代の新しい要請にこたえて、資本主義と全体主義と社会主義に代る指導理念をもとめ、三木清の提唱する「協同主義」の検討を行い、矢部も積極的にそれに参加するとともに、三木のこの協同主義の立場の影響を受け、それを自らの立場とするようになった⁽¹⁷⁾。

そしてさらに翌一五年六月、矢部は、昭和研究会の創始者後藤隆之助の依頼を受けて近衛文麿に会つた。近衛は新党運動に乗り出そうとして、助言者を必要としており、矢部は乞われるままに助言を行うこととなつた。そして間もない七月、米内内閣は崩壊し、二二日に第二次近衛内閣が成立した。矢部は一挙に権力の中核に関係することになったわけである。

この一五年の夏休みは、右のような事情から矢部は、近衛のいわゆる新体制の樹立の計画に参画することになり、多忙な時をすごさなければならなかつた。矢部らの労苦が実り、ついに八月二八日には新体制準備会の開催のはこびとなつた。そして当日発表された近衛の声明は、矢部が執筆したものであつた。矢部は当日の日記に、「僕の書いた

文章が多少變つてはいるが殆んどそのままで、而も根本の思想と原理は殆んど皆僕の頭から出たものだから何となく妙な感じで新聞を見、放送を聞いた。僕も歴史的な文章を一つ書いたことになる」と書いている。⁽¹⁸⁾

この文章に示されているのは、矢部が書斎から出て現実の政治にたずさわることによつて、M・ウェーバーのいう「権力感情」を満足させたということである。ウェーバーによれば、それは「歴史的な重大事件の神経繊維の一本をにぎりつてゐる」といった感情であり、これこそが、政治にたずさわる者に「内的なよろこび」をあたえるものなのである。⁽¹⁹⁾

このように政治的な権力感情に満足をおぼえた矢部ではあるが、彼はまたやはり学者でもあった。右のように書いた三日後の八月三一日、夏休みをありかえつて、「この夏は新体制で暮れにけり」とよむとともに、近衛のこの新体制の動きに乘じようとする政治家たちのさまざまな動きを距離をおいて観察し、右の句に並んで「幕あけて百鬼夜行のつづら哉」とも日記に記している。⁽²⁰⁾

その後しばらく矢部は、近衛のこの新体制運動のために活動するが、それが大政翼賛会として具体化するようになると、近衛からも大政翼賛会からも次第に離れるようになる。ひとつには新体制をめぐつて夜行する「觀念右翼」に愛相をつかしたことによるが、何よりもそれを抑えることができないで、翼賛会がたんなる上意下達の行政補助組織となるのを放置する近衛の指導力のなさに失望したからでもあった。

こうして近衛に失望した矢部は、それだけ海軍との結びつきを強める。

矢部は、近衛と会う少し前の一五年六月、田中耕太郎の推薦によつて海軍省の嘱託となつた。仕事は、海軍大学の関係者とともに政治、経済、思想の将来を研究することであり、この仕事を通じて矢部は、當時海大的教官であった

高木惣吉大佐（後に少将）や千田金二大佐と関係をもつようになつた。そして高木が海大教官のまま海軍省軍務局の新体制問題の担当となつて海軍の政治関係を担当することになったため、この高木を介してこれまで一挙に、陸軍と対立していた海軍の中枢と関係をもつようになつた。そして大政翼賛会が、陸軍と觀念右翼によつて国民運動組織としての性格を失うや、その認識において高木らと一致し、近衛のあとに末次信正を推そうとする海軍の動きに同調しさまざまの助言をあたえたりもした。

この動きは、近衛内閣が一〇月一六日に総辞職し、一八日に東條内閣が成立したために帰した。しかし矢部が、以上のように近衛のブレーン、さらには海軍団託として政治の動きの中心へと接近するにつれ、彼はまた内務省について次第に地位を高めつつあつた古井を介して大達茂雄や山崎巖といった内務省の要衝にある人びとともに交渉をもつようになつた。そして矢部は古井と入江とともに、これらの人びとともに国事を論じる機会を増加させ、そのことによつてまた古井との関係をもさらに深めていった。矢部が古井と「一生を投げ出して何かやる時にはお互に打開け合つてやろうではないかと約」したのは、彼が一五年一〇月に古井を訪ねて近衛との関係を説明したときのことであるが、この時以来両者はこの約束を忠実に守り、たがいに利害を無視して助け合う仲となつた。

この海軍との関係によつて矢部は、京都学派の高山岩男、西谷啓治、高坂正顕、鈴木成高たちとも交わりをもつとともに、一七年一〇月には外務省団託、一九年一〇月には大東亜省団託となり、大東亜戦争の理論的正当化にあたることとも、ますます現実の政治とのかかわりを深めていった。そして一九年に入つて戦局が絶望的になるなかで東条が人心の離反にもかかわらず独裁体制を強化して行くや、ひそかに海軍の高木惣吉、内務省の古井や大達や山崎らとともに東條内閣の打倒をめざし、木戸内府、末次信正、米内光政などへの働きかけを行つた。

」のように現実の政治に大きくかかわってきた矢部にとって敗戦は痛恨事であり、彼は敗戦の不可避を知るや、いつも早く無条件降伏とともに日本への再出発の問題にとり組み、二〇年八月一三日から一七日にかけて「日本の自己革新」の執筆に没頭した。そして降伏の詔書の下った一五日には、日記に「我々の忍苦は此の日から始まる。どのような運命が待っているのかは判らぬが、興國の先駆者として志士仁人として生きたい」と敗戦を迎えての覚悟を書いた。⁽²³⁾ 今にしては大きさに響くが、当時の彼の立場を考えると、いつわりなき真情の吐露であったろう。

こう書いた矢部にとっては、敗戦とともに発言権を増大させた自由主義者たちは、「今までの鬱憤をハツラツと言ふようなもの」⁽²⁴⁾であり、あるいは「戦争に何ものも寄与しなかつた傍観者が、時運に際会したやうにのさばる」ものと観じられた。⁽²⁵⁾ しかし彼の戦争責任もまた否定しえない。彼は、内務次官に就任した古井の依頼によって中村哲、佐藤功、山根秀男、木村剛輔らと憲法問題の研究会を組織して、戦後の方向の模索を始めるとともに、九月二十四日には法学部長南原繁にたいして自己の戦争責任にかんする見解とともに、「いつでも進退を明らかにする覚悟をしていふことを申述べ、自由に處理願いたいと申入れ」⁽²⁶⁾た。そして戦中から関係のあった矢次一男の「政策研究会」が「新政研究会」の新しい名称のもとに再出発するや、それに参加し、さらには鶴見祐輔が組織した「戦後政治経済研究会」にも加わって、新しい日本の向うべき方向についての研究を続けようとした。

このような矢部にとっては、敗戦とともに大学に生じた改革の動きは、マッカーサー指令部への迎合ともみえ、その動きのなかで右往左往する多くの同僚たちは「無氣力、無責任、非実践的で、ともに道を説く同輩としては物足りない」と思われ⁽²⁷⁾、自身になつて活動したいという願望が生じ、そして何よりも米軍の占領の目標と政策とに反対な者を不適格とするマッカーサー指令部への抵抗からも、一一月三日に彼は正式の辞表を提出した。南原を中心に彼

の翻意をうながす人びともあったが、一部にみられる「狭量醜惡の淫売婦的根性」に「早く大学をやめて悠々と浪人したいという念願」はますます切なるものとなり⁽²⁸⁾、一一月一〇日に辞表は教授会において正式に承認され、一七日付で翌二一年一月一二日に彼に伝達された。

自由の身となつた矢部は、類似の境遇におかれ古井とよりしげく来往しながら、講演あるいは執筆活動によつて主として生計を立てながら、右は保守諸党の左翼に位置する人びとから、左は社会党の右翼に位置する人びとにいたるまでの巾広い政界人と関係をもつた。とりわけ彼は、二二年三月に結成された国民協同党の書記長三木武夫のブレーンとして活動し、実際政治への影響をおよぼすとともに、政治評論家としての地位を確立し、古井の政治家としての出発と、政治家としての古井の方向にも大きな影響をあたえることになる。

古井は自らの政界への進出について「正直いって、私は政治は性分に向かないし、あまり好きでない。しかし、周りから何だかんだ言われると、人間とは不思議なもので、いつとはなしに足がそちらに向く」と書いて、明瞭な事情については述べていない。いろいろな事情が重なつたのであろう。

まずあげられるのは、旧内務省時代の後輩岡田典一のすすめである。二五年の春、当時内閣参事官であった岡田が古井を訪ね、「一人くらい内務出身者も政界に立つべきである」と古井に特免の申請を促した⁽²⁹⁾。特免とは、公職追放が一定基準にしたがつて行われたため、形式的には追放に該当するが実際には追放する必要のない者を救済するための制度である。内務省は大政翼賛会との関係などから、他の官厅に比較して多数の追放該当者を出していた。そこで旧内務省関係者の一部には、当時の他の官厅出身者の政界進出に対抗して、政界での復権を意図する動きがあった

ようである。岡田はそのような動きを代表し、古井をいわば突破口にしようとしたわけである。古井は知事として翼賛会と武徳会の支部長であったのみでなく、さらに警保局長として戦時体制のもとで警察行政の最高責任者でもあった。そのため特免の可能性にたいして疑いをもち消極的であったが、強いすすめにしたがって申請を提出した。ところが図らずもこれが通り、二五年の秋には特免が下りた。しかし、これをを利用して政界に出るまえに、二七年には講和条約の発効によつて追放制度そのものが廃止された。しかしこの特免申請は、やはり古井を政界に方向づけたものと思われる。古井はあるところで「追放を免れた同時代の官僚ども、ことに税金をとつたり汽車を動かしたりすることしか知らない官僚などが、鬼のいぬ間にのそばついていたのが気に食わなかつたことも一つの動機だったようだ」と書いている。⁽³¹⁾ここには、すでに政界において重きをなしていた池田勇人や佐藤栄作らにたいする内務官僚としての自負と対抗心とが示されている。

このようない東京での動きとともに、出身地の鳥取においては、「知事をやつてみたらとか参議院をやつてみたらとか衆議院はどうだとか」⁽³²⁾と、彼を政界へ擁立しようとする動きが生じつた。彼の経歴を考えれば、これまた生じるべくして生じた動きであり、すでに二六年春の第二回統一地方選挙には、鳥取県の民主党内には知事に古井を推薦するとする動きがあつた。⁽³³⁾

このような外部からの働きかけとともに古井の側にも政界進出を促す事情があつた。弁護士は彼が学生時代に一時は望んだ職業ではあつた。しかし実際に官僚を登りつめて四〇歳をこえての開業では、それは若い頃に考えたほどの職業ではなかつた。「私の弁護士稼業は、さっぱり収入にならない。『やあ、ありがとう』といつてウイスキーを一本持つてくるお客様が大部分である。一方、弁護士会の会費は高くなるし、税務所は所得があるだろうといってせめる

し、どうしようと思ふが、無職というのも困るので細々と続けていた」という状態であった。⁽²⁴⁾

このような状態であれば、特免申請をきっかけに彼の関心が政界へ向いたとしても自然であり、しかも戦時中を通じて強い友情で結ばれてきた矢部が、三木のブレーンとして、あるいは政治評論家として活動し、それを身近にみてみるとあれば、なおさら政界での活動を思はざるをえないであろう。右の文章にいうように「いつとはなしに足がそちらへ向く」といった消極的なものではなく、積極的な意欲をもつたはずである。このことを示すのは矢部の日記であり、二五年一月二九日のそれには「古井は衆議院選挙に色氣があるようで、必ずしも反対しないが、しかし本當は弁護士を中心にして若干のふさわしい公職に就くのがいいと僕は言う」と記されている。矢部がこのように書いたのが、古井の追放解除の約一ヶ月後のことであつたことを考慮すると、後に古井が記している古井自身の政界への消極的な記述とは異って、古井自身がかなり早くから政治への強い意欲をもち、むしろ逆に政界への周囲の環境づくりを行つていたのではないかとさえ思われる。後の文章の示す消極的な表現は、むしろこれからみるようだ、当時の彼の積極的な抱負を実現しえなかつたことへの、後悔と羞恥しさのもたらしたものであろう。

ところで実際に政界に出るともなれば、政治資金が問題となる。職業としての弁護士が右のような状態であるとすれば、資金提供者を求めなければならない。彼は、PHP研究所と関係をもつていた矢部に、松下幸之助からの資金提供を依頼してもらい、松下から若干提供を受け⁽²⁵⁾、また自らも警保局長時代に知り合った岸本商店の岸本吉左衛門にも依頼し、彼から三〇〇万円の提供を受けている⁽²⁶⁾。他に郷里では鳥取県の政財界で重きをなした米原章三の支援を受けており、彼からも何ほどかの援助を受けたと思われる。

実際の立候補は、二七年八月のいわゆる「抜き打ち解散」によって行われた第二五回総選挙においてであった。こ

の選挙は講和条約による独立後の最初の選挙であつたため、政界復帰をめざす追放解除者たちの立候補もあつて、どの選挙区も激戦となつた。全県一区の鳥取県においても、四議席をめざして一一名が立候補した。しかも当初この選挙には、第一次近衛内閣と小磯内閣で外務次官を務めた沢田廉三（後の国連大使）が立候補を予定していた。米原は古井と沢田の調整に頭を悩まし、沢田の方が古井よりは先輩であるところから、古井にはまず県会へ出ることをすすめたが、⁽³⁸⁾ 古井は出馬意志をかえず、かえって沢田が讓歩して立候補をとりやめた。

沢田と古井とのこの立候補をめぐる競合については、古井が追放中にもその経験から、中央官庁への鳥取県の陳情その他に適切な援助や助言、あるいは指示をあたえ、地元選挙区ではこの面からも、外交畠出身の沢田よりも古井を支持する者が多かつた⁽³⁹⁾という理由も見落してはならないであろう。

しかしともあれ政界に入つてからはほとんど人を押しのけることのなかつた古井を考えると、やはり彼の出馬が、後に彼が書いているように受動的なものではなく、積極的な抱負のもとに決意されたものであることが、これによつても伺われるのではないかと思われる。

自由党への入党をすすめる者もあつたが、古井は自由党の保守的性格にあきたらず、かつは矢部が改進党の三木のブレーンとなっており、矢部のすすめもあって改進党から立候補した。⁽⁴⁰⁾ この選挙以来、矢部はその生存中の古井の選挙にはすべて応援にかけつけたのみではなく、古井が昭和三六年八月から始めた大山での夏期大学の講師として、毎年鳥取に赴き、さらに夏期大学の計画と講師の依頼に当るなど、ことあるごとに古井の相談にあづかり、よき助言者として政治家としての古井の活動を援助した。

さらにこの最初の選挙において古井は、同じく追放解除から政界復帰をめざして改進党から富山県で立候補した松

村謙三の応援を受けた。古井は内務省地方課の行政課長時代に、当時民政党的政調会長であった松村に会い、選挙制度の問題にとりくんでいたこともあって松村との関係は続いたが、やがて両者はともに公職から追放されて公的生活が禁じられたため、関係は絶えていた。ところが選挙の応援という形で両者の関係が復活し⁽⁴⁾、古井の政治生活は、矢部との関係とともに、この松村との関係によつても大きく左右されることになる。

一〇月一日に行われた選挙の結果は、有効投票二九三、七五六票のうち、古井は三九、八一七票を獲得し、第四位ではあるが当選した。

- (1) 『政治家』七一一七一ページ。
- (2) 同、八一八二ページ。
- (3) 同、七二ページ。なお、これらの句は、『矢部日記』Ⅱ、七〇ページに「浪入古井を歌う（句集『心の葉』）として昭和二一年八月三〇日に書かれている。
- (4) 『第一五年』四ページ。また矢部の一回忌にさして古井は同じように「私の体には彼の体臭と思想が参み込んでいる。彼なきあとも、彼の魂が宿っていて、いつまでも守り神として導いてくれるだらう」と書いている（『第一六年』一四九ページ）。
- (5) 以下の矢部の年譜的記述は、『矢部日記』の巻末の「矢部貞治略歴」による。
- (6) 『第一六年』一四九ページ。
- (7) 『矢部日記』一、三ページ。
- (8) 同、八四ページ。
- (9) 同、八六ページ。
- (10) 同、一五〇ページ。
- (11) 同、一四六、一四八、一四五六ページ。
- (12) 同、一五八ページ。
- (13) 同、九八ページ。
- (14) 同、一〇二ページ。
- (15) 同、一一六ページ。
- (16) 同、一〇八ページ。昭和研究会と、そこにおける矢部の活動については、昭和同人会編『昭和研究会』経済往来社、昭四三、および酒井三郎『昭和研究会——ある知識人集団の軌跡』講談社学術文庫、昭六〇、が参考になり、また伊藤隆『昭和十年代史断章』東京大学出版会、昭五六、は『矢部日記』一を中心として、敗戦にいたるまでの昭和十年代の政治史を考察したものであり、政治史上における矢部の動きの詳細は、本書によつて知ることができよう。
- (17) 「協同主義」については、前掲『昭和研究会』一六五一七七

- ベージ、『昭和研究会—ある知識人集団の軌跡』一四五—一五四
 ベージ、『昭和十年代史断章』一一一九ページが参考となる。
- (18) 『矢部日記』一、三四四ページ。後に矢部は、国策研究会の矢
 次一男に、彼の『新体制論』はもやもやした近衛の頭の中に、
 「本筋を通し得た様だ」と語ったという(矢次一男『昭和動乱私
 史』中、経済往来社、昭和14、「八一ページ」)。
- (19) M. Weber; Gesammelte Politische Schriften, 1958, S. 545.
- (20) 『矢部日記』一、三四四ページ。
- (21) 「概念右翼」などいって、前掲『昭和十年代史断章』六三一六
 四が参考となる。
- (22) 『矢部日記』一、三七七[ページ]。
- (23) 同、八三一ページ。
- (24) 同、八三二ページ。
- (25) 同、八三二ページ。
- (26) 同、八三四ページ。
- (27) 同、八五五ページ。
- (28) 同、八五七一八五八ページ。
- (29) 『政治家』八八・ページ。
- (30) 『第100年』六七ページ。
- (31) 『東京通信』第七号(昭四九年一月)、七一八ページ。
- (32) 『政治家』八八ページ。
- (33) 土谷栄一「わが経し跡のあと」昭五六、三「四ページ。土谷は
 鳥取県会議員で議長も歴任した県政の実力者であり、本書は彼の
 詳細な回想録である。
- (34) 『政治家』八五ページ。
- (35) 『矢部日記』一、四七二[ページ]。
- (36) 『矢部日記』一には「七年七月一日」、「池古井のため松下氏十
 万円出してくれる約束をした由」の記述がある(大)七ページ)。
- (37) 古井喜実「おぐらあ」『毎日新聞』五年三月三〇日、には
 「三百万前後(はしきつ記憶せぬ)」とあり、『政治家』には「確
 か三百万(正確でないかも知れぬ)」と書かれている(九〇ペー
 ジ)。
- (38) 『政治家』一一五一一六ページ。
- (39) 選舉区内にあって古井を支持した元鳥取市議広田敏男、元郡家
 町議永田文俊との面接による。
- (40) 『政治家』一一六ページ。
- (41) 同、一一七一一八ページ。

四 政務と党務のはじまり

——厚相になるまで——

こうして古井は、内務次官辞任後の七年の浪人生活をへて、四九歳にして新たに政治家としての第一歩をみ出した

た。

後に彼は当時の自己を顧みて、「海千山千の集りというか、ひと通りやふた通りでない政界のなかで、まことに純真だったというか、幼稚だったというか、一本調子の若造だったという感が深い」⁽¹⁾と述べている。ここに、法律と法規と上司の命令とにしたがって、ひたすら筋を通して正確に行政の執行に當る官僚の世界から、権謀術数のもとに権力を求めて闘争と妥協にあけくれる政治家の世界へと第一歩をふみ出した彼の状況の変化が伺われる。

ところで当時の政局は、吉田内閣による講和条約の締結をめぐって、いわゆる革新の側にあっては二六年一〇月に社会党が左右に分裂し、保守政党にあっては追放解除組の政界復帰によって、たんに野党の改進党のみではなく、与党の自由党のなかにも鳩山一郎を中心として反吉田勢力が台頭するにいたり、ようやく吉田のいわゆるワンマン体制が動搖を示し、大きな変化が訪れつつあった。

この変化はまず、第二五回総選挙の半年余り後の「バカヤロー」解散による第一六回総選挙となつてあらわれ、次いで第二六回総選挙後の第五次吉田内閣における造船疑惑にさいしての大義法相の指揮権発動、それによる吉田内閣からの世論の離反となり、やがて吉田内閣の退陣をへて保守合同をもたらすことになる。この保守合同への歩みのなかで、保守の各党においては、主導権をめぐってさまざまな動きが競合し、複雑な離合集散が展開された。古井は「当時の国会は、私どもの頭から見れば、全く醜い政略ばかりのように思えた」⁽²⁾と記している。

ある保守政治家の軌跡

このような従来とは異った政界のなかに第一歩をふみ入れた古井は、政治家としての自らの課題をどのように考えたか。これは彼の第一年目の報告の「はしがき」に示されている。

彼がまずあげるのは、自らを選出した鳥取県の有権者の代表として、後進県としての鳥取県の発展への努力である。

「わが鳥取県は天下の貧県だといわれます。鳥取県から貧乏を追放したい、貧乏から鳥取県を解放したい」ということは、鳥取県にゆかりをもつすべての人の念願でなければなりません。ましてや県の皆様の御支援によって国会に議席をもつたのでありますから、ありつたけの力をこれに捧げることは当然の責務であります。一本の林道をつけ、河を改修し、港を修築し、或いは保育所を建て、学校を直し、簡易水道を敷く等の努力を積み重ね、またすべての元になる県市町村の窮屈した財政を開闢する等のことによつて、一步一步堅実にその実を収めて行きたいものと思います⁽³⁾」。

この文章に、彼を擁立し支援した人びとの一部が彼に期待したものと、その期待にこたえようとする彼の態度とが伺われる。

この鳥取県の発展への努力とならんと彼が自らに課すいまひとつ課題は、国政への尽力である。

「県の皆様が私を国会に送つて下さったのは、大いに国政のために尽せよという御負託であると思います。これこそ私にとって余りにも大きな任務であります。一生を捧げてどれだけのことができるであろうか、それのみを恐れます。ただ私は、名利を追わないで、ひたすら筋を通つた、国民の納得する政治を打てるために微力を捧げて行きたい一念に燃えております。初印象として頭にうつる国会の姿、ことに、ややもすれば党利党略のための政争にはしり、国民国家を忘れようとする宿弊を矯めるために鬪つて行こうと思ひます」⁽⁴⁾。

ここには、たびたび指摘してきたことではあるが、後の古井の記述とは異つて、当時の古井が、なみなみならぬ決意で政界に身を投じた積極的な意欲を読みとることができるのではないかと思われる。

この二つの課題のうち、古井がその後の報告書において支持者に報告するのは、もうばら第一の国政への尽力にかんしてであり、第一の鳥取県の発展への尽力にかんしては、まったくといってよいほど記述はない。しかしこの記述の欠如は、彼が鳥取県のために何もしなかったことを意味するものではない。彼は實際にはこの面についても、その長い議員生活を通じて多くの貢献を行った。たとえば、後進県の財政窮迫を開拓するため、鳥取県の県会議員によって提唱された自民党財政窮乏後進県連盟の結成と運動にたいし、古井がいかに尽力し、その運動を成功に導いたかは、その運動を推進した当事者たちの回想が記録するところであり⁽⁵⁾、また鳥取大火後の赤字財政に苦しむ鳥取市の資金ぐりに、古井がいかに自治省への働きかけに力をそえたかは、鳥取市会の有力者であった人物の回想するところである⁽⁶⁾。さらに鳥取大学の移転、県内の若桜から山陽線の相生へと結ぶ鉄道の敷設など、いわゆる地元への貢献については、多くの人びとの語るところである⁽⁷⁾。しかし古井は、これらの貢献については、すでに述べたように自らはほとんど書かないのみでなく、選舉のさいにもけつしてそれを口にせず、さらに支持者がそれを語ることも許さなかつた。

その理由は、古井が次のように信じたからである。すなわち、「選舉区内の事業については、たとえどんなに骨を折つたことでも、断じていわない。なぜかといえば、それは知事や市町村長の責任に属する仕事だからである。うまく行つたら、知事や市町村長の手柄にしたらよいのである。国防や外交や国内政治の基本政策こそ、知事や市町村長のできないことで、われわれが全責任を負わなければならないから、これについては国會議員が堂々と語る」。

こうして古井は、鳥取県選出の国會議員としての自らの課題として、鳥取県の発展と国政への尽力とをあげながらも、後者こそが本質的であると考え、前者の遂行を誇示することによって選出されることを邪道とみなし、かつその立場をつらぬいた。国會議員は国民の一部の代表ではなく、「全國民を代表する」という憲法の規定（第三十四条）

を、文字通り実践したわけである。

古井のこの態度が、政治家としての彼の行路にどう作用したかは、やがてまた後に検討しなければならない。しかし、さし当りは、彼が自らの第一の課題とみなした国政への尽力にそつて、彼の軌跡をたどってゆかねばなるまい。

ところで彼の国政上での活動を考察するに先立つて、まず彼の政治的な立場を明らかにしておく必要があろう。

彼が立候補にさいして、自由党の保守的性格にあきたらず、矢部の影響のもとに改進党をえらんだことは、すでにみたところである。この彼の立場は、当時の自由党と社会党とにたいする彼の批判により具体的に示される。すなわち彼によれば、「今日の社会党はまだ無責任な批判政党の域を脱していない。実際政治を担当するまでにはもつと大人に成熟しなければならぬ。……自由党は余りに保守的であり反動的でさえある。保守主義の真精神は、歴史と秩序とを重んじつゝ進歩と向上とを求めてやまないところにある。保守党の今日あるべき姿は決して自由党の如きものではないと思う。国民大衆の生活と幸福とともにとつともつと深い関心を払い、国民が食つて行ける安心をもつた社会の建設に真摯な努力を傾けるべきである。社会保障の推進、福祉国家の建設という方向に大きく政策を転すべきである。そして社会党と紙一重という進歩政策に立つ政党に進むべきである」。⁽⁹⁾

この「社会党と紙一重」という保守の最左翼の立場は、かつて矢部が昭和研究会において資本主義と社会主義の克服をめざし、会の他のメンバーとともに到達した協同主義の立場の影響を受けたものと思われる。古井のこの保守の最左翼の立場は、個々の具体的な問題への対応については変化を示しながら、ほぼ政治家としての彼の生涯をつらぬくものとなつた。

さて以上のような立場に立った古井の最初の努力は、「全く醜い政略ばかりの政界」にあって、政策本位の「筋の通った」政治を実現することに向けられた。そしてこのことは、まずは党内にあっては、「改進党の立場をはつきりさせよ、社会党とりわけ左派社会党と絶縁せよ」という争いであった⁽¹⁰⁾。

改進党議員として国会の一員となつた古井は、国会では予算委員会に所属するとともに、党にあっては政策委員会（政務調査会）に入った。「政策こそは政党の生命であり……地味な仕事でありますが、こつこつと政策の調査立案に専念して行きたいと考え」⁽¹¹⁾たからである。

ところが議会は間もなく、予算委員会での右派の西村栄一の質問にたいする吉田首相の「バカヤロー」の発言に端を発して、三月一四日には両派社会党と改進党とが内閣不信任案を提出し、これに自由党から鳩山派が同調して不信任案が可決され、吉田が解散権を行使して、いわゆる「バカヤロー解散」を迎える。

この動きのなかで古井は、町村金吾、中島茂喜らとともに最後まで党の動きに反抗した。なぜなら彼には、「まだ予算の審議も終らず、法案の審議をそっちのけにして、自由党内の内紛とからみ合い、主義政策を全く異にする社会党両派と手を握つて、いわば政争のための政争にふけることが正しい政治の姿とは思え」なかつたからである⁽¹²⁾。しかしこの考えは多数の賛同をえることができず、古井らは党人として多数に従わなければならなかつた。

ところが四月一九日の第二六回総選挙の結果は、吉田自由、改進、鳩山自由の保守諸党の議席減、両派社会党の議席増におわり、とりわけ自由党は鳩山派の分離によつて過半数を割つた。この状況では改進党が鳩山自由党とともに両派社会党と組めば、吉田を退陣させ、改進党の重光を内閣首班とすることも可能であり、現実にも改進党内にはその動きがあらわれ、両派社会党の一部にもそれにこたえようとする傾向がみられた。古井は改進党内のそのような動

きにたいし、五月一日の改進党中央委員会において「重ねて党利党略の“そしり”を受けることを繰返してはならない。政治的な行動は政策が中心でなければならぬ」と主張した。今回は古井らのこの立場が党内の多数を制し、改進党は政局安定のために「従来の野党連合は打切り、吉田内閣に対してもいわゆる是々非々の態度を取ることとなつた」。

第二六回総選舉後の改進党のこの野党連合の打切りと自由党政権にたいする是々非々主義の立場は、吉田茂のいわゆる「保守連携」⁽¹³⁾を出現させ、両派社会の進出にたいして、自由党と改進党とに保守としての共通の理念と政策とを自覚させ、このことが、やがて古井がはげしく批判する保守合同へ大きく道を開くこととなる。これもまた歴史の皮肉というべきであろうか。

自由と改進の保守両党の共通な立場の自覚にたいし、古井がいまひとつ寄与したものとしては、憲法改正問題がある。

古井は改進党内では引続き政策委員会に所属したが、二八年二月からは同会の副委員長に就任し、六月には松村謙三が委員長に就任することによって、松村との関係を深めるとともに、野党連合路線を清算し、自由党との是々非々の友党関係を推進させた。そして、さらに一月には、改進党内のみでなく自由党内の有志にも呼びかけて、憲法問題の研究懇談会を開催し、これが憲法改正問題の氣運を盛りあげ、二九年一月の改進党中央大会では、憲法改正問題に党が正式に取組むという方針が決定された。そして、やがて自由党内にも憲法問題調査会が設置されることになり、こうして改憲が改進と自由の両党的目標とされ、憲法擁護を主張する革新にたいする保守の立場がより鮮明となつた。古井の日本国憲法にたいする考えは、彼自身の「民主主義、平和主義の大きな理想は死守しなければならない。併

し日本人の意思と国情とを無視して押付けられた憲法は、日本人の自由な意思によって根本的に再検討されなければならぬ⁽¹⁶⁾」という文章に要約されよう。ここには、アメリカに追従して自衛隊を軍隊ではないといいくるめてその合憲化をはからない自由党と、容共勢力のもとにアメリカを批判しながら、アメリカの作らせた憲法の擁護を主張する社会党の方便論にたいする批判⁽¹⁷⁾とともに、敗戦後自ら憲法改正に関係しながらも徒労に終った彼自身の自主憲法への願いがみられる。

ところで二三年一〇月の第二次吉田内閣成立から五年におよぶ吉田の長期政権は、さまざまに腐敗をまねき、二九年に入るや保全経済会汚職、次いで造船疑惑が問題化し、疑惑は吉田の腹心であった幹事長佐藤栄作と政調会長池田勇人にまでおよび、自由党は危機を迎えた。この危機を自由党は保守合同によって打開しようとして、自由党副総裁緒方竹虎は四月、あの有名な「政局の安定は現下爛頭の急務」の声明を発し、改進党に合同を呼びかけた。

古井は、汚職問題にたいしては、「戦後いかに国民道義が頽廃したといつても、少くとも公の地位に立つ者にかかる醜事実が大規模に行われたとすれば、弁解の余地がない」と考え、とりわけ池田と佐藤の逮捕にたいして発動された犬養法相の指揮権発動を「驚くべき暴挙」と批判し、このような考え方から、吉田内閣にたいする野党一致の不信任案にたいしては、今回は積極的にそれを支持した⁽¹⁸⁾。

しかし緒方副総裁の声明に発した保守合同の動きについては、古井は当初からすべきでないという考え方を持ち続けた。なぜならそれは汚職乗り切り策として打出された点において「動機と意図」とが「不純であって、筋が通らぬ」⁽¹⁹⁾と思つたからであり、また「保守党の過去と現状に対する深い反省も時代に対する新しい感覚もなく、ただ数だけ揃えた保守者流が政界に君臨したら、数の横暴と権力の濫用を露骨にし、ひいては未だに暴力主義から脱脚し切れない

幼稚な革新政党と激突し、政治と社会の混乱をますことを憂えたから⁽²⁰⁾でもあった。彼は保守合同のまえに保守党がなすべき「必要条件」として次の三つをあげる。「第一は党の基本的性格（あり方）及び政策において思切った『進歩性』を実現し確保しなければならぬということ……」

第二は、党の組織において国民大衆と融合し一般大衆に基礎をおく『大衆性』を開拓するといふこと……

第三は、党の人事において思切った『若返り』を断行するということである⁽²¹⁾。

保守政党のこのような脱皮がなされない者は、保守が分立して競合すべきであるというのが、彼の考えであった。そこでこの考え方のとに古井は、矢部の協力のもとに一九年六月、党派をこえて言論人と政治家とを糾合して「国政同志会」を結成した⁽²²⁾。

これへの参加を呼びかけた趣意書のなかの「原則」および「当務」に、これまでにみた彼の立場がよく示されているので、それを示しておこう。

〔原則〕

- 一、民主主義を堅持すると共に、被占領以来の弊風を一掃し、独立日本にふさわしい新国家体制を実現する。
- 二、資本主義の弊を是正すると共に、唯物史観的階級闘争主義を排し、国民協和による経済力の増強と福祉国家の建設を図る。
- 三、歴史と秩序を重んじつつ進歩と向上を求める進歩主義の真精神に則り極端な左右偏向を避け、特に容共勢力を排撃する。
- 四、国民的自主外交を展開し対外関係の積極的打開を図ると共に国連憲章の精神を基調として世界平和に貢献する。

〔当務〕

- 一、政治を肅正し、議会政治の信用を回復する。
- 二、経済の危機を開拓し、民生の安定と自立経済の達成を図る⁽²³⁾。
- 三、占領憲法擁護運動と対決し、自主憲法の制定を推進する。」

x

ここに示されるのは、民主主義の原理的な受容とともに、わが国の「自主性の回復」であり、これが「国民的外交」と「自主憲法の制定」の主張となるわけであるが、それとともに「政治の肅正」と「福祉国家の建設」が掲げられているのも注意されてよい。そして、この「原則」と「当務」に統いて「課題」として七つの項目のものにやや具体的な政策課題が示されている。

右のような呼びかけのもとに、六月四日の発会式には自由と改進の両党の衆参両院議員が約二〇名出席⁽²⁴⁾し、その後いくらか増加して一時は衆議院議員約三〇名、参議院議員約一五名に達したようである。⁽²⁵⁾この国政同志会にたいしては、「東京及び関西の有力な実業人の共鳴者もできて來た」⁽²⁶⁾とあれば、古井にしても積極的に資金集めに努力し、資金面からも会員の維持と拡大とに尽力すれば、それを彼の派閥へと成長させることもできたはずである。しかし彼は、そうしようとは努力しなかった。なぜか、それは次の彼の文章に示される。

「私にとっての用務は終始『政策』であって、『党務』には関与したことがない。地味ではあるが、政策こそ政党の生命だし、いつかは政策が党務に優先する時期が来ると信じている。党内生活で厭なのは党内派閥である。よい派閥に与しておれば、よからぬ者でものさばるのは不愉快千万である。私は、たとえ冷飯を食わされようと、派閥から超然とし、純理を逐い志操を貫いて行きたいと願っている。⁽²⁷⁾

この彼の態度から、国政同志会は純然たる研究団体として、各党と各派の動きにたいし超然たる態度をつらぬこうとした。しかしそのため保守合同の動きと、そこでの各派閥の締めつけとのために不活発となり、自然消滅の形となつた。古井はやや後に、この国政同志会の失敗を顧みて、「派閥や親分に迎合しない純真な政治活動がいかに六ヶしいものか、つくづく感じさせられた」と述べ、その「六ヶしさ」を次のように具体的に記している。

「われわれの理想を貫こうとすれば毎日党の幹部に楯をついて争つていなければならぬ。そうすれば、当然冷飯を食わされ地位など与えられはしない。これ位は覺悟の上としても、選挙区の人々が我慢してくれない。それは忍ぶとしても、いざ選挙となつて、党幹部から憎まれると選挙費にも参つてしまふ。選挙に落ちては元も子もない。さらばといつて、御前達の考えは立派だといつてくれる外部の人々が少しでも心配してくれるかといえば、そんなことは間違いにもない。つまり非難はするけれども助けてはくれないで見殺しにされてしまう。やり切れなくて一人減り一人減り、そして幹部や親分の軍門に降つて行くのである」⁽²⁹⁾。

こうして、保守政党の脱皮をめざした国政同志会の活動は、保守合同のなかでの各党各派の動きに分断されて、そのなかに埋没して現実の勢力とはなりえなかつた。それとともに古井のような保守合同への批判的立場もごく少数にとどまり、大勢は合同へと向つていつた。

まず一九年一月には改進党と自由党鳩山派と日本自由党とは、新たに日本民主党を結成し、両派社会党と結んで吉田内閣不信任案を可決させ、六年余の吉田政権を終らせて、民主党の鳩山内閣を誕生させた。この民主党にあって古井は、依然として政務調査会の副会長を務めるとともに、七月一日に民主と自由の両党、さらには緑風会にも呼びかけて結成された「自主憲法期成議員同盟」の結成に参画し、その趣意書の起草に当り、発会式においては趣意書の説明を担当し、常任理事に選出された。そして七月に国会に「憲法調査会法案」が提出されるや、政調会長清瀬一郎とともに、法案の説明に当つた。これらは、国政同志会にみられた立場を実現しようとする努力である。

このように古井は、党務あるいは閥務をさけ、ひたすら政務一本で「筋を通す」とこに努力してきた。しかし、こ

ある保守政治家の軌跡

の古井を党務のうえに引き出し、彼を権力へ接近させる機会が訪れた。それをもたらしたのは、皮肉にも彼が批判した保守合同であった。

古井は、すでにみた保守合同にたいする批判的態度から、民主党の成立にたいしても懷疑的であったが、民主党と自由党による保守合同にさいしても、三木武夫や宇都宮徳馬らとともに反対の態度をとった。⁽³⁰⁾ しかし両党の大勢が合同に向い、社会党とは原理的に立場を異にするとすれば、大勢に従わざるをえない。「鳩山傘下に合同が実現し、⁽³¹⁾ 挙党一致これに参加するというなら、これと行を共にする外ない。これをしも厭うのは余りに潔癖、偏狭の譏りを免れまいし、また少數離脱して孤墨を守つても、政界の実情としては無意味であるというのが最後のやむを得ぬ結論であつた」。

この古井にとってのせめての慰みは、「かねて私が世話して來た国政同志会で研究した政策が、新党の政綱、政策に大きく取り入れられたことである。盜まれたといえば悪くなるが、大きな影響を与えるれば實を結んだと思えば欣快の至りである」。⁽³²⁾

ところで「新党では、保守合同に反対した者は、党及び政府の重要なポストには就かせない」という人事の大原則が党首脳の間できめられ⁽³³⁾、旧自由党の吉田派と旧民主党的改進系は冷遇された。しかし古井は党内では、党の政策決定の中核機関として設けられた政務調査会審議会の委員、また憲法調査会の副会長、さらに党が選挙区改正問題に取り組むや、選挙制度調査特別委員会の副委員長に選ばれた。彼の政策面での能力が評価されたからであろう。これらの党内での要職に加えて、国会内では従来同様に予算委員、地方行政委員、選挙法特別委員を務め、政策面での活動は、民主党時代よりも多忙さを増した。⁽³⁴⁾

このような政策上の活動に加えて、古井は三年には、青年の政治的関心を喚起するために選挙区において「青年夏期大学」を開催するとともに、自由民主党内にあっては党の脱皮をめざして行動し、期せずして党務にかかわりをもつにいたった。

青年夏期大学は古井が、一部の左翼系の活動家を除いて一般に青年が政治にたいして無関心であるのを憂い、政治にたいする青年の関心を喚起し、理解を深めることを目的として、これまた矢部の援助によつて、八月三日から三日間にわたつて、大山において開催された。論題と講師を示せば次のようになる。

民主主義の理論と実際 矢部貞治

社会主義の理論と実際 鍋山貞親

地方自治の理論と実際 小林与三次

日本の内外情勢 愛川重蔵

定員を一五〇名としたが希望者が多く、実際は一八三名となり、古井自身も「この講習会によつて自民党員を殖そ
うとか況んや私自身の支持者をえようとかいうケチな考えはなく、聴講生にも、今の政党がどうなるということより
日本がよくなることが大事だということを強調し、政治的にどの政党、また誰を支持しようと勝手で、要はどの道に
進まうと正しい考え方だけはもつてもらいたいという微意を披瀝した」⁽³⁵⁾。

この夏期大学は好評をえたため、古井はこれを続行することとし、その後「夏期自治大学」の名のもとに五五年にいたるまで二五年間続けられた。この間、講師陣も充実し、多い時は一三名を数えるまでになるが、右の初回に述べられた古井のこの夏期大学にたいする立場は、これまた終始変らずに貫かれた。

受講生は宿泊食事代などの実費を負担し、講師の費用は古井が負担したようであるが、これは古井と矢部の人望から、古井が「東大以上⁽³⁶⁾」と誇示する人びとを集めながらも、ほとんど謝礼らしき謝礼を必要とはせず、講師たちも喜んで応じたようである。そしてこの夏期大学の受講生のなかから、地方自治に活躍する人材が育つとともに、四二年からは社会党代議士の足鹿覚がこれにならって、「農政経済夏期大学」を開催するようになった。昨今の代議士たちが、観光旅行などによって後援会員にたいするサービス競争にしのぎをけずっているのと対比さるべきであろう。⁽³⁷⁾ この選挙区内での政治的啓蒙活動について、古井は党内においても党改革の動きに積極的に参加することとなつた。

右の大山の夏期大学を終えて東京に帰った古井は、松村謙三の依頼によつて三木武夫を訪問した。自民党の改革に乗り出そうとした松村は、三木武夫との連携を考え、矢部を介して三木に近かつた古井に斡旋を依頼したわけである。これは首尾よく行き、松村を中心として「政策研究会」が結成された。いわゆる「松村・三木派」の結成である。そして松村は、そこで検討した党改革のための基本的政策を八月末に発表した。いわゆる「松村構想」である。これは党内外に大きな波紋を投じ、鳩山訪ソをめぐる論議とともに党内をわかせた。

松村や古井らは、農相河野一郎の強引なやり方には反感をもつながらも、鳩山訪ソに賛成の立場をとつたが、しかしそれだけに訪ソ後に予想される鳩山引退後の総裁選を、党改革の好機ととらえ、それへの対応を急がなければならなかつた。そこで党内各派の中堅議員の参集を求めて「自由民主党再建の基本目標」を作製し、有志代表松村謙三、小笠原三九郎の名によつて自民党と緑風会に所属する衆参両院議員、自民党支部、言論機関などに送付し、批判を求

めるとともに、党改革に共鳴がえられる他派にも積極的に働きかけることになった。古井はまずかつての内務省の先輩の石井派内の灘尾弘吉に会い、次いで從来から松村・三木派に近かった石橋派の加藤常太郎と接触し、三名で幾度か会合を重ね、ついに三派連携の盟約を結んだ。「その要旨は、三派は党の浄化刷新について完全に意見の一一致を見た。よって三派は相提携してその実現を図る。総裁選舉においては、少くとも決選投票において三派は合流する。選挙後は、何れが総裁となつても三派は相提携して党の刷新を推進する」⁽³⁸⁾といふものであった。

この三派連携のうえに、さらに石橋派の石田博英によつて池田派との連携が成立し、最終的には石橋と三木と池田の間に、岸にたいして石橋と石井とのあいだの一、三位の連盟が成立した。⁽³⁹⁾

鳩山退陣を受けての三一年一二月一四日総裁選は、第一回は岸が一位となりながら、決選投票では右の二、三位の連盟によつて石橋の逆転勝ちとなつた。

自民党の第一回総裁選のこの二、三位連盟は、その最終段階での立役者石田博英の名と結びつけられるが、右にみたようにそれへの布石は古井を中心になされていたわけである。党務をさけてきた古井ではあったが、党革新のためにはじめてこうして党務に深入りするにいたつた。彼はこの体験を次のように記している。「一年前は、保守合同にはじめてこうして党務に深入りするにいたつた。彼はこの体験を次のように記している。「一年前は、保守合同に同調できないで時の政治に超然とし、ひたすら所信を守りつづけた私も、この一年こそは自ら政治に飛込んで現実と取組んだ。これによつて地位も名誉もえたわけではないが、政治家としてよい経験をし修業を積んだ。形のない大きな獲物があつたと思う」⁽⁴⁰⁾

石橋内閣の成立にきし、古井は新聞紙上で入閣を問題とされ⁽⁴¹⁾、本人もまたそれを希望し、三木も古井を推薦した模様である。⁽⁴²⁾しかし石橋は強固な派閥的基盤をもたず、石橋派は岸派の豊富な資金攻勢にたいし閥僚ボストの空手形

の過発によって多数を獲得しなければならなかつたとされ、ために石橋の組閣は、各派のポスト要求のために難行し、⁴³古井の要求はいれられなかつた。まさに「地位も名譽もえたわけではな」く、古井はこの組閣を「適材適所の人材主義の看板はいつしか降され、派閥均衡主義の人事となつた」⁴⁴と批判している。

ところが不幸にして石橋内閣は、石橋の発病のために僅か二ヶ月余の短命に終り、代つて三二年二月二十五日に岸内閣が成立した。これによつて、石橋擁立で自民党の脱皮をはからうとした古井らの意図は画餅に帰すことになる。後に彼は「党の姿勢は逆転した。いわば元の黙阿弥になつたのである。爾来今日まで、われわれの考え方は党内の少数意見となり、われわれの立場は反主流となつた」⁴⁵と書かねばならなくなる。

しかし束の間といえ古井は主流派となり、しかも彼自身がその状況の創出に大きく寄与した。してみれば「政策問題でも党内問題でも、もう老人や顔役に頼らないで、われわれがやるべき時期になつた」と自信をもつようになつたのもまた当然であろう。

この自信のうえに古井は、ふたたび政界の浄化と党改革をめざして四月、衆議院内の各派からの同志10人と語らつて、「吾友会」を結成した。その意図は次に示される。

「吾友会綱領

超党派の立場に立ち、政治の浄化と政策の刷新に邁進する。

(個人の修養)

一、互に切磋琢磨し、民主政治家としてあるべき姿を追求する。

(政治の浄化)

一、民主政治の倫理とルールの確立に挺身する。

(政策の刷新)

一、大いに政策を論議検討し、正しい政策の実現を推進する⁽⁴⁷⁾

かっての国政同志会の趣意書に比して、ここには政策の具体的な内容がみられないが、それは古井の政策上の主張の多くが、すでにみたように自民党に採用されたためである。ただ古井のその後の日中問題への取組みと関係して注目されるのは、この会で最初に取上げられたのがアジア問題であった点である。「発足以来、先づもつてアジア問題を研究しよう」というので、これを主題に会合を開いて来た。アジア問題こそ日本の将来の運命のかかるところである。日本はアジアの中に生き、アジアの繁栄の中に自らの将来を築かなければならない。大きな理想をここにおきつて現実のアジアを知り、われわれの政治家としての考えを打ち立てようというのである。⁽⁴⁸⁾

このような自民党内での活動に加えて古井は、内務省出身という利点を生かして、すでに地元への彼の貢献についてふれたが、鳥取県の県会議員によって提唱された「財政窮乏後進県公債費対策連盟」の結成に側面から尽力し、二年一度予算編成に引き続き、三三年度予算編成においても、地方財政の健全化に大きく寄与し、鳥取県会はもちろん全国知事会、地方六団体からも謝辞を呈せられ、同僚議員から「地方自治の守り神さん」とからかわれるまでとなつた。⁽⁴⁹⁾右のような実績に立って、古井は次のように自負と抱負を語る。「もともと微力であるし、まだ顔が頬だから、多くは陰の役者、縁の下の力持ちをやっているが、しかし些か発言権が強まつたと自負している。ある種の政策問題については私の考え方で動かすことができるようになった。地方六団体などが私に頼ってくれるのもそのためである。政策問題以外でも、われわれがその気で働けば党の最高幹部にも大きな影響を与える。そろそろ党はわれわれの時

代になつたのである。ここまで來た以上、よい党にし正しい政治を実現するために一段と精進しなければならぬとつづく思う。⁽⁵³⁾

こうして古井の自民党改革の願いは、古井がそれまで避けてきた党務へと彼を向わせ、派閥抗争の渦中に彼を投げ込むこととなつた。しかし彼はそのなかにあって、かえつて「些か発言権」を獲得するにいたり、現実の政治へと立向うにいたつた。しかし、このような態度の変更は、彼の従来の派閥にたいする認識の変更とともに、それに応ずる内的な変更とを必要とする。彼は一方では、「一口に派閥といわれるものに二種類あると思ってゐる。理くつも糞もなく、ただ椅子の取り合いしか知らない親分仔分の徒党は、正に排撃すべき派閥であり、……党のあり方や政策の方向などについての考え方を同じくするがために集るグループもある」と述べて、従来の派閥一般にたいする否定的な考え方をして、政策派閥を肯定するとともに、次のように自己を反省する。

「わたくしの過去には、あまりにも悪をにくみ、悪を避け、悪と対立して妥協を許さない潔癖と偏狭があつたろう。たまたま数日前身延山に詣うで、沈思するうち、そのことの非人間性、非現実性に思い至つた。悪をにくまず、悪に近寄り、悪と取組んで、同化するかされるかの途に突進む修業を積みたいと思う。少くとも一本調子でなく、ある程度の柔軟性と弾力性をもつて事に向わねばなるまい」。

とはいゝ、これは現実の惡への妥協ではなく、惡を克服するための現実への適応であるかぎり、反主流派におかれた古井のまえには苦難な道が横たわつていた。

石橋の病氣退陣によつて成立した第一次岸内閣は、石井を副総理として国務相に迎えたほかは石橋内閣の全閣僚を

継承し、低姿勢を示した。しかし岸は三月の党大会において正式に党總裁に選出され、七月には内閣改造を行つて、

河野、大野、佐藤の三派で体制を固めた。そして彼は、翌三三年五月の第二八回総選挙に勝利することによつて自信を深め、六月一二日に第二次内閣を成立させて、いわゆる「高姿勢」に転じ、社会党に対決姿勢を示すようになる。

古井はこの間、党内にあつては引き続いて政調副会長、政調審議会委員、さらに三三一年二月には党總務に就任し、また三二年八月に憲法調査会が成立するや委員となり、その運営委員として会の運営に当るなど、さまざまな政策面の活動を続けるとともに、また松村・三木派の「政策研究会」の世話役を務め、「吾友会」の運営にもあたり、党務の面でも積極的な活動を行つた。

そして古井は、一〇月の岸の警察官職務執行法改正案の国会への提出にさいしては、その内容については必ずしも反対ではなかつたが、法案が国民の権利と自由にかかるところから、十分に世論の啓發のうえに、慎重に審議すべきであると考えていた。しかし岸がその通過のために、会期の抜打ち延長を行うや、彼は、その強行策にたいしては反対の態度をとつた。そして世論のこれにたいする批判の高まりのなかで、反主流派の岸批判が強まり、反主流派の池田国務相、三木経済企画庁長官、灘尾文相が辞任するや、古井は反主流四派、すなわち池田、松村・三木派、石橋派、石井派の結成した「刷新懇談会」の常任世話人となり、次第に岸批判を強め、「反岸五人男」の一人に数えられるまでになる。⁽⁵³⁾

そして岸が翌三四年に三選をめざして、反主流派の体制のととのわないうちだと、總裁選を一月一二四日に繰り上げるや、古井は反主流派を松村謙三擁立にまとめるのに努力した。彼はこれまで松村と行動を共にすることによつて、松村を政治上の師と仰ぎ、「松村精神」を自己の政治的信念とするにいたついていたからである。古井は松村精神を詳

しく説明しているが、そのまま紹介するとやや長くなるので、要約すれば次のようになろう。

まず第一に、選挙にも党運営にも金のかかるのは当然とみなされ、資金調達能力のある者が有力政治家とされ、金力政治化、金権政治化が深行し、そこから汚職や疑惑が生じるが、松村精神は「清潔な政治」をめざすものであり、松村自身の「清貧」はまさにそれを象徴する。

第二に、今日の政治は力の政治であり、多数党は数に頼って少数派の正しい意見をふみにじり、党幹部は自己や自己の派閥の利益のために党内の公正な意見を圧迫するが、松村精神は「道理」を尊重し、筋を通して、政治の合理化と近代化をめざす。

第三に、それは「進歩的」であり、国内政策においては、すでに松村が農地改革の推進にあたって示したように、常に大衆の味方であり、外交政策においてはアジアに格別の関心を示し、アジア諸民族との提携融和、とりわけ日中関係の打開をめざす。

第四にそれは、民主主義の真髄ともいべき「反権力」の思想であり、常に国民の立場に立つて考え、国民の理解と共鳴をえつつ政治を行おうとするものである。⁽⁵⁴⁾

この松村精神にしたがって、反主流派は岸にたいして「金力政治から金のかからぬ政治へ」と「権力政治から国民とともにに行く政治へ」の二つのスローガンをかかげ⁽⁵⁵⁾、公明選挙を行うこととし、資金を募った。集った資金は同志のカンペ六五万五千円、外部からの净財五二万五百円、計一一七万五千五百円となり、使った費用は、推薦会と激励会各二回の費用、通信費、事務所の借費など合わせて四四万二千三百円、差引して七三万三千二百円残ったという。⁽⁵⁶⁾前回の総裁選で岸派が三億、石橋派が一億五千万、石井派が八千万円使用したと伝えられる⁽⁵⁷⁾のと比較すると、全く嘘の

ような話である。

資金は残ったが選挙結果は、岸の三一〇票にたいし松村の一六六票と敗北に終つた。しかし一般の予想を上廻つた松村の得票に、古井は「自民党の良心と良識は未だ消えずである」⁽⁵³⁾と書いている。

総裁選後、反主流派の「刷新議員懇談会」は解散したが、古井は反主流派に推されて党内ではなお総務の地位にとどまつた。

この年の六月に行われた内閣改造では、従来は岸を支えた河野一郎が閣外に去り、それまでは反主流派であった池田勇人が入閣し、これがやがて岸退陣後の両者の運命を大きく分けることになるが、岸の要請で入閣した池田は、石田博英とともに古井の入閣を要求した。古井と池田との関係は、すでに述べたように古井の内務官僚時代にさかのぼるが、古井はその追放中にも幣原内閣の蔵相渋沢敬三と懇意であったことから、池田の大蔵次官就任にも尽力したこともあって⁽⁵⁴⁾、政界に入つてからも親しい関係が続いていた。池田は同じく反主流派の石田と古井とともに内閣に入ることによつて、閣内での発言権の増大をはかつたわけである。しかし、この要求は主流派の反対にあって実現しなかつた⁽⁵⁵⁾。古井の岸批判が、すでにみたように彼を「反岸五人男」の一人に数えきせるようになつていたとすれば、これは当然のことであろう。

古井の岸批判は、三五年の岸のあの安保条約改訂にたいする批判において頂点に達する。そしてこれをもたらしたのは、三四年の欧米への旅行と、それに引継いで行われた中国訪問であった。

古井はかなり以前からアジア、とりわけ中国にたいしていちおうの関心はもつていた。このことは彼が三二年に結成した吾友会において、すでにみたように最初にアジア問題がとりあげられたことにも示される。

ところで古井は、三四四年七月一八日から八月三一日にかけて、衆議院の予算委員として、欧米各国の予算制度と経済事情の調査を目的として、欧米九ヶ国を歴訪した。そしてこれから帰るや次いで一〇月一八日から、松村謙三に誘われて中国を訪問した。この二つの外国への旅が、従来は主として国内の問題にかぎられていた彼の関心を、広く外交問題へと向け、彼を安保改訂の問題へと立ち向わせることになった。欧米訪問から中国訪問をへて安保問題への質問にいたる自己を振り返って彼は次のように述べている。

「この一年は、わたくしにとって、外交を考える年であった。昨夏欧米を旅し、つづいて昨秋新中国を訪ねた。世界の、アジアの、そして日本の現状と将来を考えつつ二つの旅を過した。帰って後、國の大問題である安保条約の改訂に取り組んだ。その間、日本の外交はどうあるべきかを考え続けた。内務省に育ったわたくしの、政治家としての弱点を補うにもつてこいであった」。⁽⁶⁾

この両旅行によって古井が考えた日本の外交のあるべき道は、東西両陣営の力の均衡で保たれている世界の平和のなかにあって、軍拡競争に加担して世界を破滅に導くのではなく、世界の平和への願いにこたえ、「日本はむしろ、力の競争の愚劣で危険なことを両陣営と世界に訴え、話し合いと理解を元にした平和を築き上げるために、積極的に働きかけ努力する方が、何ほどか世界の平和に大きく貢献するものではなかろうが」ということであった。この観点から中国を考えるばあい、中国の問題は世界の平和の問題であり、中国に隣接する日本には、他の国とは異なった立場が要求される。「日本は自由主義の国であるし、この途は守らなければならぬが、さらばといって、自由主義の一つの国に従属しなければならぬことはない。日本の進路は日本人が考え、開拓すべきである。況んや中国の問題のことき、日本が他の自由主義国を啓蒙し引きつゝこそ、独立日本の立場がある。属国根性の政治から自由独立の政治への切

換えを切に望むのである」。⁽⁶³⁾

この観点からするばあい、安保条約の改訂は、わが国の自主性を高めようとする意図においては正しいにしても、中国やソ連を徒らに刺激し、世界の平和をそこない、また日本のアジアにおける役割をそこなうものとなつてはならない。そこから彼は改訂の時期と内容とにかくして最初から批判的であつたが、さらに内容を検討するにひれて疑問をいだくようになった。しかし、すでに締結されたからには、彼はせめて「安保条約が日本の自衛というワクを逸脱して濫用され、日本に関係のない他の紛争に日本が巻き込まれることが起らぬよう」⁽⁶⁴⁾にと考えた。そこでこの点について政府の説明と保障をえておきたいと考えて彼は、五月一二日の予算委員会において岸に二時間半にわたつて質問した。この質問中には野党席からも拍手が生じた。そして、いまは閩僚として岸と連帶責任を負わなければならない池田は、質問の直後に古井に「よくやつたぞ」と電話してきたという。⁽⁶⁵⁾

古井は五月一九日の安保批准の強硬採択には、松村謙三、三木武夫らとともにそれに反対して欠席した。

安保改訂の批准案強行採択によつてもえ上つた安保闘争は、六月二三日の岸の退陣声明によつて鎮静化し、政局は次期政権へ向つて動き出した。

岸は後任总裁の一本化を望み、実力者間の話し合ひが行われた。しかしこれは不調に終り、池田勇人、大野伴睦、石井光次郎、藤山愛一郎、松村謙三の五名が立候補の意志を表明した。この五名をめぐつて各派のあいだに熾烈な多数派工作が進行した。池田は池田派いがいに佐藤派と岸直系派の支持をえ、大野は大野派いがいに河野派と、岸派から川島系の支持をとりつけ、石井は石井派におされ、藤山は藤山派いがいに参議院の松野系の支持をとりつけた。

このような状況のなかで古井は、松村・三木派にあつて松村の擁立に反対した。なるほど主流派が行き詰ったからには、これまで反主流の旗色を鮮明にしてきた松村を立てて戦うのは当然である。しかしそれは松村のもとに反主流派を糾合しえたばあいのことであつて、右の状況からすれば、「松村先生を立てたからといって、当選は覚束ないし、票数も五十票前後しかとれないことが見えている。それでは、筋は通るが実際政治としては意味がないし、却って松村先生に恥をかかせるだけ」⁽⁶⁵⁾ というのがその理由であつた。ここに古井の「筋」よりも「実際政治」への現実政治家の傾斜を見ることができるが、この傾斜にはいまひとつ、官僚時代いらい親しくしてきた池田の立候補への配慮があつたものと考えられる。

古井のこの反対にもかかわらず、「理屈を尊ぶ松村・三木派の大勢は立候補を要望し」⁽⁶⁶⁾、松村もこれを受けて立候補を決意した。こうして結局は五名のあいだで争われることになったが、対立は次第に、池田と佐藤の両派に岸派の福田赳夫系を加えた官僚派を代表する池田と、この池田に反対する党人派との対立といつた形を呈し、党人派のなかでは石井支持派と大野支持派とのあいだに二、三位連合が成立した。古井は前回の総裁選のばあいのようには動けなかつた。松村の立候補が彼の意図に反したばかりではなく、彼は党人派の背後にある河野を好ましく思わず、むしろ池田に好意を寄せていたからである。⁽⁶⁷⁾

ところが大会前日の七月一二日、さらに党人派のあいだに党人派の候補を一本化しようという動きがあらわれ、大野が一三日の未明に立候補をとりやめ、松村にも同調を呼びかけ、三木をはじめとして松村・三木派の大勢はこれに同調し、今度は古井が、それではあまりに政略的であつて筋が通らないと頑強に反対し、一度は辞退しないことになつた。しかし松村は党人派の強い説得におれ、ついに立候補辞退を決意した。⁽⁶⁸⁾ そして党人派は石井支持に票をとりま

とめるため、強引に大会を一日延期させた。しかし、この延期がかえって裏目に出で、党人派は官僚派の豊富な資金によつて切りくずされ、一四日の大会は第一回の投票において池田が二四六票を獲得し、石井の一九六票をひきはなし、藤山が四九票にとどまつた。そして決戦投票には藤山派が池田支持にまわつたため、池田が石井の一九四票にたいして三〇二票を獲得して総裁に選出された。

この総裁選挙は、自民党における派閥の定着とともに、いわゆる保守本流と称される官僚派の優位の確立を示すものとして、重要な意義をもつが、この具体的な経過については当事者でさえも「真相は誰も知らんでしょう」⁽²⁰⁾と語るようすに、なお不明な点を残す。古井は選挙にいたるまでは右のような態度をとり、選挙においては松村・三木派の多数とは異り池田を支持した。⁽²¹⁾

そして三五年一月の第二十九回総選挙後に成立した第二次池田内閣において、彼は厚相に就任した。古井自身はこの入閣を、松村・三木派が「反主流派であったので、本来ならば閻僚のポストはないはずなのに、なぜか私に厚相の座が回ってきた。多分、池田氏は私を派閥と関係なく擧用したのである」⁽²²⁾と書いている。しかし、古井のこの厚相就任については、右の古井の文章に示されていない経過が矢部によつて示されている。次に矢部日記の関係箇所のみ示せばこうである。

「夜古井が電話してきて、公選のいきさつを述べていた。そして松村さんが老兵は消えると頑張つてゐるので、自分も重大決意をしなければならぬかも知れんなどゝいう。僕はいかんといつておいた」（六月一五日）

「古井が電話をかけてきて池田が今晚から箱根に行くので、電話しておいてくれといふ。昨夜は松村さんと一緒にやめることをいつていたが、今日は三木・松村派から暫く離れたいので、入閣の件強くいってくれなどゝいう。

一貫していない。明朝やつてみてやろうと返事。しかし僕にとっては一番嫌なことだ」（六月一六日）

「八時半ごろ仙石原の池田勇人のところに電話をしたら幸い直ぐ出てきたので、総裁になつたことに対する挨拶と、党内の融和問題と亜流のレッテルを貼らうと待ち構えているから御用心をということをいつて、古井のことを申入れておいた。これはイエスともノーとも勿論いわない」（六月一七日）

「帰宅したら組閣は完了していて、東京新聞の漆山君から電話。古井は入つていなし」⁽⁷³⁾（六月一八日）

ここには古井が、総裁選後の第一次池田内閣の成立にさいして、池田にたいして発言権を増大させていた矢部をして、入閣運動を行つたことが示される。一五日の記述は総裁選において筋を通しえなかつた松村が、官僚派の勝利に終つたということもあつて、一度は政界からの引退を考え、古井もそれに同調しようとしたことが伺われる。ところが翌一六日になると古井は、三木・松村派からしばらく離れるからと矢部に入閣推薦を依頼しているわけである。矢部は「一貫していない」と怒りながらも、この友人のために一七日にはあえて「一番嫌なこと」をやつたが、さしあつては成功しなかつた。第二次内閣の発足に当つて池田は、古井との関係とともにこの矢部の働きかけも考え、古井を入閣させたと思われる。矢部は、古井の従来の態度からも「佐藤は反対するにきまつてゐるし、こんど三木・松村派のとつた態度と睨み合わせて、今直ぐには行くまい」と思いながら、次の機会にはの感触をえたようである。

第二次内閣成立時矢部は東南アジアに旅行中であったが、三五年を回顧した一一月三一日の日記に「僕の予想したとおり、十一月選挙後の池田内閣には古井が入閣した」と書いている。

硬骨、頑固、反骨、筋を通すといった評価を定着させつた古井ではあるが、石橋内閣、さらには岸内閣の組閣と改造のたびごとに名前があげられながら入閣が実現せず、ために選挙区の支持者の期待を裏切ってきたとあって

は、そろそろこの辺で積極的に動かさるをえなかつたであらう。さらに年令と政界歴からすれば古井がやや後輩であるにせよ、官僚歴からみれば同じかむしろ古井が先輩に当る池田や佐藤が、すでにいくたびか閣僚歴を重ねているのみでなく、派閥の領袖として首相の地位を占めようとして、現に池田が首相となつたとあっては、従来からの親しい関係からも、これをチャンスと考え、一夜にして態度を変えざるをえなかつたことも、無理からぬことであつた。

こうして古井は、第二五回総選挙で政界入りしてから八年をへて当選五回にして入閣した。時に五七歳であり、次官経歴者としては早くはない。この古井を待つていたのは、山積した難問であり、さらには大きな転換であつた。

- (1) 『政治家』一九ページ。
- (2) 同、一二〇ページ。
- (3) 『第一年』二ページ。
- (4) 同。
- (5) 土谷『わが経し跡のあと』四三七一四五一ページ、上根政幸『秘にのこす』昭五八、六一七ページ。上根も土谷とともに鳥取県会議員であり、県会議長にも就任した県政の実力者であり、土谷が米子市出身であるところから、代議士では地元の自民党の赤沢正道を支持したのにたいし、上根は鳥取市出身であり、古井を支持し、彼の選舉参謀も務めた。
- (6) 広田敏男「鳥取市政秘話」①『県政新聞』昭五七年四月一五日。
- (7) なお古井の地元への具体的な貢献については、金田裕天『夢は遠くにあれど一人と市政を語る』県政新聞社、昭五七、一〇、二二一一三ページなどにも述べられている。著者金田は鳥取市長
- (8) 『第一年』一二二ページ。
- (9) 『第一年』ハ一九ページ。これと類似した表現は、すでに『第一年』一二三一一二四ページにみられる。
- (10) 『第一年』二ページ。
- (11) 『第一年』二ページ。
- (12) 同、一二四ページ。
- (13) 同、一二五ページ。
- (14) 同、一二九ページ。
- (15) 吉田茂『回顧十年』第一巻、新潮社、昭三一、一七五ページ。
- (16) 『第一年』五ページ。

ある保守政治家の軌跡

- (17) 同、四五ページ。
- (18) 同、六一七ページ。
- (19) 同、八ページ。
- (20) 『第三年』一四ページ。この点は『第一年』ハ一九ページにさ
るに詳しく論じられてゐる。
- (21) 『第三年』一八ページ。
- (22) 矢部によれば、この国政同志会については、古井から二九年二
月一九日に話しがあり、矢部は「一人では自信がないが、御手洗
辰雄氏などと一緒に協力しようと」と言った。古井は安岡正篤氏の
ことも「ううので、この人は詩か夢の様なものだが、しかし一枚
加わって貰うのはよからう」と考えて同意し『矢部日記』Ⅱ、
岡のほか灘尾弘吉、浜田幸雄、広瀬正雄、山崎巖の各代議士が集
まり（同、八〇一ページ）、以降いく度か準備会が開かれ、六月
四日に発会式を迎えた（同、八三一ページ）。
- (23) 『第二年』一一ページ。
- (24) 『矢部日記』Ⅱ、八三一ページ。
- (25) 『第二年』一〇ページ。
- (26) 同。
- (27) 『第四年』六ページ。
- (28) 『第五年』四七ページ。
- (29) 同、四九ページ。
- (30) 保守合同と両派社会党の統一による二大政党制への強い一般の
世論の期待のなかで、民主党内のこの合同反対の立場を代表した
ものとしては、宇都宮徳馬「保守合同の流れに抗して」『政策』

昭三〇年八月号（後に宇都宮徳馬「アジアに立つ」昭三一、一五
九一七〇ページ所収）がある。

(31) 『第四年』一一二二ページ。

(32) 同、一四一五ページ。

(33) 同、一二一三ページ。

(34) 同、一三一四ページ。

(35) 『第五年』一一ページ。

(36) 『夏期自治大学』25年の歩み 東京喜文会、昭四五、一一ペー
ジ。

(37) この夏期自治大学の二五年間の歩みは、右の『夏期自治大学』
に簡単にまとめられているが、これによつて以下に第一三回と最
終回の第二五回の論題と講師などを示しておく。

第一三回（昭和四三年）（九ページ）

社会主義と労働運動の過去と展望

農業及び農村の将来	政治評論家	鍋山貞親
農業及び農村の将来	計画部室長	並木正吉
農業及び農村の将来	農業総合研究所	
農業及び農村の将来	慶應義塾大学教授	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京雑感	
農業及び農村の将来	地方自治所感	
農業及び農村の将来	政局所感	
農業及び農村の将来	京都産業大学教授	
農業及び農村の将来	衆議院議員	
農業及び農村の将来	参議院議員	
農業及び農村の将来	兵庫県知事	
農業及び農村の将来	若泉敬	
農業及び農村の将来	赤城宗徳	
農業及び農村の将来	金井元彦	
農業及び農村の将来	日出海	
農業及び農村の将来	井植歲男	
農業及び農村の将来	人生闇話	
農業及び農村の将来	東京	

日本人の精神再開発

移動教室協会会員

片岡 気介

(47) 同、四九ページ。

理想をめざして

衆議院議員

古井 喜実

(48) 同。

健康体操(美地指導)

鳥取大学教授

山西 長太郎

(49) 同、五一—五三ページ。

第二五回(昭和五五年)(二五ページ)

(50) 同、六四ページ。

民主政治と地方自治

地方制度調査会々長、日本赤十字社々長元鳥取県知事

林 敬三

(51) 同、「第六年」一九ページ。

農業に活力を

農政研究センター理事

並木 正吉

(52) 同、「まえがき」、「一一三ページ。

女性の役割の変化

日本経済新聞婦人家庭部

藤原房子

(53) 同、「第七年」二七ページ。細川、前掲『現代の政治家』によれば、古井は宇都宮徳馬、川崎秀一とともに「反岸急先鋒三人男として勇名を轟かせていた」(一一二ページ)とある。

何が大切か

衆議院議員

内田 健三

(54) 同、「第七年」四八—五三ページ。

『第五年』三五—三六ページ。

石田博英「初の総裁公選—石橋内閣の誕生」、自由民主党広報委員会出版局『秘録・戦後政治の実像』永田書房、昭五一、一二

七ページ。

『第五年』三八—三九ページ。

(40) 同、三九ページ。

(41) 同、三九ページ。

(42) 『矢部日記』三、一五〇ページ。

(43) 富森義児『戦後保守政党史』昭五一、八一ページ。ただし石田は空手形の濫発を否定している(石田、前掲、一二九ページ)。

(44) 「第五年」三九ページ。

(45) 「第七年」「まえがき」一ページ。

(46) 「第五年」四六ページ。

なお、松村の秘書から政界入りをした現新自由クラブの田川誠一も「『松村精神』を継承して行く決意」を表明し(田川誠一「ドキュメント自民脱党」徳間書店、昭五八、一一五ページ)、松村の「特筆すべき足跡」として「反権力の姿勢」と「身辺の清潔、清廉ぶり」、「日中國交に尽した功績」、「憲法擁護の姿勢」

- (55) 『第七年』三〇ページ。
- (56) 同、三一—三二ページ。
- (57) 渡辺恒雄『派閥—保守党の解剖』弘文堂、昭三三、一一一八一。
- (58) 『第七年』三三ページ。
- (59) 『政治家』七七ページ。
- (60) 『第七年』三九、四二ページ。
- (61) 『第八年』「はしがき」一ページ。
- (62) 同、六三ページ。
- (63) 同、四三ページ。
- (64) 同、五七ページ。
- (65) 『政治家』一二八ページ。なお、古井はこの予算委員会における質疑応答内容を「國の将来のために新安保条約を質す—衆議院安保特別委員会において—」新政治経済研究所、昭三五にまとめて、関係者に配布した。
- (66) 『第九年』三ページ。
- (67) 同、四ページ。
- (68) 古井は「長い間私は、河野氏は、よいことをするが悪いことをする人物だと思って毛嫌いをしていた（『第一四年』一四七ページ）と書いている。この河野にたいする毛嫌いが解消し、「あれほどの人材は多くない」（同、一四八ページ）と思うようになつたのは、昭和三八年秋に田川誠一の紹介で河野に会つてからであり、河野もまた古井に好意をもつたようで、後に古井を「体力づくり国民会議」の議長に推したのは河野であった。
- (69) 『第九年』四ページ。
- (70) 前尾繁三郎、水田三喜男、尾関通充「池田時代」、自由民主党広報委員会出版局、前掲書、一六六ページにおける水田三喜男の発言。水田はこの総裁選における大野派の選舉參謀であった。
- (71) 『政治家』一二九ページ。
- (72) 同、一三〇ページ。
- (73) 『矢部日記』三、七七一—七七三ページ。
- (74) 同、七七二ページ。
- (75) 同、八六六ページ。

五 政治家は貧しく国民は豊かに

——厚相から落選まで——

岸退陣のあとをうけて三五年七月に組閣した池田は、安保反対闘争によつて生じた騒然たる事態の鎮静化をはかるため、まずは岸垂流政権のイメージを払拭しようとして、岸の高姿勢にたいして「寛容と忍耐」をスローガンとして

出発し、所得倍増計画によつて人心の一新をはからうとした。厚相にはじめて女性中山マサを登用したのも、またその努力のあらわれであった。中山のこの登用は、たしかにそれなりの効果を示し、池田政権の新しさを人びとに印象づけた。しかし多くの難問をかかえた厚生行政にとっては、それは必ずしも適切ではなかつたようである。古井が厚相に就任したとき、古井にいわせると「難問山積、まるで火事場のようであつた」⁽¹⁾。

緊急に解決を要する問題としては、結核治療薬カナマイシンの使用許可の問題と、多発する病院ストへの対策があり、これらの問題に、医療費値上げをめぐる厚生省と日本医師会との多年にわたるトラブルがからんでいた。そして当時、圧力団体としてのこの医師会を代表したのが、「ケンカ太郎」として知られた武見太郎であり、彼は医師会の自民党への政治献金とともに、自民党の最長老吉田茂と縁続きでしかも彼の主治医とあって、自民党の実力者たちに大きな影響力をもつた。

これらの緊急の対処をぜまる問題とともに、さらに古井には、池田内閣が総選挙をまえに発表した「新政策」のかの「社会福祉の充実」をいかに具体化するかの問題があった。

以下、古井によつて処理された順にこれらの問題への古井の対応をみて行こう。

結核は今ではほとんど問題にもされない病気であるが、戦前と戦中はもちろん、戦後なおしばらくはわが国の死因病の第一位を占めた。これが、アメリカからもたらされたストレプトマイシンによつて急速に死亡率を低下させたのは、三〇年代に入つてからである。しかしそれでも長期継続注射は副作用をともなうとともに、結核菌の耐性を生むという欠点をもつた。この欠点を取除いたのが、梅沢浜雄博士によつて開発された新薬カナマイシンであり、その效能はすでに医学界において承認されていた。にもかかわらず、カナマイシンの医療保険への採用がおく

れ、それを用いる患者は高額の負担を必要とされ、保険への早期採用が一般に強く望まれていた。

保険への採用をおくらせていたのは、医師会と厚生省との対立であった。実はすでに三五年の三月には、カナマイシンの保険採用は結核予防審議会によって厚生大臣に答申されていた。しかし採用を最終的に決定するのは中央医療協議会であり、これが医療費問題で厚生省と対立する医師会によってボイコットされ、開くことができない状態にあつた。そしてそこには、厚生省と医師会双方の、患者を忘れた思惑があつた。厚生省は、カナマイ採用を要求する世論の力によって、医師会を中央医療協議会に復帰させようとし、医師会は復帰によって医療費問題において厚生省に乗せられることを恐れたわけである。

古井は厚相就任から六日目の一二月一三日、「手続きのために人命を助ける方策を阻むのは本末転倒⁽²⁾」と考えて決断し、厚生省内の反対をおさえて翌三六年一月一日からのカナマイの保険採用を厚生当局に指示した。この決定は、一部に「勇み足⁽³⁾」との批判をまねいたが、多くのジャーナリズムによって「英断」として歓迎され⁽⁴⁾、何よりも多くの患者とその家族に福音をもたらしたはずである。

次の続発する病院ストの問題は、日本医療労組協議会の看護婦の待遇改善要求に発するものであつたが、医師会の医療費値上げ要求と直接にかかわりをもつものであつた。医師会はこれを医療費値上げによって解決しようとした。しかしその原因としては、病院経営の前近代性が一般に指摘され、医療費の値上げによる安易な解決には、健康保険組合連合会が、病院経営の不手ぎわを患者と国民に転嫁するものと強く反対しており、厚生省も容易には医師会の要求に応じることができず、医師会と対立し、この対立関係から厚生省は、病院スト問題に介入するのをさけ、これが問題の解決をさまたげてきた。

古井はこのばかりもまず、「患者の安全保持」を第一とする立場から、病院経営の改善への積極的指導に乗り出したことを決意した。彼は二月一〇の閣議において、第三者機関である「病院経営管理改善懇談会」の設置の了解をとりつけるとともに、他方では三年越しに医療費の値上げが見送られているところから、値上げの時期に来ていると判断し、医療協と医師会とに譲歩を示し、三六年四月一日から医療費を値上げすると声明した。

この声明によつて病院ストの方は鎮静化し、やがて古井の要望にこたえて改善懇談会の答申が三月末に出され、これにしたがつて病院経営の改善が行われ、スト問題は解決されるにいたつた。

しかし医療費値上げについては、平均一〇%の値上げが三六年度予算に計上されたが、古井はその配分は中央医療協議会で決定されるのが筋と考え、医師会がそれに参加していないところから、その改組を社会保障審議会に諮問した。ところが医師会はこれに反対して一律一〇%の値上げを要求し、全国一斉休診と保険医総辞退の戦略を打出した。古井が譲歩しなかつたため、医師会は二月一九日一斉休診を行つた。これは実際には日曜休診に終り、医療拒否のトラブルは生じなかつたが、医師会は古井の態度が固いのをみて、二五日に保険医総辞退のため辞表のとりまとめをするとし、さらに直接自民党へ働きかけ、結局は党三役を交渉にひきだし、党三役にほぼ医師会側の要求をのませた。この経過にたいしてジャーナリズムは「スジを曲げた」、あるいは「スジが違う」と医師会を批判し、古井の態度を評価した。

当面の最悪の事態はこれで回避されたが、古井は医療費問題の抜本的な解決をはかるため、社会保障審議会の答申をもとに、五月に中央社会保険医療協議会を改組する法律と、新たに内閣に臨時医療報酬調査会を設置する法律の法案を作製させ、両法案を国会に提出した。両法案ともに世論の強い支持を受け、成立が望まれたが、医師会はこの法

案が医療の官僚統制につながると反対し、これまた医師会の圧力のもとに修正がはかられ、結局は継続審議に終った。

この結果に古井は医師会と自民党に抗議して一度は辞職を決意した。後に彼は「医師会の騒ぎで気に食わぬことがあり、一時はやめようかと思つたが、くどかれてそのままにした」と書いている。⁽⁸⁾

医師会と厚生省とのあいだには医療制度をめぐる長い対立と、そこから生じた相互の深い不信がよこたわり、双方の主張の内容については、医療制度についての知識のないものには、判断を下しえない。しかし、主張の当否をこえて、医師会が、責任者である厚生大臣と公的機関をさしおいて、党に直接の圧力を加えるということは全くの横暴という他はない。古井が辞任を考えたのは当然である。しかし、ここにも現実政治家たるうしながらも、なお地位よりも筋を尊ぶ彼のあり方が示されている。

この医師会との対立のなかで、小児マヒが流行しはじめ、厚生省はそれへの対応にも迫られた。小児マヒには従来は予防薬としてソークワクチンが使用されていたが、日本ではその研究も緒についたばかりで絶対量が不足し、全国的な流行のきざしにたいしてはお手あげ状態であった。ところがソ連では生ワクチンを使用して効果をあげ、アメリカやイギリスにおいても安全であることが示され、わが国でも使用を望む声が生じつた。

古井はこれに注目して実験的に使用し、少くとも犠牲者が出ないということを確認した。そこで古井は、昨年同様の大流行のきざしのみえ始めた六月二二日、千三百万人分の生ワクチンのソ連からの緊急輸入と七月からの全国での投与開始を決定した。学者や専門家の一部にお慎重論のあるなかでのこの決定には、さすがの古井も大いに悩んだようである。

「緊急輸入して使用を断行しようか、すまいか——。万が一失敗すれば、日本の大せいの子供を殺し、私が職を辞

したくらいではすまない大問題になる。しかし、今のところはこれしか手はない。私は当時、秘書官をしていた信沢清君（前環境庁次官）を連れて、浜離宮へ出かけては海をながめ、愛宕山に登っては空を見上げて行きつ戻りつ考えた。

「1ヶ月間、悩んだのち、ついに決断した。⁽⁹⁾」

慎重というよりは鈍重な対応しか示さないのを常とする官庁のなかで、「責任はすべて私にある」と言い切った古井にたいして、各紙は「英断」⁽¹⁰⁾さらには「大英断」⁽¹¹⁾とまで称讃した。そして投与が開始されるや小児マヒは次第に下火となつた。このときの事情は、後に松山善三監督によって「われ一粒の麦なれど」（主演高峰秀子、小林桂樹）として映画化された。

このような数かずの問題への対応とともに、古井にはなお、池田内閣の「社会福祉の充実」の具体案の作製という仕事があり、彼は三六年に入るや所得倍増計画に見合つた社会保障推進のための十ヶ年計画の樹立に着手した。そして六月にはその成案がなり、七月一日に「厚生行政長期計画の基本構想」として発表された。しかしこれが発表されて間もない七月一八日、古井は内閣改造によつて厚相の座を去つた。代つて厚相に就任したのは、内務省の先輩であつた灘尾弘吉であつた。

離任直後に古井は厚相在任中をふり返つて「就任の日から駆り出した。そして七ヶ月間、脇目もふらず息もつかず馬車馬のように駆り続けた」⁽¹²⁾と述べて、仕事に没頭した充実感をあらわしているが、やや後には「改造のとき、三木派への閥僚の派閥割り当ては一人であり、三木さんがしきりに入閣を希望したとかで、私ははみ出した。生意気な言い分だが、もう一期つづけてやつていたら、医師会問題は片がついていたと思う」⁽¹³⁾と書き、離任の理由を説明すると

ある保守政治家の軌跡

ともに、やり残した仕事への無念さを述べている。三木の入閣要求もあつたであろうが、池田にしてみれば医師会対策の重要性は認識しながらも、古井の強硬さと辞任さわざにやや手をやき、古井と同じように強硬でありながらもいま少し老練な灘尾をえらんだのではないかと思われる。

この七ヶ月の厚相時代の彼の業績は、すでにみたように、一般には口の悪いジャーナリズムによつても珍らしく好評で迎えられた。そして各紙は、内閣改造にあたつても他の人物についてはくい違ひがあるにしても、古井にたいしては一致して高い評価をあたえ、その交替を惜しんだ。その後も彼の業績にたいする評価は高く、厚相のなかでは「歴代隨一⁽¹⁴⁾」の声もでた。また大内兵衛は、矢部が新聞に古井との関係について書いたのを読み、矢部への私信に次のように書いた。「今朝『日経』で貴兄の古井君論を読んで大いによろこんだ。小生は古井君とは親しくしたことがないが、社会保障審議會長として、この十数年十人ぐらいの大巨に接したが、これという奴はいなかつた。唯一人古井君だけが政治家の名に値し将来モノになるかと思つていて。……」⁽¹⁵⁾ 古井にあてたものでなく矢部にあてた私信であるだけに、ここには大内の古井にたいする素直な評価が示されていよう。

この厚相としての古井にたいする高い評価は、同時にまた「反骨と頑固」⁽¹⁶⁾ 「硬骨漢」⁽¹⁷⁾ 「剛直」⁽¹⁸⁾あるいは「スジをまげない」⁽¹⁹⁾といった言葉を彼のものとした。古井は、わずか七ヶ月ではあつたが厚相という地位にあつて「馬車馬のように駆り続け」ることによって多くのことをなして充実感を味わい、政治の世界において何事をなすにはいかに地位が重要であるかを知つたはずである。しかし彼はまた同時に、派閥の力関係と利益団体の圧力とが交錯する政治の世界においては、「頑固」に「筋を通す」ことがいかに困難であり、それが権力と地位とにいかに両立しないかも、

その辞任決意によつて痛感させられたはずである。

「一本調子の若造」として政界に入り、はからずも松村・三木派といった傍流派閥に所属しながらも次第に発言権をえ、「少くとも一本調子でなく、ある程度の柔軟性と彈力性」をもつ現実政治家たるうとし、漸く厚相の地位に到達し、そのことによつて彼は改めて現実政治家としての道が、いかに彼自身にそぐわないかも知らされ、新たな岐路に立たされたわけである。

「私は頑固者だと相場がつけられた。同時に、筋を通す男だという世評も立つた。頑固と筋、守るべきか改むべきか、こんど私の宿題である。⁽⁵⁾」

この新しい岐路は、古井が厚相時代に新しく取り組むようになった健康と福祉の二つの問題をめぐつて展開する。

前者の健康の問題は、社会党代議士三宅正一の提案にはじまる。「厚生大臣の末期ごろのことだ。現衆議院副議長の三宅正一氏が拙宅を訪れ、『国會議員は不規則な生活ばかりしている。ひとつみんなで健康体操でも始めようじゃないか。貴君が音頭をとつてくれないか』といつ。あまり突然であつたので一瞬考え込んだが、しかしそいことだと思つた。そこで『三宅さん、やりましょう。いつしょにやりましょう』と賛同した。⁽⁶⁾」そこで三宅がすでに指導を受けていた民間体操の大御所三橋喜久雄が、古井の鳥取の先輩であるということから、国会の同志をつのり、他にも働きかけて、三六年四月三日に三橋の指導のもとに、健康体操の講習会を始めた。健康体操クラブの発足であり、講師にはさらに紅林武男や東竜太郎らが加わった。

古井は学校時代には体操を苦手としたが、健康体操を継続的に実践することによつて、健康の問題がたんに個人の

幸福の基礎であるのみでなく、健全な社会の基礎をなすことを実感させられ、健康体操を普及させることが必要であると考えるようになつた。そこで健康体操クラブは、たんに健康体操を実践するのみでなく、三六年の一月からは、その啓蒙と普及をめざして会報『健康と体操』を発行することになった。

いまひとつ社会福祉の問題は、すでにみたように古井の政界進出の当初からの問題であった。しかし実際に厚相として福祉行政にたずさわることによつて、古井は日本の福祉行政がいかに先進国に立ちおくれ不十分であるかを痛感させられた。そこで彼は、福祉国家の実現をめざして、そのあるべき姿を明らかにする必要を感じ、研究組織を作ることを思い立つた。今回もまた矢部に相談を持ちかけ、言論界、学界、関係団体、実業界などに呼びかけて、三六年一月に社会福祉研究会を発足させた。

こうして厚相の地位を退くやいなや、古井は新しい二つの問題に取り組むことになった。退任後の一年を顧みて、彼は次のように書いてゐる。

「この一年の間、寝ても覚めても、二つの問題を考え続けてきた。どれも、一足ふみ込んだという程度で、結論など出ようがない。永久の課題となるかもしれない。」

世の中の不幸の原因は病気と貧乏だといわれている。病気の反対は健康であり、貧乏の反対は豊かな生活（福祉）である。病気や貧乏からの苦労や悩みのない世の中が実現できたら、どんなに人生は明るく楽しいだろう。政治の究極の目的はそこにあるはずである。私の二つの問題とは、すべての国民に健康と福祉を与える、つまり健康国家と福祉国家を実現する問題である。このような問題に真剣に突込むようになったのは、厚生大臣をやつたお陰である。私なりに、こうだといふところまで、徹底的に詰めて見たいと思つてゐる。²³」

この二つの新しい問題への取り組みは、いまひとつの新しい共通の問題、すなわち資金調達の問題を提起することになる。健康体操の普及活動にしても福祉社会研究会の運営にしても、それには資金が必要とされる。しかし、派閥への資金は領袖による何らかの便宜の見返りが期待されるのにたいし、この種の活動への資金提供には直接の返礼は期待されない。とすれば派閥へ献金する企業や業界はあっても、このような活動へ資金を提供する者は少い。してみれば同じいやな資金集めをしなければならないとすれば、資金も集まりやすく、かつ政界での地歩を高めるほうを選んだほうがよいではないか。古井にしてもこう考えなかつたわけではないようである。しかし彼はこの安易な道をえらばうとはしなかつた。

「私のような、歳費生活をしている貧乏政治家が、金を食うこののような研究会をやつて行こうというのだから、その資金調達にはほとほと苦労する。

今日の政治は、遺憾ながら金力を持つ者が支配する政治である。だから政界に大をなそうと思えば、政治に使える金をつくる外はない。しかしこれは、好ましからざる政治の現状に妥協し、あるいは屈服するものである。私も厚生大臣をやめた時、後援会でも作つて今後の途を拓こうかと迷わないでもなかつた。しかし、熟慮した結論は、そのような途を歩かないで、やはり政治家として堅実に真面目に勉強して行こうということに帰着した。愚物と笑う人があるかも知れないが、私としては正しいと信じている。⁽²⁴⁾

このようには書きながらも、古井はなお「政界に大をな」す途への未練を完全に絶ち切つたわけではなかつた。厚相時代の体験が生なましく、かつそれへの世評が高かつただけに、しかるべき地位へ就いて大いに抱負を実現したいという思いが、その面からみれば徒労と思われる資金集めの労苦とともによみがえつたであらう。その後も「研究会

については、金つくりの不得手な私としては、経済維持に苦労をし、ひひもの余り、やめてしまおうかと思う」とも屢々であるが、歯をくいしばってつづけてい⁽²⁵⁾る」と書いている。

そして現実政治からみたばあいは、「筋を通した」はずの健康体操の普及と社会福祉の追求とが、かえって現実の政治からの逃避ではないかという疑問も生じてくる。

古井は、右のように健康と福祉の追求を声明した翌年、六〇歳を迎えた報告書に「六十にして惑う」と次のように書き出さねばならなかつた。

「孔子は四十にして迷わずといわれたが、わたくしは、六十にして迷いに迷い、大いに悩んでいる。浅ましい、哀れな姿だと思う」。

迷いは何んであるのか。

「政界に立つ以上、政治を握つて、大いに抱負経綸を行おうと野心を燃すのは、むしろ当然である。それではどうして政治を握るか。今日の政界では、金を握るしかその道はない。それなら、ロックフェラーやケネディのように、親ゆずりの金のある者ならいざ知らず、布衣より身を起した者がどうして金を握るか。ロクなことはないにきまつている。それを敢てやるか。そのことは、誤った今日の政治に迎合し屈服することに外ならぬのである。

それなら、体を張つて政治の建て直しを企てるか。大いにそうである。それをやらぬのは勇気がないからではないか。まことに然りである。欠けたものは實に勇氣である。身が可愛いからである。地位が欲しいからである。わたくしは、この問題に悩んでいる。果して、いつの日か勇氣が沸き起るであろうか。……

福祉国家の研究や健康体操の普及は、無駄な時間つぶしだろうか。政治家として脇道だらうか。あるいは政治から

の逃避だらうか」。

この迷いは翌年には解決される。翌三九年の報告書は「道はある」との副題のもとに、次のように「はしがき」に書かれている。

「ILO条約の批准、わが党総裁選挙をはじめ、日韓交渉のなりゆき、最終段階にきた憲法調査などの政治問題が目の前にあって、政界内外の耳目を奪っている。私も、これらの問題に関心をもたぬではない。しかし、大きく見れば、その中には、どちらに転んでも、日本や国民にとって痛くも痒くもないものもある。私としては、より以上に、国民の健康をどう守り増進するか、人間の幸せとは何か、またどうしたらこれを向上させられるか、世界の焦点となつている中国をどう考え、これにどう対処したらよいかという、人生や社会や国にとっての、もっと大きな問題に心をひかれ、これを見つめ、かつ取組んできたのが過去一年である。誤っていただらうか。これらの問題は、決して、現実政治における政策や国民の実生活から離れた空理空論ではなく、それに誤りない方向を与える基本問題である。私には、現実政治が余りにも低俗で枝葉末節にはしり、根本を見失っているようと思われる。

政権や派閥や政党には消長があり、幾変遷があるであろう。しかし、実現した政策や築き上げた社会的事実は、いつまでも国民のものとして残る。大事なのは、目先にとらわれないで、正しいこと、よいことを見極め、これを実行することである」⁽²⁸⁾

こうして古井は、一度はかなり足を踏み入れた現実政治から身をひきはなし、それと距離をおいて、より基本的な問題と取り組む道を選択する。しかし、この道をえらばせたのは何か。この点は古井によつては明らかにされてはない。しかし右の文章に、新たに「中国をどう考え、これにどう対処したらよいか」という新しい問題が付加されて

いることに注意したい。古井に新しい道を示したのは、健康と福祉とはそれじたい無関係な中国問題と、それへ彼の目を開いた松村謙三ではなかつたかと思われる。

古井が松村を政治上の師と仰ぎ、松村精神を自らの政治的信念としてきたことについては、すでに述べた。このことによつて古井は、彼に好意をもつ池田が、彼を池田派に迎えようとする誘いを斥けたのであつた。

「池田内閣時代に、池田氏が、おいお前、おれの池田派へ来いよ、大事にしてやるぞ」というのである。冗談ではない。尊公には友情はもつが尊敬はしていない。松村先生や同志を見捨てて行かれるものかと剣もほろろに断つてしまつた²⁹⁾」。

この古井に、改めて松村を偉大と思わせたのは、松村の中国問題への取り組みであつた。すでに古井は、三四年に松村に従つて中国を訪れ、中国問題の重要性を考えさせられたが、その後彼は厚相として入閣し、しばらくは職務に忙殺されるとともに、その職をきつかけに健康と社会福祉の問題に新しく取り組んでいた。ところが三七年九月、松村はまたもやこの古井を訪中へ誘い、古井は彼に伴われてふたたび中国を訪れた。

松村のこのたびの訪中は、岸内閣から池田内閣へといつた状況の変化のなかで、岸内閣時代に最悪になつてゐた日中関係を好転させ、経済交流への道を開こうとするものであつた。このねらいは達成され、やがてこの松村の訪中をもとにして、一一月には中国側代表廖承志と日本側代表高崎達之助とのあいだに、日中総合貿易協定が締結された。両国の代表者のそれぞれの頭文字をとつて、S-T貿易と略称されたものである。

この訪中のとき松村は七九歳であり、古井は短い間ではあつたが、松村の日中国交にかける情熱と、そのためには

らつた労苦を目のあたりにし、改めて松村の偉大さを思わざるをえなかつた。この旅の経過と感想とを古井は次のように書いている。

「わたくしの旅は前後僅かに十日、北京滞在は七日に過ぎなかつた。松村先生は前後三回、十時間にわたつて周总理と会談をし、時には激論を交わし、時には和氣あいあい、ついに中国の金看板である政經不分離の下で、立派に政治と經濟を切りはなし、すべての政治問題を抜きにして、經濟の交流を再開するというところにもつて行つた。偉いと思う。地位を望んだり、金もうけをしたがる政治家の多い中に、清貧に甘んじつゝ、ひたすら国事を憂え、これに捧げることのみを喜びとする眞面目な政治家の姿をここに見るのである」。⁽³⁰⁾

古井は、この松村の姿をみるにつけても、かつて矢部に電話して、この松村のもとから離れるからと、池田に入閣を依頼したことと思い起したのではなかつたか。

古井が矢部への電話をはたして現実に思い起したかどうか。そしてそのさい彼がどう感じたか、この点については何も知る手がかりはあたえられていない。しかし注目すべきは、右のように松村を称讃した文字を書いてから初めて迎えた三八年の第三〇回総選挙に、古井ははじめて「政治家は貧しく國民は豊かに」⁽³¹⁾ というスローガンをかかげた、ということである。このスローガンは、いわば政治家としての松村の生き方、いわゆる松村精神を標語化したものであり、この選挙いらいこの言葉は、古井の選挙スローガンとして毎回かかげられるとともに、彼の信条ともなる。これとともに、その後古井は松村と行動を共にし、日中國交に献身することとなる。そして、そうすることによって彼は、松村に従う他の人びとともに三木派からも離れ、ますます孤立化への道をすすむことになる。

そこでこの道をたどるまえに、これまでに彼が取り組むにいたつた健康と社会福祉の問題において、古井がその後

どのように活動したかをみ、そののち、彼の日中問題とのかかわりを中心として、彼の活動を辿ることにしよう。

健康体操クラブは、すでにみたように有志の活動として始まり、簡易で合理的な健康法を広く全国に普及しようと、『健康と体操』の発行を行うようになった。そしてクラブの発足一周年を期して、三七年四月二日には、厚生、文部の両大臣の認可のもとに社会法人として出発することになり、古井がその理事長に就任した。そして古井は、健康県鳥取の願望のもと郷里鳥取で、三橋喜久雄、鳥取大学教授山西長太郎の指導のもとに健康体操の講習会を一〇ヶ所にわたり開催し、鳥取市へクラブの理事三宅正一、山本杉（参議院議員）、佐藤三哉（医博）を招いて講演会を開催し、啓蒙と実技の普及をはかった。また、すでにふれた大山の夏期大学にも、四〇年以降は三橋喜久雄と山西長太郎との健康体操の実地指導が加えられた。

この健康体操の普及活動は、三九年東京でオリンピックが開かれることが予定され、さらに池田首相が「人造り」を提唱するなどによって次第に時運にのり、古井は厚生省社会保険庁予算にはじめて健康体操普及の経費を認めさせることに成功した。⁽³²⁾ 古井はこれをきっかけに、あらゆる健康保険組合を動員して、広く被保険者の健康増進運動を展開したいと考え、厚生省や文部省の関係官庁や健康保険関係の諸団体へ働きかけ、三九年六月にはこれらの関係諸官庁と関係団体を網羅した「国民健康体操推進協議会」の設立にこぎつけた。健康体操クラブはこの協議会の幹事役を務め、また古井自身が協議会の会長に推された。協議会は新しいモデル的な健康体操をつくったり、あるいはその普及のための指導者養成講習会を開催するなど、健康体操の啓蒙と普及をはかることとなつた。

三九年一〇月に開催されたオリンピックは、国民注視のもとにさまざまドラマを展開したが、そこに示されたの

は、国民の体格と体力とがなお諸外国におよばないということであった。政府もこの問題の重要性を認識し、オリンピックの担当大臣であった河野一郎の提唱によつて、国民の健康増進と体力増進を重要な政策として取り上げることになり、三月には一の関係官庁と一六八の民間団体とによって、「体力つくり国民会議」が発足し、古井がその議長にえらばれた。

この体力つくり国民会議の発足に呼応して、三六年に結成された健康体操クラブと、三九年に結成された国民健康体操推進協議会とは、三月に民間団体としての社団法人国民健康つくり運動協会に統合され、健康体操の普及をはかることになった。古井はこの協会の理事長にえらばれた。³³⁾

こうして時代に先んじた古井の健康問題への取り組みは、ようやく全国民的な広がりをみせるようになった。そして古井は、その後も長く国民会議の議長、協会の理事長として体力つくり、健康つくりに貢献するとともに、四三年一〇月に母子保険対策推進会議が結成されるや、その議長に就任し、四六年七月に自民党に保健、体育改善対策特別委員会が設置されるや、その委員長に就任するなど、この面での活動を続けた。

他方、社会福祉研究会のほうの活動は、その研究成果を世に問うため、三七年四月から月刊の『福祉国家』を発行することとなり、古井はそこに福祉問題についての思索を発表するとともに、また自らの研究成果を『国造りとその担い手（福祉国家序論）』（三八年六月）、『一九七〇年代の社会保障の構想』（三八年一〇月）、『福祉国家とは何か（その理念と現実）』（三九年六月）、『社会保障から社会計画へ——社会保障序論』（三九年六月）など、続々と小冊子として公にし、社会福祉への啓蒙活動を精力的に展開した。

この間彼は、三七年一〇月には加屋興宣のあとをうけて自民党の社会保障調査会の会長に就任し、三八年一一月の

第二〇回総選舉にさいしては、自民党的社会保障の長期構想の作製にあたり⁽³⁵⁾、また四二年八月には、この社会保障調査会の名で「今後の社会保障政策」をまとめて党に提出するなど⁽³⁶⁾、党の内外において福祉政策の推進に努力を続けた。

以上、古井の厚相辞任後の政治家としての道を方向づけたと思われる健康と福祉、さらに松村による中国問題への開眼についてみたのであるが、ふたたび厚相辞任後のその他の活動面に立返って彼のあゆみの跡をたどることにしよう。

厚相を辞任した彼は、厚相在任中は辞任していた憲法調査会委員に復帰した。すでにみたように彼はいち早く改憲の必要を主張し、憲法調査会の設立にも大いに努力したのであったが、調査会は最終段階を迎える三八年末に最終報告書を提出することになり、古井は総会において意見を述べた。その意見は多岐にわたるが、そこには、かつてのような強い改憲主張はみられない。

なるほど「独立国である以上、憲法は、一〇〇ペーセントその国民の自由意志によって作られるべきものであり、いささかでも外国の意志が加わっていてはならぬ」⁽³⁷⁾といふ彼の基本的な態度には変りはない。しかし彼は「現行憲法の内容には数々優れたところがある。自由主義と民主主義の飛躍的・画期的な前進の如きは、押しつけ憲法なればこそ実現を見たのである。幣原内閣当時における国内の改正論議の調子からいえば、国民の手によっては到底このようない思い切った改正は断行できなかつたと思う。押しつけはたしかにまずいが、押しつけなるがゆえに得たものもあつたことを否定できない」⁽³⁸⁾と現行憲法を評価し、むしろ彼がたゞさわった幣原内閣当時の改正案が不十分であったことを反省する。したがつて、「これを要するに、制定当時の事情が押しつけだつたというだけの理由で、改正を行なわ

なければならぬというのを度を越すものと思う。しかし、他の改正理由と合わせて勘案して改正が行なわれ、これによつて憲法への悪感情が払拭されるならば大いに望ましいことだと思ふ」。⁽³⁹⁾

なお詳細な点についてはいろいろ論じられてゐるにしても、ここにみられるのは、憲法制定の経過から生じる「押しつけ」という悪感情の払拭が問題とされてゐるだけであつて、内容については、むしろ「押しつけ」なればこそ実現されたという高い評価である。してみれば、国論を両分し、いわんや復古あるいは反動的な改正の恐れがあるかぎりは、あえて憲法改正を强行する必要はないということにならぬであろうか。右のように述べた翌年、すでにみたように彼は、憲法問題を自民党の総裁選や日韓交渉のなりゆきとともに、「どちらにころんでも、日本や国民にとっては痛くも痒くもならないもの」とし、その後自らは憲法についてまたく発言していなかのは、暗に現行憲法を承認するにいたつたからではないかと考えられる。

そして彼は、その活動を主としてすでにみた健康と社会福祉とともに中国問題へと移して行く。⁽⁴⁰⁾

三七年の秋、松村に従つて中国に渡つた古井は、さらに一年たつた三八年九月と三九年の四月に第三回目と第四回目の訪中を行つた。そしてこの両度の訪中によつて、中国と日本との関係について、それまでにいだいていた考えをさらに強めるようになる。

「中国問題はまずもつて日本の問題である。両国の関係がうまく行かないで日本の幸せも将来もない。同時に、それはアジアの問題であり、世界の問題である。中国を無視してアジアの安定も世界の平和もない。しかも、この問題を背負う扱い手は、日本のほかにどこもない。日本は自由主義の国々と話ができる。また、その気にさえなれば中国

とも話ができる。この問題に取り組むのは、日本のためだけではなく、アジアや世界にたいする日本の責任だと思う」。⁽⁴⁾

ところで、岸に代って登場した池田は、日中國交の改修にかなり強い意欲をもちながらも、ひとつには安保反対闘争後の日米関係の改善に意を用いなければならず、他方では党内の親台湾派への配慮から、意欲を実現するだけの党内基盤を固めることのできないままに、三九年一〇月二十五日、病氣のため退陣せざるをえなかつた。

退陣にさいして池田は、党内の混乱をさけたいとして、後継者の話し合いによる選考を望み、これを受けて副総裁川島正次郎と幹事長三木武夫とが調整に当ることとなつた。次期総裁と目されたのは、その年の七月の総裁選に池田にたいして立候補した佐藤栄作と藤山愛一郎に加えて、池田を支えてきた河野一郎であつた。川島と三木とは精力的に三者間の調整に当つたが、三者間の話し合いはつかず、結局は池田の裁断によつて佐藤が後継者に指名された。

これに強い不満をもつたのは、松村と松村に従つて三木と行動を共にしてきた人びとであつた。彼らはこれまで反官僚をつらぬき、石橋の擁立に成功し、第二回総裁選には岸にたいして松村を立候補させ、岸退陣後の総裁選にも池田にたいして党人派の一翼をになつて石井を推したのであつた。ところが三木が、幹事長という要職にあつてかなりの力を発揮できるにもかかわらず、岸路線を繼承する佐藤への決定に加担したとあっては、彼らはもはや三木と行を共にしえないと考えるのも当然であろう。一月一三日、松村、古井、さらに川崎秀二、竹山祐太郎、笹山茂太郎、佐伯宗茂の六名は、「総裁選考過程において三木氏のとつた態度は、その過程においても、結果においても、われわれの志と異なるものであった」という公開絶縁状を発表し、三木派を離脱した。⁽⁵⁾

ところで、この佐藤内閣の登場は、一方ではアメリカのベトナムへの軍事介入の本格化と、それとともになうアメリカの中国封じ込め戦略への佐藤内閣の同調、他方では中国における文化大革命の進展による外交政策の硬化とによつ

て、池田内閣時代に好転しかけていた日中関係をふたたび冷却化することになった。しかも松村や古井らは、今や三木派からも離別し、自民党内においては派閥的基盤をもたず、ますます困難な状況におかれるにいたった。

このような状況のなかで、松村、古井らは藤山愛一郎、宇都宮徳馬らとともに、派閥をこえて中国、アジア問題を取り組むため、四〇年一月にアジア・アフリカ問題研究会を発足させた。ここに自民党内には、親台灣の立場から中国にたいして強硬な態度をとるアジア・アフリカ研究会（A研）と、親中國の立場をとるアジア・アフリカ研究会（AA研）とが、中国問題をめぐって対立することになる。

中国をめぐる党内の对中国政策のこの両極化にたいして、自民党首脳は論争を党の正式機関である外交委員会において一元化しようとした。その拡大強化をはかり、二月に会長鹿島守之助のもとに一四名の副会長をおくことにした。古井はAA研を代表して井出一太郎、中曾根康弘とともに副委員長にえられた。

しかし古井は、米中の関係が悪化するなかで、そして日本がアメリカの对中国政策のなかにくみ込まれて行くなかで、「何としても米中戦争だけは起させぬようしなければならない」。それには、日本は米中の緩衝地帯になり、両国間の緊張を解きほぐす役目をしなければならない⁽⁴³⁾と考え、このAA研の世話人の一人として精力的に活動し、四一年五月のAA研の中国問題の公聴会においては、親米と親台湾に傾斜する佐藤首相の外交政策を公然と批判し、佐藤首相と党主流との対立を深め、困難な状況に身をおきつた。しかし松村にしたがって、世界の平和と日本の安全と發展のために、日中関係の打開をめざす古井にとっては、自らの党内における地位などは、ほとんど問題にならなかったであろう。

「人間の歴史は六十万年ないし百万年といわれる。この歴史を貫くものは、人間と社会の進歩である。こんごわれ

われの前途に幾百万年、幾億年の歴史があるか知れないが、この涯（はて）しない将来もまた、進歩の歴史でなければならない。われわれは、かかる進歩の歴史の一コマを背負つて今日生存する。今日ある者の使命は、よりよい人間に向上し、よりよい世代を造り出すことである。⁽⁴⁴⁾

そのためには何よりも健康と社会福祉と、そして日中国交の改善が重要である。ところが政界は、党利党略に明け暮れている。

「日本の政治は沈滯し固定化し老朽化して、国民から遊離した遠い存在になつた感がある。国民は物価の先を行きがどうなるか、ベトナム戦争が拡がつて米中間の正面衝突にならぬか、これを心配しているのに、政治は、与党も野党も、真剣にこのような国民の切実な問題を取り組もうとしないで、茶番狂言をやっている姿ではないか」。⁽⁴⁵⁾

しかし国民のためのあるべき政治を実現するには、茶番狂言の舞台に下りて狂言に一役かうより他に方法はないではないか。

古井は、自民党議員に中国を正しく理解させるには、何よりも中国を実際に見させる必要があると考え、四〇年の六月、自民党議員による中国視察を計画して中国へ申し入れていた。これにたいする受け入れの回答が四年になつてえられ、八月二六日に古井は小坂善太郎、江崎真澄、福田一、倉成正、鯨岡兵輔、坂村吉正、川野三曉とともに中国を訪問し、文化大革命の中国を観察し、わが国の明治維新と第二次大戦前夜の国民の熱狂状態を回想した。ナショナリストである古井にとっては、文化大革命はまた中国ナショナリズムの高揚であった。「一部の人には、今日の中国は気がいじみて見えるだろう。それは、立場や環境の違いを忘れた人々だと思う。われわれの明治維新は、また明治時代は、そして大東亜戦の前夜はどうだった。血なまぐさいことも、かずかずあつた。忠君愛國を疑うもの

は非国民とされた。滅私奉公が叫ばれ、國体明徴運動が起つた。主義や事情の違いはあるが、中国にはいま、明治維新と大戦前夜が同時に来ていると考へられまいが」。

それにつけても中国を孤立化させてはならない。そのためには、日本政府の中国に対する態度を改めなければならぬであろう。

中国から帰った吉井は、その年の一二月に再選をねらう佐藤にたいし、藤山派の江崎真澄、さらに河野のあとをうけていまや一派をなしつつあつた中曾根康弘とはかり、佐藤政権の生んだ「黒い霧」にたいして「肅党」をスローガンに、藤山愛一郎を擁立した。もとより藤山の敗北は予想されたが、佐藤の独走におわらることなく、どれだけの批判票が出せるかにねらいがあつた。

結果は投票総数四五九票中、佐藤榮作が二八九票をえて総裁に選ばれた。しかし藤山を前回の七二票以下にとどめて藤山の政治生命を絶つと豪語した主流派の意図にもかかわらず、藤山は前回を一七票上廻る八九票を獲得し、他に野田卯一に九票、立候補しない前尾繁三郎と灘尾弘吉に投ぜられたものが、それぞれ四〇票と一一票あり、これらの批判票を合わせると、三分の一の一五三票を三票上廻る一五六票となつた。

この総裁選をきつかけとして、吉井の佐藤批判はその中國政策にたいする批判に、金權批判が加わって、かつて佐藤の兄岸にたいしてそうであったように、ますます鋭いものとなり、彼は佐藤批判の急先鋒とされ、佐藤体制のなかで孤立を深めることになる。しかし吉井にとっては、これは覚悟のうえのことであつたろう。

「もちろん、私には力がない。しかし、ただ問題を提起するだけでも、誰かが仕あげてくれるだろうと思うのである。私は欲も得もない。もし私に何らかの成案がえられるならば、誰でもよい、できる人にこれを実現してもらいたい

と思う。

このような、とらわれない気持ちで、未来のための政策研究を志してから、いまままで不愉快勝ちであった政治家生

⁽⁴⁴⁾

活が、有意義で、のどかな楽しいものに思われだしてきた。
地位と権力をめぐる派閥の争いから超然たる地歩を確立させることによって、かつては「やり切れないと思うこと
が度々あります」⁽⁴⁵⁾と書いた政治生活も、彼にはようやく「のどかで楽しいものに思わ」れ始めた。しかし、古井を
まっていたのは、そのような立場をつらぬくことが、けつして生やさしいものではないと、うことを知らせる新しい
局面であった。

総裁選のや古井ら佐藤批判派は、一月の第三一回総選挙をまえに一月二一日に「肅党推進協議会」（座長赤城
宗徳）を結成した。「黒い霧」にたいするきびしき世論から、総選挙において自民党が過半数を割り、佐藤が議会で
首班指名を受けえない」とも予想された。そのばあい肅党推進協議会は自民党から離党し、革新の一部の支持のも
とに藤山政権を出現させ、保守合同いらいの自民党の一党独裁が生んだ腐敗をおわらせることが考えられていたとい
⁽⁴⁶⁾

ある保守政治家の軌跡

しかし一月二九日の総選挙の結果は、一般の予想に反して自民党の根強い力を示すこととなつた。自民党は前回を
六議席下廻つたものの、過半数を二四議席上廻る二七七議席をえ、社会党はかえつて四議席を減少させて一四〇議席
となり、この両党の後退にたいして、はじめて候補者を立てた公明党が二五議席を獲得し、民社党も前回を七議席上
廻つて三〇議席を獲得した。いわゆる多党化がはじまつたわけであるが、それと同時に自民党の地盤は、やがて後に

みるよう、ジャーナリズム世論に左右されない強固なものとなりつつあった。藤山政権は夢と消えたわけである。

総選挙後間もない四二年五月七日、古井の選挙応援にもかけつけた矢部が、脳内出血のため卒然と世を去った。古井は当日鳥取に帰っていたが、「彼の悲報を鳥取で聞いたときは、関東大震災か終戦時の大空襲に遭った思いであった。思い出は尽きない。思い出せば涙が流れてくる」⁽⁵⁵⁾と書いている。

ところで総選挙によって反主流派を押し込んだ佐藤は、インドシナへの軍事介入を本格化したアメリカに同調し、中国敵視政策をとり、他方中国は文化大革命の進展によって、日本政府にたいする態度を硬化させていった。この日中関係の冷却化のなかで、三七年の松村訪中によって締結されたＬＴ貿易の五ヶ年の期限は、四二年末で切れることになった。そこで松村らＬＴ貿易関係者は、協定の延長問題で協議を中国側へ申し入れた。中国の佐藤政権にたいする不信に文化大革命による国内混乱が重なったからであろうか、それへの回答がついに年内にえられないまま、ＬＴ貿易は四二年末に期限切れを迎えて空白状況となつた。

四三年に入つてやつと中国から交渉団の受け入れの報があり、松村が老齢とあって古井が松村に代り、田川誠一、岡崎嘉平太、他二名とともに二月一日、中国に発つた。

二月八日から始まつた交渉における中国側の態度は、予想外に強硬であった。中国側は佐藤政府を非難してやまず、古井は自民党内の佐藤批判の急先鋒として知られながらも、「一步国外へ出れば『佐藤非難』に同調はできない」と考へるがゆえに、「コミュニケの原案として示された『米帝国主義とこれに追随する佐藤政府……』の中から『追随する』と『佐藤政府』の文字をけずるのに、文字どおり骨身をけずる思いをした」⁽⁵⁶⁾。

幸い中国側の譲歩での表現は和らげられたが、中国の佐藤政府にたいする不信から、協定の期限は一年とされた。

同時にこのとき協定も覚書（M.T）協定と名称が変更され、東京と北京の事務所の呼称も変えられた。これ以降古井たちは、毎年中国の強硬な要求に苦しまなければならなくなる。

古井は、この交渉において中国の強硬な態度を知らされて、帰つて間もなく米大統領ジョンソンの北爆の一方停止と大統領不出馬声明に接し、予想されたベトナムからのアメリカの撤退の意外に早いことに彼自身驚くとともに、それだけにアメリカが次に中国対策の転換をはかるであろうことを思い、それにつけてもアメリカに追随する日本外交にいらだちを感じる。

「ベトナムのあとは、アメリカにとつてもアジアにとつても、中国問題であることはいうまでもない。このことを、繰り返しつづきたが、自民党主流は、アメリカの動きを見てから考えようという態度である。つまり、アジアの将来や日本の運命をすべてアメリカに任せようというのである。外交権放棄である。これで独立国か、これがここまで成長した大国日本の姿か。全く情ない。⁽³³⁾」

この情ない状況を打破しようとして、古井は松村らとともに佐藤三選阻止へと動いた。前回の総裁選後に結成された肅党推進協議会は四一年二月に新政策懇話会と改称しており、古井はこれを中心に田川誠一や川崎秀二らとともに藤山愛一郎に日中打開をスローガンとして立候補することを働きかけた。しかし、これは失敗し、結局一月二七日の総裁選には前尾繁三郎と三木武夫とが立候補した。佐藤三選は確実視され、両者の立候補は次をにらんでのものであつたが、古井は三木派の早川崇、前尾派の黒金泰美とともに両者の反佐藤色を明確にするために政策協定の作製に当たり、そこに清潔政治とともに日中関係の改善を折り込ませた。

選挙結果は、有効投票四五二票中佐藤が過半の二四九票をえて三選された。この結果について古井は、自らそれに

関与したにもかかわらず、「過般の自民党総裁選挙の如きも、金力で築き上げた派閥と派閥との、権力をめぐっての力づくの争いではなかつたか。大政党の統率者、一国の宰相たる適材を選ぶ選挙というにはほど遠い感がある」と書いている。⁽⁴⁴⁾

総裁選において三木と前尾の二人の対立候補を一回で破った佐藤は、党内基盤を一段と強化させた。

四四年一二月に迎えた第三二回総選挙はさらに多党化傾向を顕著に示し、公明と共産の両党の進出にたいして社会党は前回の一四〇議席から九〇議席となつたのにたいし、自民は一一議席をふやして二八八議席を獲得して勝利した。この勝利のうえに佐藤は沖縄返還に乗り出し、アメリカに同調し、ますます反中国姿勢を露骨にした。

そのため四四年二月の覚書貿易交渉もより困難なものとなつた。古井はこのときの交渉について次のように書いている。

「長い会談は、今回も大半を政治問題の論議に費やした。難航に難航を重ね、その間に少なくとも三回は断念して帰らうか、と思ったときがある。ことに佐藤内閣への非難は痛烈をきわめ、これを受けとめるのに、はなはだ苦労した。既に天下周知のように、われわれは国内では佐藤主流と政治の基本姿勢や外交路線について、意見を異にし、反佐藤の急先鋒のようないわれているが、一步外国へ出れば、あらわに自国政府を非難し、あるいは相手の非難に同調することは、なすべきことではない。この一線を守りたいため、最後まで苦労し、このために会談が幾日か伸びた」。⁽⁴⁵⁾

佐藤批難とも関連して、佐藤政府の親台灣政策を「二つの中国」を作る陰謀だとし、安保条約を中国敵視の軍事同盟とする強硬な中国の立場があつた。そしてこの中国の立場を基本的に承認するのでなければ、交渉は断絶のほかはない。古井はねばりにねばつた。交渉の責任者は前回同様古井と田川と岡崎の三名であった。しかし難行を予想して

岡崎は政治会談に参加せず、田川は選挙区の所要を理由に途中で帰国した。日本の国内、とりわけ自民党内の非難と攻撃は予想された。しかし古井は、「日中間のパイプは切ってはならない、さらに、貿易から政治関係に発展させ、両国間に平和を回復しなければならぬ」と信じ、右のような強硬な立場に中国を追い込んだのは日本政府であると考え、決断した。したがってこの時のコミュニケーションの調印者は古井一人である。古井は台湾と安保の一問題を二つの山にたとえ、帰国後次のように書いている。

「日中の間には、二つの大きな山がはだかっている。これを越えなければ、両国の復交はできない。毛語録に『愚公山を移す』という寓話がある。われわれをあわれんで二つの山を取除いてくれる上帝はいつ現れるだろうか。上帝とははたしてだれであろうか」。⁽⁵⁵⁾

しかし四四年度の交渉はまだよかつた。中国を承認する国々が増加していくなかで、佐藤は一月の沖縄返還をとりきめた佐藤・ニクソン会談による日米共同声明においてアメリカに同調して台湾擁護の立場と反中国の態度をさらに鮮明にした。

そのため四五年三月の交渉はさらに難行した。この回も責任者は古井と田川であったが、八六歳の松村がもう一度中国を訪問したいとの願望から後見役として同行し、さらに日中関係打開に意欲をもち始めた藤山愛一郎ほか、黒金泰美、川崎秀一、内藤誉三郎らが参加した。

交渉は予想されたことではあるがさらにきびしいものとなつた。前回は非難は佐藤に向けられたにすぎなかつたが、今回は国外で自國政府の非難はすべきでないと考える古井の態度そのものが「佐藤の弁護人」あるいは「佐藤と結託」といった言葉で非難された。古井は「いまや意識的、無意識的にかかわらず、いやしくも佐藤内閣の擁護となる

言動をすることは、日中関係をつなぐ立場とは両立しない」ことを痛感させられた。交渉の打切りか譲歩か。悩みに悩んだあげく今回も古井は自己一人の責任でコミュニケーションに調印した。帰国後の国内の反響を気にする他の人びとに累をおよぼしたくなかったからである。

「誰が当たつても会談は同じように困難である。また誰が相談を受けても当惑するにきまつている。しょせん、覚書を捨ててしまふか、虫を殺して最大限度に譲歩して、ともかく覚書をつなぎ、国内に帰つてきびしい批判を受けるか、二つに一つである。私は決断した。……私一人でかぶるう。悪者になつてつなごうと決心した。」

帰国後の古井を待っていたのは、前回にも増した自民党的右派の非難であり、古井は四月二十四日と二七日の両日、自民党的外交委員会と安全保障調査会の合同会議に呼び出され、質疑を受けたが、それは「質疑」というよりは、實態は『古井吊し上げ』であった⁽⁵⁸⁾。⁽⁵⁹⁾しかし古井は動じなかつた。「非難は覺悟のうえ」であったからである。

「時代遅れの反共主義者や現状維持を信条とする保守主義者などから、屈辱外交だとか土下座外交だとかの罵声があびせかけられた。私は必ずしもそうとは思つていない。そう見えるのは、根本的には、余りに認識に距離があるからである。そのうえ中国側の言葉使いがとくに荒々しいことや、日本側に、アメリカは一だん上に見るが中国は一だん下に見る侮蔑の潜在意識が消え去つていないことなども、無関係とはいえない。

かりに土下座外交だとして、私は、日本のために必要なら、韓信の股くぐりでもしようと思う。要すれば命でも差し出そうと思う。問題は日本のために必要かどうかということである。政治とは犠牲である。断じて、私腹をこやしたり出世することではない⁽⁶⁰⁾。

しかし、古井の苦難の道は時を越えた。四五年の一〇月にはカナダが、次いで一月にはイタリアが中国を承認し、一月二一〇日には国連総会においてアルバニアの「北京招請、國府追放」案がはじめて可決された。北京招請はアメリカや日本の提案した「重要事項指定」にはばまれ実現しなかったものの、その後も中国を承認する国々に相次いだ。この状況のなかで国内においても超党派で日中國交回復を促進しようという動きがあらわれ、これが一二月八日には日中國交回復促進議員連盟として発足し、これには九五名の自民党議員も加入した。

一〇月二九日に自民党大会の総裁選において、対立候補三木武夫を破って四選された佐藤ではあるが、その対中国政策は足もとからも揺ぶられつつあつた。古井は、この総裁選には前回のようには動かなかつたようである。党内の派閥の力関係からして、佐藤の行きづまりを待つより仕方がないと考えたのであらう。このことは、佐藤四選についての彼の次の文章に示されている。

「自民党員は、何という無氣力、何という無責任だろう。三〇二議席（衆議院）にあぐらをかいて、時代の流れや国民の要望をよそに、ただ政権を守り、椅子の分けあいをしようというのであるか。そのためのメカニズムは金で固めあげた派閥であり、これがのさばつてゐる。いつか行詰るときがくるにきまつてゐる。果せるかな内政・外交両面において、佐藤政権は次第に窮地に陥り、この分では、成功裡に二年の任期を全うすることは不可能だと断言してよい」。

中国にたいする国際関係の好転のなかで、二月に行なわれた第四次覚書貿易交渉は、「驚くほど短期間に終り」⁽³⁾、古井らはこれまでの交渉ではなかつた地方旅行を楽しみ、各地で歓迎された。すでにこれまでの交渉において問題がでつくしていることに加えて、中国側には国際関係の好転とともに、国内的には一九六九年の第九回全国代表大会に

おいて文革をいちおう収束したというやとりがあり、日本側にはこれまでにつくられた覚悟があり、これらの事情が重なって、交渉を短期間に終らせたのである。コミニケの内容は、原則をゆずらない中国の立場から、佐藤内閣にたいしてきびしいものとなっていた。しかし日本の国内には、昨年までのようない非難はもはやみられなかつた。国內世論は大きく日中国交回復へと動いていたのである。

このような動きのなかで、従来必ずしも中国にたいして態度を明確にしなかつた公明党も、日中友好へふみ切り、六月には竹入委員長を団長とする訪中団が「日中国交回復三原則」で中国と同意を発表した。この公明党の中国への関係の道を開いたのも古井であつた。古井は竹入の中国問題への取り組みが真剣であることを知るや、中国の基本的態度を知らせ、昭和四六年三月、いわゆる「ピンポン外交」で来日していた王曉雲に紹介し、訪中への道を開いたのであつた。⁽²⁾

従来の社会党と共産党に加えてのこの公明党の動きに、民社党も大きな衝撃を受け、春日委員長も従来の親台湾政策の転換を模索しはじめた。

このような野党の動きが世論を大きく動かし、これが自民党内にあって佐藤後をねらう各派の領袖を日中問題へと動かし、三木武夫は田川の斡旋によつて、大平正芳は古井の斡旋によつて、それぞれ王曉雲と会談した。

こうして佐藤の対中政策は破綻を示しつつあつたが、それに決定打をあたえたのは、七月一五日に発表された米大統領ニクソンの訪中の発表であつた。さらにこの佐藤に追い打ちをかけたのが、八月一五日に発表されたニクソンのドル防衛策であり、佐藤はその「待らの政治」を批判されはじめた。にもかかわらず佐藤は、一〇月の国連総会においては側近の保利茂や福田赳夫の意向にまで反して、アメリカの「二重代表制」、中国の国連加入は認めるが、台湾

の国連からの追放は重要事項として三分の一の議決を必要とするという案の共同提案者となつた。しかしこの案は、アルバニア案の中国招請、国府追放が可決されることによって敗れた。また佐藤は、その「社会開発」のスローガンにもかかわらず、公害や自然破壊、あるいは都市対策の立ちおくれによつても多くの批判を生み、市民運動、あるいは住民運動を続発させつゝあつた。

このように佐藤は、外交と内政の両面において行きづまり、古井が予言したように四七年五月一五日に沖縄の施政権が返還されるや、その一ヶ月後の六月一七日、総裁任期を全うすることなく辞意を表明した。

古井はこの間、四六年六月二六日の衆議院本会議における福田外相にたいする社会党の不信任案の否決に欠席し、さらに二四日の沖縄返還協定承認の決議にも欠席した。

そして八月二一日には、彼の政治上の師と仰いだ松村謙三を失つた。八八歳であり、一年前からの病床生活とあれば予想されたことではあるが、日中國交回復を目前にしてのこの死は、松村自身とともに松村に従つて國交回復に努力した古井らにとっても無念の極であつたであろう。

しかし、この悲しみの涙もかわかないうちに、古井は忙しくなる。佐藤退陣が時間の問題であるとすれば、ポスト佐藤に予想される日中國交回復は、具体的にはどう進められるか。古井は一月から、松本俊一に相談し、入江啓四郎、入江俊郎、遠藤又男、小島太作、坂本義和、高野雄一、野村浩一らとともに、この問題にとりくむ研究会を組織した。

さし当つて誰かの具体的な政策と結びついたものではないこの研究会に、上記の人びとは手弁当で参加した。古井の熱意に動かされてのことであろうが、古井は「その後のわれわれの活動にとつては、この研究会の論議は極めて有

益である⁽⁶⁵⁾「た」と書いている。

四七年を迎えるや、佐藤後をねらう派閥領袖たちが、相次いで古井の意見を求めた。大平正芳、田中角栄、三木武夫、中曾根康弘たちであり、さらに佐藤直系の福田赳氏にも求められるままに秘密裡に何回か会談した。⁽⁶⁶⁾

そして四七年五月、古井は秘書一名を伴つて中国を訪問した。表面上はたんなる旅行であったが、実は佐藤後の国交回復の具体的な方途の中国側への打診が目的であった。四六年の暮に覚書交渉のため訪中した古井は、四七年の五月頃を政局転換の時期と読み、その頃の訪中を約束したのであった。中国では周恩来、廖承志、王國權らとあい、佐藤後には田中と大平の連合のもとに田中内閣が出現するであろうという見通しを説明し、国交回復の取り運び方について意見を交換した。

佐藤後の政権への名乗りをあげたのは田中角栄、大平正芳、福田赳氏、三木武夫の四名であった。このうち中国問題への明確な態度を表明したのは三木だけであったが、やがて「佐藤継承」の福田にたいし、田中と大平と三木のあいだで「脱佐藤の反福田連合」が形成されるや、三木の提唱によつて日中國交正常化が協定に盛り込まれた。

総裁選の状況は次第に田中の優位を示した。古井はすでに訪中以前に大平とともに田中に会い、田中内閣による日中國交に疑問はもたなかつたが、実際にその渉に当る外相はだれか、古井は大平を適任と考えて田中に働きかけた。

総裁選の結果は田中が一位ではあつたが過半数はえられず、決選投票にもち込まれ、反福田連合によつて田中に決定した。田中は外相に大平を当てようとしたが、大平派のなかには大平を幹事長へという声が強く、大平にもその意向があつた。しかし大平は、田中と古井の説得によつて外相に就任した。古井にとって田中総理と大平外相は日中國交回復には理想の人事であり、それだけに彼は全面的に大平を助けた。そして九月二十五日の田中首相の訪中に先立つ

て九月九日、古井は表向きは覚書貿易、新聞記者交換などの話し合いを口実に北京へ飛んだ。実は国交回復の日本案をたずさえての事前交渉であった。

九月二十九日、北京の人民大会堂において、国交正常化にかんする日中共同声明の調印式が行なわれた。田中内閣発足後わずか八〇日であり、九月二十五日の田中の北京着から数えて五日目である。この驚くべき超スピードの国交回復実現の背後には、古井らの長いけわしい苦難の道と、古井の周到な準備と、田中内閣への彼の献身的な協力があった。

田中は古井のこの労苦に、次の内閣改造では入閣でもいいようと感じたにちがいない。大平は外相として入閣するにさしい、古井を閣僚に迎えて多年の勞に報いることを田中に進言した。しかし田中の当選に協力した各派のポスト要求が強く、無派閥の古井を迎える余裕はなかった。田中は次の内閣改造まで待つてほしいと大平に諒解を求めたといふ。⁽⁶⁾ しかし古井を待っていたのは内閣改造による入閣ではなく、選挙における落選であった。

(1) 『政治家』一三〇ページ。この表現がたんに古井の主觀的な誇張でないことは、『日本経済新聞』の記者が「難問題が山積」と

書き(昭三五年一二月一〇日)、『産業経済新聞』も「未解決の問題山積」と表現している(同年一二月一六日)ことによっても示される。

(2) 『毎日新聞』昭三五年一二月一四日。

(3) 『読売新聞』昭三五年一二月八日夕刊。

(4) 『東京新聞』昭三五年一二月一五日、『毎日新聞』同年一二月

一四日。

(5) 『東京新聞』昭三五年一二月一六日の伝える古井の談話。

(6) 『読売新聞』昭三六年三月五日「社説」。

(7) 『毎日新聞』昭三六年三月五日「社説」。

(8) 『第一四年』一五〇ページ。辭意を思ひとどまらせたのは、友人矢部と縊死池田であったようである。古井はかつての矢部との

約束にしたがって、この一身上の進退問題について矢部に電話した。矢部によれば、こうである。「夜、古井が電話してきた。医療二法案が、医師会と党三役に曲げられようとし、古井が、これを拒んでるので、審議が進まず、継続審議になるばかりないと

いう。僕は、池田の裁断という手もあるが、とにかく辞めるなどいつておく。医師会をのさばらせて、厚生大臣が辞めたのでは意味あるまい。仮の顔も三度だといっておいた『矢部日記』IV、八一ページ)。また池田の首席秘書であった伊藤昌哉は、古井を

次の厚相の灘尾弘吉と間違えて書いているが、明らかに次の文章は古井のことである。「灘尾厚生大臣が、『辞める』と言った。国会の混亂のなかで、厚生省所轄の医療報酬調査会法案が流れたからである。池田は「それは自分の責任だ」と言って説得した。灘尾は「それはどういう意味ですか」と聞きかえす。池田は「次の国会で俺と君とそれを通すということだよ」と答えた。灘尾は辞意をひるがえした」(伊藤昌哉『池田勇人 その生と死』至誠堂 昭四一、一四六ページ)。

(9) 『政治家』一三六ページ。

(10) 『毎日新聞』昭三六年六月二三日、『朝日新聞』昭三六年六月

二三日。

(11) 『読売新聞』昭三六年六月二三日夕刊。

(12) 『第九年』「まえがき」一ページ。

(13) 『第一四年』一五〇ページ。

(14) 『週間文春』昭三九年三月二三日号、一〇一ページ。

(15) 『第一一年』一三九ページ。

(16) 『サンデー毎日』昭三六年二月二六日号。

(17) 『毎日新聞』昭三五年一一月八日。

(18) 『産経新聞』昭三五年一二月八日。

(19) 『朝日新聞』昭三六年二月一九日、『毎日新聞』昭三六年二月一九日。

(20) 『第九年』「まえがき」三ページ。

(21) 『政治家』一三七ページ。

(22) 矢部への最初の相談は、古井がなお厚相在任中の三六年四月二九日になされている(『矢部日記』IV、六八ページ)。

(23) 『第一〇年』二ページ。

(24) 同、五三一五四ページ。

(25) 『第二一年』四五ページ。

(26) 『第一一年』「はじめに」一ページ。

(27) 同、「はじめに」四一六ページ。

(28) 『第二一年』「はじめに」一一一ページ。

(29) 『第一〇年』六八一六九ページ。この古井と池田とのやりとりは、他の箇所ではやや異なった表現となっている。「池田勇人氏

が天下をとったころ、『古井、お前、俺の仔分(いぶら)』になって池田派へ入れ。後を譲つてやる』といふのである。『そらは行かぬ。貴君には友情はもつてゐるが、尊敬はしていない。どうして松村先生が捨てられるか』といつて別れた。池田は『お前は馬鹿だな』といつていた(『人生』九三ページ)。また他の箇所では、池田の言葉が「古井お前は松村や三木についてないで、池田派に來い。あとは考えるぞ」となつていて(『東京通信』第七号(昭和四九年一月)、一二二ページ)。

(30) 『第一一年』七七八ページ。

(31) 『第二一年』一七九ページ。

(32) 同、九ページ。

(33) 『第一三年』五ページ。

(34) 『第一七年』七八ページ。

(35) 『第一二年』四五ページ。

(36) 『第一六年』六五一七一页。

(37) 『第一一年』三三三ページ。

(38) 同、三四ページ。

ある保守政治家の軌跡

(39) 同。

(40) 古井と中国問題とのかかわりについては、彼自身の『日中十八年—一政治家の軌跡と展望』牧野出版、昭三五がある。また古井とともに日中國交回復に努力した人びとの記録としては、川崎秀一『日中復興後の世界—激動のドラマ一年から』ニューナイエンス社、昭四七、田川誠一『日中交渉秘録 田川日記—14年の証言』毎日新聞社、昭四八、同『日中國父と自民党領袖たち』読売新聞社、昭五八、があり、なお、国交回復にいたるまでの第一次大戦後の日中関係史と、国交回復にはたした古井の役割については、古川万太郎『日中戦後関係史』原書房、昭五六がもっとも詳細であり、同『日中戦後関係史ノート』三省堂、昭五八も参考となる。詳細はこれら2書をめぐり、こじではこれまでと同様に、政治家としての古井のこの問題への対処の仕方に注目して考察を進める。

(41) 『第一二年』五一六ページ。

(42) 『第一三年』『まえがき』五ページ。『朝日新聞』昭三九年一月三一日。古井はこの三木派からの離脱についても、矢部一月二一日の朝電話にて了解を求めた。「八時半ごろ起きようか」と思っていたら、古井から電話があった。松村謙三老人が頑強な佐藤榮作嫌いで、こんどの三木のやり方に憤慨して、三木と別れると言ひ張るので、放っておくわけにも行かないで、古井、竹山、川崎、佐伯など数人の者も、当分三木の事務所には行かないことにした。しかし別に佐藤に反対とか、三木を非難するとかいう気持ではないので、諒解しておいてくれという話』(『矢部日記』V、五二六ページ)。ここには、三木とも佐藤とも良い関係

にあった矢部にたいする配慮がみられる。

(43) 『第一四年』二九一三〇ページ。

(44) 同、「まえがき」一ページ。

(45) 同、三ページ。

(46) 『第一五年』一七ページ。

(47) 同、「前がき」七ページ。

(48) 『第一六年』「はじめ」一ページ。

(49) 古川、前掲『日中戦後関係史』二五一ページ。

(50) 『第一五年』二ページ。

(51) 『第一六年』一一ページ。

(52) 『産経新聞』昭三四三年三月一四日。

(53) 『第一六年』四四ページ。

(54) 『第一七年』九ページ。

(55) 『第一八年』九八一八九ページ。

(56) 同、八〇ページ。

(57) 古井「日中隔てる二つの山」『朝日新聞』昭四四年四月九日。

(58) 『第一八年』一七ページ。

(59) 前掲、『日中十八年』一〇一ページ。

(60) 古川、前掲『日中戦後関係史』二九九ページ。

(61) 『第一八年』「はじめ」一ページ。

(62) 『第一九年』一〇三三ページ。

(63) 同、一六ページ。

(64) 古川、前掲書、三一六一三一八ページ。

(65) 前掲『日中十八年』一二一ページ。

(66) 古井「日中國交正常化の秘話」『中央公論』昭四七年一一月

号、一三六一—四九ページ。この報告は『第二一年』に収められて
いる。以下の敍述は、古川、前掲書とともに、主としてこれに

(67) 古川、前掲書、三六四ページ。
よつた。

六 貧しい政治家は衰退するのみ

——落選と再起と金権批判——

「」の一年を振り返ると、今日ある自民党と私との距離は、不幸にしてますます大きくなり、見方によれば、桿を超えるか超えないかの際（きわ）に来たようにも思える。果して私は誤っているのだろうか。……

自民党との距離が大きくなつた反面、国民との距離は次第に縮まつたように思う。先走り勝ちなマスコミを見ていうのではない。農村青年や勤め人や教職員などに接すれば接するほど、考えていることや求めていることは一つだと感を深くし、心と心が通い合う親しさを覚える。〔¹〕

これは古井が、四三年二月の覚書貿易交渉をつないで帰った後に、一年をふりかえつて書いた文章である。すでにみたように、この時のミニニケにおける佐藤政権批判は、自民党内に古井にたいする多くの非難をひきおこし、古井は党の懲罰委員会にもかけられたのであつた。古井が自民党との距離が大きくなり、「桿を超えるか超えないか」と感じたとしても不思議はない。そして古井はこの言葉によって、国民から遊離し、派閥抗争のなかに金権化を深める自民党を批判し、自らを国民にもつとも近くにあると感じたのであつた。

その年の一二月に迎えた第三二回の総選挙において、古井は幸にして八回目の当選を果した。しかし、右のように書いて三年余の昭和四七年暮の第三三回総選挙に、彼は右に見たように日中復交によって脚光をあびながらも、予想

しない落選に遭遇した。そしてこの選挙ではまた、古井とともに松村にしたがって日中国交回復に努力してきた川崎秀二も落選し、「外交は票にならない」という言葉を改めて人びとに印象づけた。しかし古井の中国問題への取り組みは、すでに久しい。古井の落選には、またそれなりの別の理由があった。古井と日本の政治を理解するには、この点についてもみておく必要がある。

古井がなぜ第三三四回総選挙に落選したか。これを知るために、古井の選挙区である鳥取県の歴史をかえりみる必要がある。

鳥取県の第二次大戦後の政治史⁽²⁾は、日本の政治史とともに、あるいはそれ以上に戦後の民主化に始まる。

この鳥取県の民主化をになったのは、鳥取県農民組合総同盟（農総）と鳥取市民同盟とであった。前者の農総⁽³⁾は、戦前の農民運動を背景に昭和二一年八月に結成されたものであり、結成当時の組合員は一万二千にすぎなかつた。数ヶ月後には四万の農家を組織し、組織率全国一を誇るにいたつた。市民同盟⁽⁴⁾は進歩的知識層を組織したものであるが、これに大きな影響をあたえたのは由谷義博である。

由谷⁽⁵⁾は明治三七年の鳥取中学三年在学中に『平民新聞』の読者となり、一九〇七年に早大商科に進むや幸徳秋水、片山潜らの研究会に入つたが、病のために鳥取に帰り、運送業に従事し、鳥取市議をへて大正一四年に衆議院議員に当選、翌一五年は事業の失敗によつて立候補を見送つたが、昭和五年以降は連続当選し、中央では中野正剛と行動を共にし、国民同盟、さらに東方会に属して政界の改革をはかるとともに、地元の鳥取においては青年同盟を結成して地方政界の刷新に当つた。そして彼の清廉と一徹さと正義感とは多くの若い人びとに影響をあたえた。

由谷は戦後は公職追放のため動けなかつたが、由谷の影響を受けた竹田兵一、広田敏男らが、涌島義博、浅沼喜実らと二一年秋に市民を民主化へ結集しようとして結成したのが市民同盟であった。涌島⁽⁶⁾は東京外語のロシア語科在学中に文学と社会主義に目を開かれ、武者小路らの『白樺』の編集にたずさわり、また大杉栄、堺利彦の日本社会主義同盟にも参加したが、やがて鳥取へ帰り、雑誌『水脈』の発行、山陰自由大学の開講などの文化運動にたずさわり、地方紙『日本海新聞』に健筆をふるつた。浅沼⁽⁷⁾は東大在学中に新入会に入り、卒業後は新潟地方の農民運動に従事したが、戦争中は東京の銀座で民芸品店「たくみ」の経営に当り、戦災によつて鳥取へ帰つていた。

昭和二二年の選挙をひかえ、この市民同盟と農総とのあいだに民主戦線が結成された。まず四月三日の知事と市長の選挙において、知事には鳥取県の課長であった西尾愛治を推し、鳥取市長には市民同盟会長金田平一を推し、いずれも当選させ、次いで行われた参議院選には自由党の中田信義を二位におさえ、農総委員長門田定蔵を一位に当選させた。そして衆議院選では定数四のところを、保守を自由党の稻田直道一人におさえ、社会党の庄司彦男と、堀田静雄、それに農総の堀江実蔵と革新三名を当選させた。

この二二年の一連の選挙によって農総は「選挙常勝軍」と称され、「農総の存在を無視しては、もはや鳥取県の政治は語りえなくなつた」。⁽⁸⁾ そしてこれらの選挙によって農総を中心にして盛り上つた民主化の風潮は、その後もしばらくは存続した。なるほど二四年の第二回総選挙は、社会党と民主党との中道政権の失敗のあとであることに加えて、革新陣営の分裂のなかでの革新の乱立という事情もあり、民主自由党に二議席を占められたが、それでも全国的な社会党の不振のなかでも、社会党の足鹿寛は当選し、共産党の米原昶を一位に押し上げ、翌二五年の第二回参議院選には自由党の徳安実蔵をおさえて、社会党の中田吉雄を当選させた。そして二六年の第一回の知事選にも、前回の西尾

を再選させた。そして、この西尾が任期を終らないで辞任するや、農総と社会党とは、鳥取県出身ではあるが無名であつた和歌山県の農林部長遠藤茂を擁立して当選させ、農村県には珍らしく民選の初代から三代にわたつて革新知事を出現させたのであつた。

しかしこの間、農地改革の進行と終了とによって、他の地方と同様に農民組合は次第に有名無実のものとなり、その勢力を失つて行つた。他方市民同盟も、当初は進歩的な知識層の集団として農総あるいは社会党はもちろん、共産党とも中庸く提携した。昭和二四年の第二四回総選挙に共産党の米原禎が第一位で当選したのには、米原が鳥取の政財界の第一人者である米原章三の長男であったこととともに、このような当時の状況が考えられる。ところが二五年から二六年にかけての国際情勢の緊迫化のなかでの共産党の分裂と過激化とは、共産党の支持者を党から離反させたが、このような一般的な民主化の行き詰まりのなかで、市民同盟も進歩的な市民の組織から、次第に鳥取市会における会派へと自らを狹めて行つた。

このような状況のなかで、二七年の第二五回総選挙に古井を当選させたのは、鳥取市の市民同盟を中心とする議員たちと、鳥取市周辺の町村長あるいは地方議員たちであつた。彼らは多くは戦前の地主層、あるいは業主の長男として生れ、多くは鳥取中学へ進み、才能をもちながらも長男であるがゆえに中学どまり、あるいはせいぜい鳥取高等農林学校までにとどまり、それぞれの地域において最高の知識層として指導的地位を占めていた。そして敗戦後の民主化のなかにも彼らは、地域社会の知識層として民主化の風潮を敏感に受けとめ、ある者は農地改革に先立つて小作地を解放して農民組合の先頭に立つなど、依然として地域社会の指導的地位を占めた。そしてやがて戦後改革が終了し、社会秩序が回復して革新の対立が激化するや、次第に社会主義を標榜する革新からは離れつゝあつた。しかし民主化

の大きな動きを体験した彼らにとっては、自由党はやはり反動ともみえ、その点で改進党の古井はもつとも支持するに値する人物と思われたであろう。

彼らはそれぞれの地域の名望家として、地域社会の利益を代表するとともに、民衆の素朴な正義感にこだえ、また地域の名誉をも代表し、地元からすぐれた政治家を国会へ送り出すことを誇りともした。とりわけ由谷の影響のもとについた市民同盟の地方議員たちにとっては、古井を支持することはまた彼らの立場の正しさを再確認し、それを主張することでもあった。古井が一年後の二八年の第二六回総選挙においてはなお第四位にとどまるが、それでも約三千票を増加させ、さらに二年後の三〇年の第二七回には二万票を増加させて第一位になったのに、支持者たちの右のような支持が作用したものと思われる。

ところで、三〇年の社会党の統一と保守合同による二大政党の対立は、鳥取県の自民党に知事ボスト獲得を目指にさせ、県自民党は県出身の建設次官石破二朗を候補として擁立した。石破は古井の内務省の後輩であるということもあって、古井もその出馬の説得に当るなど擁立に努力した。⁽⁶⁾ 昭和三三年一一月二八日の知事選の結果は、現職の遠藤の約一三万票にたいし、石破が一七万票を獲得して当選した。

石破知事の出現によって、鳥取県もいわゆる「中央直結」の県政となつた。古井によってその直結ぶりをみよう。「石破知事になつてから、三十三年度の県への特別交付税は、原案七千万円が実に一億八千三百万円に増額された。三十四年度の交付税も、全国平均五・五ペーセント、交付団体だけからいえば六・六ペーセントの伸びであるが、鳥取県は一一ペーセントという全国最高の増額であり、前年に比べ、税収等が同じであれば二億九千二百万の増額となる。このような有利な取扱いや法律の改正もしてもらえた。もちろん、わたくしも極力手伝つたが、石破知事の努力と

信用が物をいったといつてよい」。⁽³⁾

この中央直結によって石破は、その後昭和四九年二月、参議院に立候補するまで一七年余知事の座にあり、高度成長期という恵まれた条件もあって、名知事として数々の業績をあげたが、特に建設次官という前職に物をいわせ、その道路行政は、県民が周囲の諸県と比較して誇りとするところである。この道路行政を中心として鳥取県は、中央政府の補助金に大きく依存する体质を育て上げていった。

このことが、まずは全体として次第に社会党を後退させるとともに、優位を占める自民党的国会議員において、かつての会社重役あるいは地方政界出身者に代って、官僚出身者を進出させることになった。こうして現在、参議院は自民党によって独占され、小林国司は農林省出身、西村省次は郵政省出身であり、また衆議院についてみれば、前回の昭和五八年の第三七回総選挙では四議席中三議席が自民党によって占められ、この三名のうち相沢英之は大蔵次官、平林鴻三は自治省から鳥取県知事となつた人物であり、島田安夫のみが官僚歴をもたない地方政界出身者である。

このような変化が、古井の選挙地盤を掘りくずしていく。この間の経済の高度成長は、一般に農村・社会の伝統的秩序を解体させ、地方の名望家あるいは有力者の集票能力を低下させた。この事態にたいして自民党的国会議員たちは、有権者を後援会に組織し、冠婚葬祭あるいは入学や就職など、あらゆる機会をとらえて有権者にサービスを提供し、あるいは自己の地元への利益誘導を誇示することによって地盤の再構築をはかった。

すでにみたように、古井は必ずしも地元の利益をはからなかつたわけではないが、しかしそれを誇示することを自らに禁じるとともに、支持者にもそれを許さなかつた。また個人的な世話をしなかつたのではなく、誠意をもつてや

れることはやった。しかし彼はその謝礼を一切拒否し、いちいちそれを返させた。そのため人びとは古井には頼めないということになった。そして選挙はといえば、彼が口にするのは中国問題であり、健康問題であり、福祉の問題であった。これは知識層には支持され、彼らが地域社会で影響力をもつたぎりは票となつた。しかし高度成長のもとで実利主義に目ざめた多くの人びとの票を集めにはふさわしくない。すでに昭和三八年の第三〇回総選挙において、選挙の実情に詳しいある地方記者は次のように書いている。

「古井さんを取りまく『だんな』らは、みなりも立派だし、演説もうまいが、余り走りまわらない。動かぬ『だんな』より動く八つあん、熊さんの方がよけい票をとるのが選挙だ」。⁽¹⁾

それでも古井を支持する「だんな」たちは、それぞまた古井に似て、金や利益では動かない支持者をもち、それほど動かなくても彼を当選させることができた。

しかし古井が中央で孤立化し、有権者への世話競争と地元への利益の誇示競争が激化するにつれ、古井は自民党の候補陣営からも攻撃されるようになつた。昭和四二年の第三一回総選挙には、他の自民党候補から「古井は天下國家ばかり論じていて地元の世話をしない」、「古井は日本と中国との間に橋を架ける」というが、こちらは地元に橋を架ける」、「古井は反主流派で使いものにならぬ」、あるいは「佐藤から古井は落せと秘密指令を受けている」などと中傷された。⁽²⁾

そしてついに四七年の第三三回総選挙における落選となつた。二七年の初当選からちょうど一〇年目であった。

古井は落選の理由を次のように説明している。

「第一には、その選挙はちょっと想像のつかないような物量選挙であった。そのような中で、私は理想選挙を説い

ていた。私の選挙陣営の幹部は、早くもその空気を察知して、こちらも物量で対抗しなければ、という者もいた。しかし、私は同意しなかった。物量攻撃のすさまじさをいえば、某候補は、百十数人の選挙違反者を出して居る。

第二は選挙予想の前評判にのせられたこと。吉井は大丈夫だ、間違いないし、とやられると、つい錯覚に陥ってしまふ。三番目は、こちらの考えが甘かつたこと。いろいろなことを言われても、いかにもささしつかしておればよいのだから、あるいはこれが大きな原因だったかも知れない」⁽¹³⁾。

要するに、①選挙の物量化にもかかわらず、②前評判にのせられて、③油断した、ということになる。ほぼ同じことは、『毎日新聞』の松岡英夫との対談においても述べられている。ここでは物量選挙の実態がより具体的に説明されている。

「(1)のところは、政策よりも、選挙を動かしておるのは『物量』でしてな。選挙の勝負は、いわば物量で決まっておるんじやないか。いまや政策選挙ではなくサービス選挙ですね。サービス競争である。ことに昨今はこういう時代ですから、観光サービスが選挙に非常に使われるんですよ。観光サービス選挙といつていいくらいです。」⁽¹⁴⁾

しかもこのサービス競争選挙は一人や二人のものではない。

「われわれ自民党の選挙のやり口というのは『金はなんぼでもブチこめ、本部も応援する、派閥も応援する。金で済むことならいけ』ではないですか、極端ないい方だが。金を遣うのは後援会組織という隠れミノを用いてやる。たとえば後援会で百円会費で寄合つて飲み食いする。あるいは観光バスを何十台も連ねて温泉や観光地へ行く。つまり後援会という隠れミノで、百円会費ということで、いわば何でもやれるんです。……人がやればこれに負けじとうわけで、また他の人もやる」⁽¹⁵⁾。

さらに古井自身は語っていないが、この物量化のなかで、古井支持の地方議員のなかから、他の候補支持へ鞍替えする者もでた。有権者へのサービス競争によって集票しなければならないというのは、国会議員だけではなく地方議員のばあいとても同様である。彼らはサービス競争に必要な資金を求めて、豊富な資金をもつ上級議員のもとへと集まる傾向を示し、古井派にもこれが出了わけである。⁽¹⁶⁾

ところでこの落選にどう対処するか。古井はすでに古稀に達していた。「年をとつてからの落選はなかなかつらいことである⁽¹⁷⁾」。そうである。「今まで天が落選を与えた意志は何であるか。ここで隠居せよというのであるが、それとも、過去の旧型政治家を蟬脱し、新しく生れ変つてこいといいうのであるか。熟慮して見なければならぬ⁽¹⁸⁾」。これは落選の半年後に公にされた文章ではあるが、すでに熟慮はすんでいたのではないかと思われる。

まさか自らが落選するとは思わなかつたにしても、古井はすでに物量選挙のなかで、それに抗して新しい運動を起さなければならないと考えていた。この落選選挙のどの演説も彼は次の言葉でしめくくつた。

「今度の選挙を取上げて言うんじゃないが、一回々々選挙がひどいことになつてきておる。金の選挙になつてきておる。こういう選挙を続けておつたら、われわれの民主政治はどうなるんだ。これは何とかしなけりやいかんじやないか。私はこの選挙が済んだら、マクガバンの真似じやないが、ひとつ革の根運動をやりたいと思う。金の選挙がエスカレートしておるけれども、その金は一体どこからこしらえるんだ。言うまでもなしに大企業ということになるじゃないか。ないところからは取つてこれん。これでは政治が大企業のヒモ付きになつちまうじやないか。そうすれば、農村の人々とか中小企業とか庶民といいうのは、政治に置去りになるじやないか。この人たちがほんとに腹を立てなき

やいがん。また選舉に出て一億円遣つた。いらん金を一億持つているものが何人おるか知らんが、回収するため有利政治になるに決まつてあるじやないか。政治が汚ると決まつてある。これは大変だ⁽¹⁹⁾。

自らがこれまで批判してきた「金の選舉」に負けたとあつては、古井はもう一度戦わなければならぬであろう。全国から寄せられる慰めと励ましの言葉のなかで、すでに古井の心は「旧型政治家」から脱皮して「草の根運動」を展開すると決まつてあらう。ただいかにしてそれへの道を開くかであった。

選舉区の郷里においては、親族を中心引退を望む声も強く、支持者のなかにも物量選舉に抗し切れず、再選を望むなら金を持って帰れと言えといつた露骨な声もあつた。しかし大山の夏期大学で育つた比較的若い支持者のなかから再起を望む声がおこり、翌四八年に入るや、古井の意志を聞こうということになった。二月四日に開かれた会合は五〇人を集める予定であったが、予想をこえて一三〇人の支持者が集まり、こゝもども立つて再起を促し、これで古井の「草の根運動」への意志は固まつた。

この年の三月から、四年近い古井の「草の根運動」の苦しい行脚が続くことになる。行を共にしたのは坂本和夫であつた。坂本は父が古井の支持者であつたことから、昭和二七年の古井の初出馬いらい選舉ごとに古井の支持活動を行ひ、夏期大学にも出席し、古井を尊敬してきた。しかし三五年の第二九回の総選舉のさい、古井が選舉演説に「政治家は政治家であるまえに人間でなければならない」と説くのを聞いて感激し、演説会場のあとを追つて同じ話をさらに二回聞き、改めてこの人のためにはと思うようになり、若い層を代表して古井の再出馬へと行動した一人であつた。古井もまた坂本を頼りとし、たまたま從来の選舉參謀が地方選舉で動けないという事情もあつて、坂本が草の根運動を手伝うことになった。二年あるいはせい三年もすれば選舉があると予想されたものが、実際の選舉は任期

満了の五一年末となつた。この間、東京に住む古井は月のうちほぼ平均半ばは鳥取へ帰り、坂本の運転する軽自動車に乗つて、夏期大学の受講生を頼りに、村から村と若者を中心に五人あるいは一〇人と人を集め、膝を交えて政治の理想を説いた。行を共にした阪本によれば、この四年間に「草の根運動」のために県下をめぐった距離は八万キロをこえたという。七〇を越した古井には、これは文字通りのかなりの苦行であったはずである。しかし行く先さきで激励を受け、時に昼食に入った食堂で見知らぬ人からカンペを受け、確かな手応えを感じることができた。

苦行は五一年末の第三回総選挙の結果によつて報われた。この選挙に古井は都市市民層対象型の新しい形で臨んだ。中央では東畠精一、小林与三郎、谷口信夫を世話人とする「古井喜実を激励する会」が、鳥取の選挙区では鶴田憲次らを代表とする「古井喜実を激励する会」が資金カンペを行い、大きな成果をあげたが、これにたいしては「カネのない候補に投票すれば、当選後必ず悪錢稼ぎをする」といつた逆宣伝が他陣営からあつたといふ。⁽²²⁾ 開票の結果、古井は前回を約一万二千上廻る五万九千票余を獲得して第一位で当選した。

四年ぶりに古井は国会に議席を回復した。四年間の選挙運動はすでにみたように、七〇歳をこえた古井にとっては、きびしい苦行であった。しかも皮肉なことに、この長い苦行は古井には、またそれだけの長い国会活動の空白としてむくいられなければならなかつた。古井は、同じ選挙で返り咲いた川崎秀二、ずっと議席を持ち続けることができた笛山茂太郎とともに、松村精神を継承するために、五一一年一二月一六日、たつた三人だけの「育峰会」を結成した。松村の秘書から政界へ進出し、古井らと共に松村精神にしたがつて日中国交回復に努力してきた田川誠一は、中曾根に期待した松村謙三から「中曾根を助けてやって欲しい」と依頼されて中曾根派に入り、さらに河野洋平らと新自由

クラブを結成していた。

育峰会は「趣旨に賛成の政治家はだれでも迎える」⁽²⁴⁾という方針であった。しかし、すでにみたように、国會議員たちが選挙区への古井のいう「サービス競争」にあけくれ、それに必要とされる資金と地位とを求めて、親分と派閥への依存を深めざるをえない状況にあっては、「清潔政治」を標榜する金のない育峰会に議員たちが集まるはずもなく、育峰会は三名の会員を擁することとなった。それのみでなく、五三年二月には川崎秀二が死亡して会は二名となり、さらに五四四年一二月の第三五回総選挙には蛭山茂太郎が引退し、育峰会はついに消滅した。

このように古井は自民党内においてますます孤立を深めながらも、健康づくり、体力づくり、あるいは社会福祉の充実、さらには何よりも日中友好のために努力をつづけた。⁽²⁵⁾

日中関係については、すでにみたように、四七年五月、田中内閣によって国交回復はなされ、航空協定をはじめ実務協定はほとんど締結された。しかし、それに続くはずの平和友好条約の締結は、田中退陣後のいわゆる派閥対立の怨念化のなかで実現されないままであった。田中のあとに首相になった三木は、すでにみたように佐藤後をにらんで、かつてはいち早く日中国交回復を主張したが、党内における彼の傍流少数派としての派閥的基盤の弱さは、彼に党内の親台湾勢力の反対を押えて条約締結へふみ切ることをためらわせた。

この状況につけ込んだのが、中国との関係をさらに悪化させていたソ連であった。米中間に関係打開がなり、日中の国交正常化が成立し、中国は今や「米帝国主義」に代って「ソ連修正主義」を攻撃の対象とするにいたつており、日中の友好関係の緊密化は、朝鮮人民共和国が中国との関係を緊密化するなかでは、極東でのソ連の立場を不利なものとなることになる。そこでソ連は、日中関係のより以上の進展を望まず、中国が平和友好条約に、日中友好条約に

もられた霸権主義反対を入れるべきだと主張していたのにたいし、霸権主義反対はソ連敵視政策であるとして、条約締結に圧力をかけるようになつた。これが三木をさらに消極的にし、平和友好条約の締結は、福田内閣に持ち越された。

古井はこの間、四八年と四九年の落選中の訪中に引続き、当選後の五二年の四月に第一五回目の訪中を行つた。そして古井はより中国を知り、その将来の可能性と日本との関係を考えるにつけでも、霸権主義について一般とは異なる見解をもつた。彼によれば、霸権主義は中国にとってよりも、むしろ日本にとってこそ必要なことであつた。「中国が霸権主義をとっても良いというのか、また他の国の霸権主義に、中国が同調してもかまわないというのか。それでは日本は大変なことになるのではないか。むしろ日本の立場として、霸権反対の態度を中国に採つてくれといふべきではないか」。この立場から古井は、かつてアメリカに追随し、いまソ連への配慮から、とるべき自主的な路線をとりえない日本の外交政策を批判しながら、条約締結は決断の問題であり、「この問題を決断するのは、福田総理がいろいろな意味で、一番適任者だと考(28)え」た。

古井がどのような意味で福田を最適と考えたか、その理由を彼は述べていないが、福田は、自己の派閥内に多くの親台湾派を擁しているため、かえつて彼が決断すれば、他の領袖たちよりも親台湾派を抑えこむことができる。周囲の状況に促されて福田は、五三年に入るや日中条約締結への決意を明らかにし、中国との交渉を再開するとともに、党内の意見調整をはかり、八月八日には園田外相が訪中し、一二日に日中友好平和条約は調印された。

親中國派の三木ではかえつて親台湾派を刺激し、親台湾派を多くかかえる福田のほうが、かえつてそれを押え込んで、条約を締結することができたわけである。この間の日中関係の現実の緊密化、世界情勢の変化などがあるにせよ、

自民党の派閥力学の示す奇妙な現象のひとつである。ともあれ、古井たちの多年の念願がかなつたわけであり、古井は、条約締結後中国から招かれて九月に訪中し、その勞をねぎらわれた。

福田が日中友好条約の締結へとふみ切ったのは、五三年の暮に予定されていた自民党の総裁選挙をにらんで、いわばひとつ点数をかせいでおくためであつた。

ところで、この総裁選挙から導入された党員による総裁予備選挙は、当初は一般に現職の福田が優位といわれたが、結果は田中派と結んだ大平の勝利に終り、福田が本選挙への立候補を辞退したため、大平は一二月一日の自民党大会において、本選挙なしに総裁に選出された。そして大平内閣は一二月七日に発足し、この内閣に古井は法務大臣として迎えられ入閣した。池田内閣の厚相を辞任してから一七年目の久びさの入閣である。

派閥に属さない古井のこの入閣は、かつて大平が田中内閣の外務大臣として入閣したとき、田中に古井を入閣させて日本国交への彼の労苦にむくいるように進言したが、それが容れられなかつたことにたいし、大平が改めておくればせながら古井の労苦と功績とにたいして報いたものとされている。⁽²⁸⁾ 大平の意中にはかねてその意図があつたかもしれない。しかし古井の入閣にいたるまでの具体的な経過について伝えられるところによれば、必ずしも最初から古井の入閣が考えられていたわけではないようである。

大平が最初に法務大臣にと考えていたのは、元法務次官で検事総長も務めた武内寿平であり、すでに武内にはその意向が伝えられていた。ところが武内が小佐野賢治の弁護士をやっていたという話が入り、それはまづいというので古井が浮び上つたようである。⁽²⁹⁾ 大平の意図がどうであれ、古井の法相起用は、田中と古井とが個人的には悪い関係に

はなく、また吉井が清潔かつ頑固で筋を通すという評価をえているところから、結果としては大平内閣にとつては適切な人事になつたといつてよいであろう。

法相に就任した古井は、一二月一二日の衆議院ロッキード問題調査特別委員会において「内閣が代わったからといつて検察が変わる要素は何もなく、検察は一貫した姿勢を貫く」と基本的な立場を明らかにした。次いで朝日新聞記者のロッキード事件についての質問にたいして、「ロ事件は偶然起きたのではない。今日の政界、社会からいうと、あの程度のことは起るべくして起きたようなもんだ。似たりよつたりのことがまた起りうる」と語った。⁽³⁰⁾

すでにこの頃、アメリカ上院証券取引委員会においては、航空機メーカー、ダグラス社の海外不正支払いが問題となつていたが、やがて年が明けて五四年に入るや、ダグラス社に加えてグラマン社の不正支払いも問題とされた。そして両社の不正支払いにかんする報告書において、日本の政府高官が関係していることが明らかとなつた。いわゆるダグラス・グラマン事件である。古井は、ロッキード事件に加えてこのダグラス・グラマン事件の問題化によって、しばしば議会での質問にたいする答弁にも立たなければならなくなつた。しかし、法務行政の責任者としての今回の地位は、前回の厚相時代のようには、彼にその個性的な能力の発揮を許さなかつた。彼の念願とする政界浄化は政治倫理の問題であり、司法行政は犯罪を問題にするにしても、政治倫理の領域には介入しえない。古井は三月二八日、この種の事件の再発防止策について質問した公明党的馬場富の質問にたいし、再発防止に「適当な時期に本腰を入れる」と発言するとともに、「政治家のあり方は国会自身が考えるべきことを強調した。⁽³¹⁾ しかし国会では、野党五党が要求した元首相岸信介と元防衛庁長官松野頼三の証人喚問は、自民党の優位のもとで松野のみの喚問にとどまり、この松野が日商岩井から受理した五億円についても時効の壁のため起訴できず、事件は政治家の追訴なしに、ただ松

野の議員辞職のみで終った。

そこで古井は大平首相に進言し、事件が結末を迎えた五月、首相のもとに私的諮問機関として「航空機疑惑問題等防止対策協議会」が設定され、再発防止策が検討されることとなった。この協議会は四回の会合を重ねて九月一日には「提言」をまとめた。しかし、この提言が出されて間もない九月七日に議会は解散され、古井は法務関係の法律の改正を指示しながらも、その実現を見ないままに法相の地位を退くことになった。

五四年一〇月に迎えた第三五回総選挙は、自民党の敗北に終り、自民党は過半数を割って二四七議席を得たにすぎず、保守系無所属の一〇名を入党させて、からうじて過半数を獲得することができた。そのため、解散に批判的であった反主流派とのあいだに、あの四〇日抗争が展開されることとなつた。そして抗争のうちにやっと成立した第二次大平内閣は、翌五五年の通常国会の会期末に、社会党によつて提出された内閣不信任案へ、全野党が同調し、自民党内の反主流派六〇名余が欠席したため、不信任案が可決されると、いう「ハピニング」をひき起した。大平はこれに対抗して解散権を行使し、六月二二日に、いわゆる「ハピニング選挙」を迎えた。

古井はこの間、第三五回総選挙には、前三四回の五九、三二八票を上廻る六〇、七五三票を獲得したが、自民党の相沢英之の六四、〇八〇票に下廻り、第二位となり、第三六回総選挙には、これまで票数では第三五回を上廻る六三、七〇一票を得たにもかかわらず、第一位の自民の相沢の七一、一一七票、第二位の社会党の野坂浩賢の六三、八四七票、第三位の同じく社会党の武部文の六三、七三五票におよばず、最下位にとどまつた。R・ミヘルスがいうように、理想主義は、一時にぱっと使える金貨にも似て、一時的な献身には燃えあがるが、しかし長期にわたつてそれを持続

することは困難である。⁽²²⁾ 第三四回の総選舉に燃えあがつた古井の支持者たちの理想主義も、たゆみなき日常の世話活動によって地盤を確実にした他候補に長期にわたっては次第に対抗しがたりつては、この順位の低下に示されている。

しかし、ともかくこの二回の選舉によつて古井は、続けて國会に議席をもち、社会福祉と体力づくり、さらには日中親善の面での活動を続け、昭和五八年九月には衆議院議員在職二五年を迎へ、二八日の本會議において表彰された。議長福田一の表彰の辞にたいする古井の謝辞は、二五年間の彼の政治生活を顧みて、彼らしくもつとも言いたいことを言ってのけたものであり、それがまたジャーナリズムで問題とされた。次に全文をかけておこう。

「このたび、永年勤続のゆえをもつて、不肖私に対し、表彰の御決議を賜わりました。身に余る光榮であり、感謝の至りであります。

不敏な私が、大過なく今日を迎えたのは、諸先輩を初め、同僚友人の各位、並びに郷党の皆様方の御懇情、それと、天は見捨て賜ず、すなわち天帝の御加護のたまものであります。ここに謹んで御礼を申し上げます。（拍手）

本日は、私にとって二度とない機会でありますので、一言申し添えさせていただきます。

今まで二十数年の政治生活の間、私は一つのモットーを唱え続けました。それは『政治家は貧しく、國民は豊かに』というものです。しかるところ、政治の現実においては、いうところの貧しい政治家は衰退するのみであり、私の信奉した政治哲学は幻想にすぎないことを知りました。

申すまでもなく、かくなる原因は金の選舉であります。いまや、民主政治のよつて立つ選舉は、体力にあらずんば金力の戦いとなり、政治は、富の神の支配する領域と化したかの感があります。（拍手）

今日、政治倫理の荒廃を嘆く者は多いが、それよりもさかのぼって、その根源である金の選挙を放置する怠慢と無氣力を嘆くべきではないでしょうか。（拍手）

現下、一国の財政を救うことは急務であります。他方、病める民主政治を救うことは、日本の将来にとって何物にもかえがたい緊急事であり、困難ゆえに避けて通るべき筋合でないと信ずるものであります。（拍手）

切に、各位の御賢察を懇請いたします。

最後に、世界はいま、各地において、平和と人間愛の精神が失われ、相互不信と緊張がつたり、戦争の脅威が漂うております。かかるときこそ、わが国の平和主義は光を放たなければなりません。（拍手）

日本の誇りであった湯川博士は、いまや世にありません。しかし、人類の敵であるガンと核に対し最後まで闘った湯川精神は、永久に国内と世界に受け継がなければならぬと信ずるものでござります。（拍手）

以上をもって、私の感謝の言葉にかえさせて頂きます。ありがとうございました。」（拍手）⁽³³⁾

翌二九日の各紙は異例なことにこの古井の謝辞を大きく取り上げて報じた。⁽³⁴⁾ それのみではない。『読売新聞』は二九日の社説において「金権腐敗厳しく批判」と題してこれを取りあげ、「古井さんの、金権政治批判、平和の実現を訴えた保守政治家としては異色の歯に衣を着せないスピーチに、自民党だけでなく野党席から盛んな拍手が送られた」とその状況を述べたのち、古井の謝辞の要点を伝え、併せて彼のこれまでの業績を紹介した。⁽³⁵⁾ ややおくれて『毎日新聞』も社説において「なぜ古井発言が新鮮なのか」と題してこの謝辞をとりあげ、「演説はやはり中身である。およそ雄弁家とはみえない古井喜実元法相の短いスピーチが新鮮な響きを与えたのは、本音を單刀直入に吐露したからだった」として、古井が政治の金権化にたいして警告したことと、平和主義を強調したことの意義を論じ、「金権

と軍拡は無縁ではない。なにが国民にとって真の利益か、を考えるべき政治家の基本が見失われたところから起きている。七十八歳の老政治家の口からほどばしめた叱咤を何度もかみしめてもらいたい」と書いた。⁽³⁶⁾ 続いて『朝日新聞』もまた「『金力政治』への警鐘をきく」と題する社説において、「政治のありようを考えるうえで、見落すことのできない出来事が、先週、二つあった。田中角栄、三木武夫両元首相の「三角代理戦争」といわれた徳島県知事選挙と、金権政治の現状を痛烈に批判した古井喜実代議士の衆議院本会議場での演説である」と古井の謝辞を取りあげた。そして「この二つは直接関係ない。しかし、いま政治に根をはる疾患を明確に示し、政治家はもちろること、有権者のひとりひとりにも警鐘を鳴らしたという点で、深く共通するものがある」として、「最近の政治や選挙が金力に支配されている例」のひとつとして徳島県知事選をあげ、「金力横行と軍拡の流れ」を鋭く批判した古井の謝辞の意義を論じた。⁽³⁷⁾ 三大紙が挙げて一代議士の二十五年勲続表彰への謝辞を社説で取り上げるのは異例であろうが、古井の発言はその異例に値する重さをもつたわけである。

それだけにジャーナリズムは、さらに古井の発言を求め、古井は『毎日新聞』と『朝日ジャーナル』の記者との対談に応じるとともに、⁽³⁸⁾ また『中央公論』の五七年一月号に「金権を嘆くより国民われ自らを嘆け」を発表した。ここで古井は、「政治の世界では、金を乞っているもの、金を集める能力のあるものが、子分を養い、派閥を造り、そ
の力によって政権を乞える」と政治の金権化を指摘し、「かかる金権政治の生れる根源は、いうまでもなく、選挙に金がかかること、すなわち金の選挙である」ところから、「金の政治を嘆くな、それよりも、金の政治と金の選挙を放置しておく國民を嘆け」と有権者の自覚を訴えるとともに、あわせてまた謝辞のばあいと同様に内外の軍備拡張の気運にたいして警告を発した。

右のような政治の金権化にたいする批判において、古井はまさに自民党の金権体質を代表する田中元首相とまつたく対立するはずである。ところが彼は、右のように発言してから三ヶ月の後、同じく『中央公論』に「ロッキード裁判に思う——政治倫理と法治主義の問題」⁽⁴⁾を発表し、そこに田中弁護と思われる見解を示し、清潔さのゆえに彼を支持してきた一部の人びとを当惑させた。

この論文において古井は、ロッキード裁判の第一審が大詰めを迎えるよりもかわらず、なお法律問題にかんする論議が十分に行われていないところから、「法律問題について、大方の納得が行くまで、十分論議を尽してもらいたい。政治汚職を憎む感情だけあって、法と道理が軽んぜられることになつては、法治でなく、形を変えた專制である」⁽⁴²⁾とし、憲法、内閣法、および行政組織法からみて、「総理大臣が直接に民間航空会社を指揮監督する職務権限をもたない」⁽⁴³⁾ことを明らかにしようとする。すなわち総理大臣は專制君主や独裁者のような強大な権限をもつのではない。合議体である内閣の首長としてのその職務権限は、閣議をへて行使されるものであり、しかもそのおよぶ範囲は、各分野の行政事務を分担管理する各国务大臣までである。したがつて総理大臣は航空行政については、それを分担管理する運輸大臣を指揮監督できるだけであつて、直接には民間航空行政を指揮監督することはできないことになる。

総理の職務権限がこうであるとすれば、田中がたとえロッキード社から五〇億を受取つたとしても、それは「其職務ニ関シ賄路ヲ收受シ」（刑法第百九十七条）たことによつて成立する収賄罪には該当しないことになる。そのためこの論文は賛否の両論をひきおこし、ジャーナリズムをにぎわした。まず元内閣法制局長官林修三が『朝日新聞』の「論壇」において古井論文に賛意を表明し、これにたいしては日本大学教授板倉宏が同じく『朝日』の「論壇」に反

論を書いた。⁽⁴⁵⁾また、かねて田中金脈問題を追いつづけてきた立花隆は、『中央公論』の翌五月号に、古井論文にたいする詳細な批判を書き、⁽⁴⁶⁾この立花論文にたいしては、林修三が反批判を発表した。⁽⁴⁷⁾

総理の職務権限と収賄とをめぐるこの論争は、理論的にはなお続くであろうが、五八年一〇月一一日の田中にたいする東京地裁の岡田判決において、実際にはいちおうの結論をみた。そこでは古井および林の立場はしりぞけられ、田中は有罪とされ、懲役四年の実刑、追徴金五億円を課せられた。この判決および判決に先立つ右の論争を詳細に検討することは、ここではあまり意味をもたない。問題はむしろ、かつて造船汚職とそのさいの法相の指揮権発動にたいして「不正と暴力だけは、たとえ親であっても兄弟であっても許すことはできない」と書き、その後一貫して政治の金権化を批判し続けてきた古井が、なぜこのような田中擁護の論文を書いたかである。いろいろな理由が考えられる。

まず第一に、マスコミのセンセーションナリズムへの批判がある。「今まで、金権汚職の元兎は田中だ、総がかりで彼を叩き葬り去らうといわんばかりの空氣に、社会全体が塗りつぶされた背景に、マスコミのはしゃぎ過ぎがなかつたかどうかである」。⁽⁴⁸⁾今日マスコミの影響は巨大であり、それだけにまたその責任も重大である。だとすればマスコミの事件にたいする態度はまた慎重でなければならない。しかし「今回の問題についていえば、まだ真相の詳らかでない発端の段階から、興味本位に、先を争って騒ぎ立て、次々と無責任な予想や解説や評論を流すといったことはなかつたか」。⁽⁴⁹⁾

このマスコミのセンセーションナリズムの批判に加え第二に、それに追随する付和雷同的な国民にたいする批判がある。「国民各自は、今日、自主的に物事を考え、自らの信念に基いて行動しているかどうか、である。商品の新しい

流行を追うように、軽率にマスコミに追随し付和雷同するという風潮はないだらうか。日本の将来を誤らない最後の砦は、国民一人ひとりが、腰を落ちつけて、じっくりと考え、頭だけでなく腹で決断し、信念をもって行動することである。⁽⁵¹⁾

この国民の付和雷同性にたいする批判の背後には、孤立のなかに自己を貫いた古井の自負とともに、その孤立をもたらした付和雷同性にたいする怒りがひそんでいよう。「かつて日中國交回復前、われわれ積極論者を國賊と非難した人々が、やがて豹変して昔からの友好人士のように振舞つた実例を見て知つている」。⁽⁵²⁾

そして第三に、かつて法曹を志したのみでなく、また司法行政の責任者になつた者として、右のようなマスコミのセンセーショナリズムとそれに付和雷同する世論のなかにあって、検察と司法とがそれらに動かされることなく、本来の職務を全うしてほしいという願望がある。「政界浄化を求める政治汚職を憎む世論は十分傾聴すべきであるが、さらばといって、みだりに刑罰法規を拡張解釈して刑罰をもつて臨むのは、たとえ正義感に基くものであつても、いわば感情裁判を肯定するものであつて法治ではない」。⁽⁵³⁾また「検察機関は有能であり、その権力は強大である。……しかしも社会的には、捜査活動の実施そのことによつて人権は侵害され、容易に回復することができない」とすれば、「いわゆる検察ファシズムの弊」におちいらぬようだ、検察活動は慎重でなければならないであろう。⁽⁵⁴⁾

さらに第四に、表面的には奇妙な矛盾ともみえようが、政治の金権化にたいする深い憂慮がある。この点は右の第一と関係するが、「今日、金権政治は政界全体の滔々たる風潮となり、一、二の個々の問題でなくなつた。われこそは俯仰天地に愧じずと公言しうるものか、果たしていく人あるであらうか」。⁽⁵⁵⁾このような状況のなかでは、問題を「田中や一、二の政治家のスキャンダルにして済んだ済んだじや駄目なんだ。政界共通の問題として考えろ、という

んだ」。ということになる。さうにいえば、田中一人を「スケープゴートとして出して、そうすることで、自分あるいは政界の腐敗体質を守らうとする。この姿勢が僕は間違っていると思う。」むしろ「極端にいえば、仮に田中が五億円をもらつたとしても法律に当らなくて逃がしたとするね。そういうことが仮に起これば、この時こそは大変だ、これは法律が悪い、ということが逆にはっきりわかると思う。つまり法律の不備ということを考えていなし」ことが明らかとなり、より全体的な根本対策が考えられよう。

以上のようなやや一般的な理由とともに、明らかに第五には、古井の田中にたいする個人的な好意がある。この好意があればこそ古井には田中が右のようにスケープゴートとも思われる所以である。古井は田中への好意をかくさない。「田中被告については、距離をおいて眺めているにすぎないが、彼の抜群の実行力を高く評価し、またその庶民的性格に好感をいだく」⁽⁵⁵⁾。田中の抜群の実行力へのこの評価は、古井が多年の念願とした日中國交正常化を、田中が自民党内の根強い親台灣派をおさえて断行したことへの評価である。「かつて田中元総理が、蛮勇ともいうべき決断をもつて、懸案の日中復交を断行した実情を見て知っている」⁽⁵⁶⁾。そして田中の庶民性への評価は、古井が鋭く対立してきた岸と佐藤の官僚的性格への反感のもたらしたものであろう。

このように田中に好意をもつからといって、古井は田中を全面的に肯定するわけではない。彼は田中の日中復交の断行を右のように高く評価しながらも、国交正常化のために四七年九月二五日に中国に入った田中首相にたいする中国の歓迎会での田中の挨拶についても、「卒直にいって、周总理の演説に比べて格調の低いものだった」と批判しており、また「ことに金權政治に対する私の信念は、はなはだ彼と距離がある」と述べている。

こうして古井の田中にたいする好意と評価は、もっぱら田中の抜群の実行力と庶民的性格にたいするものである

が、とりわけ田中の実行力にいたする評価は、第六として、古井をその実行力に期待させ、田中を弁護させる。では吉井は田中の実行力に何を期待するのか、奇妙なことに古井は、田中の実行力に自民党の金権体質の克服を期待する。すでに右の第四において示したように、古井のみるところ、金権化はひとり田中のみの問題でなく、自民党、あるいはむしろ野党の一部を含めての政界全体の問題である。そしてそれが政界全体の問題であるのは「その根源が『金のかかる選挙』であること」にある。⁽⁴³⁾ してみれば金権政治の克服は、まず何よりも「金のかかる選挙」を「金のかかる選挙」へと改めることである。しかし、この改革は後援会を金でかためた「現職議員の利害に關係し、その抵抗が強いため」⁽⁴⁴⁾ 実現しえない。とすれば、それを実現するには強い政治力が必要とされる。ここで古井は、日中國交正常化をなしごげた田中にそれを期待する。

「ここで、あえて、自民党最大の勢力である田中派閥に直言したい。この人々こそ自民党政治、ひいては日本の政治に最大の責任を負うべき立場にあるはずである。政権欲だけのために集まつた徒党とは信じない。判決の黑白にかかわらず、世間を騒がせ、政治への疑惑と不信を搔きたてた責任に対し、謙虚に、かつ深刻に反省し、そして立派に、これに対する積極的な償いをなすべきである。その償いとは、普選法以来の政界の懸案である、金のかかる選挙の解消という歴史的難事業をなし遂げることではあるまいか。この十字架を背負い、苦難の道を歩んでもらいたい」⁽⁴⁵⁾。

かつて古井は、ロッキード事件が表面化したとき、田中が政界から身をひくべきだと考え、田中の友人大平正芳に働きかけた。「ロッキード事件が表面化した当时、大平正芳君が蔵相をしていた。彼は田中氏と話せる間柄であった。事案の真相は知らないが、苟くも一国の総理が、身辺を疑われるということだけで事は重大である。『梨下に冠を正した』⁽⁴⁶⁾ というだけで、政治の信用のために、田中氏は国会の議場で陳謝し、併せて彼の政治に対する信念を吐露し同

僚を戒め、潔く政治から引退すべきだと思った。私の倫理観はきびし過ぎたのか、大平君は私の言を容れてくれなかつたようである。⁽⁶⁵⁾

古井にしてみれば、日中國交回復の偉業をなしとげた田中の政治生活のあまりにみじめな末路を見るに忍びなかつたのであらう。事件の発覚直後に政界から身をひくことをせずに道を誤つたとすれば、田中がせめて今からでも回心して、その決断力と実行力とによつて、自らがおち入つた道へ他の者もおち入らぬための改革を、せめてもの償いとしてやつてほしい。こう古井は田中に望んだわけである。望んだだけではなく、古井は田中にそれを直言もした。

「角さんに、何んであんたはこう結つてゐるんだい、金がもつとほしいのか、権力欲かと言つていたんだ。だまつておつたが、ポンと、憲法の改正、ということをいつた。あれ、軍備か、それはいかん。そんなことは危険だ。ほかにないのかといったら、教育だ、といったよ。教育もいかん。昔の新潟で土建屋やつておつたときなら教育いつてもいいが、上州山越して馬引つぱつた後の田中角栄は教育を論じてはいかんよ。

もうないかといったら、だまつておつた。じゃ、僕が言うよ。選挙制度の抜本的な改正やつて、これを最後の置き土産にしたらどうだ。原敬以外できなかつたんだ、思いきつてやつてみたらどうだ。多少本気な顔をしておつたが、必ずやるまでは言わなかつた」⁽⁶⁶⁾

第三者には奇異にも思われる矛盾にみちた論文の背後には、政治の全般的な金権化にたいする深い憂慮と、それが全般的であるために余程の政治力がなければ、その改革は困難であり、田中にそれをやらせて、「その功績によつて、彼を地獄から救つてやれないものか」という思いがあつたわけである。

ある保守政治家の軌跡

- (1) 『第一七年』「はしがき」
(2) 鳥取県の第一次大戦後の政治史については、米沢健一『戦後政治家盛衰記（米沢健一評論集）』山陰評論社、昭三八、竹本節『竹本節選集』竹本節選集刊行会、昭三八、および前掲の土谷『わが経験のあと』、上根『私のこゝ』などが参考となる。
- (3) 戦後の鳥取県の農民運動史については、竹本節、遠藤一夫『戦中の十二年—鳥取県戦後農民運動史—』県政新聞鳥取総局、昭三二年が詳しい。筆者の両名は共に農民組合の指導的地位にあつた人物である。
- (4) 市民同盟については、浅沼喜実『市政をめぐる人々』鳥取市教育福祉振興会、昭五三、一〇三一一二ページ参照。
- (5) 以下は由谷義博『由谷義博自伝』上・下、県政新聞社、昭三三による。
- (6) 津島については、鶴田憲次『鳥取の地脈人脈』鳥取市社会教育事業団、昭五八、一四四一五〇、一六一一六三ページ参照。
- (7) 浅沼については、鶴田、右書、一五四一六〇ページ参照。
- (8) 前掲『戦中の十二年』七三ページ。この評価が、たんに農民組合の側からする評価でなかったことは、保守の県議土谷の次の文章によつても示される。「この選挙（最初の知事選）を一つの転機として、農総を中心とする労農勢力が県政界を大きく動かすことになり、この後十年余りの金県的な選挙には常に大勝を統べージ。
- (9) 古井喜実「時代に応えた名知事」『回想録 石破二朗、追憶編』同刊行会、昭五七、五一三ページ。
- (10) 『第七年』八ページ。
(11) 『県民新聞』昭三八年一月一〇日。
(12) 『第一五年』六二ページ。
(13) 『政治家』一五〇一一五一ページ。
(14) 『毎日新聞』昭四八年三月八日。
(15) 同、八月一〇日。
(16) 古井を支持した某鳥取市議による。
(17) 『政治家』一五一ページ。
(18) 『第二一年』四ページ。
(19) 『毎日新聞』昭三八年一月一〇日。
(20) 『県政新聞』昭四八年二月二十五日。
(21) 以下の記述は主として坂本和夫の口述による。
(22) 『県政新聞』昭五一年一月一日。
(23) 田川誠一『ドキュメント 自民脱党』徳間書店、昭五八、一一四一一五ページ。
(24) 『日本経済新聞』昭五一一一月一〇日。
(25) 以下の日中関係については前掲、古川『日中戦後関係史』三九三ページ以下の記述による。
(26) 古井喜実「日中条約は決断の問題」『朝日新聞』昭五二年三月五日。
(27) 古川、前掲書、三六四ページ。
(28) 川内一誠『大平政権・五五四日』行政問題研究所、昭五七、八四一八五ページ。
(29) 『朝日新聞』昭五三年一一月六日。
(30) 同、一二月一六日。

- (31) 同、昭和四年二月十九日。
- (32) R. Michels: *Zur Soziologie des Parteienensens in der Modernen Demokratie*, 1937, S. 124.
- (33) 『人生』一三八頁—一三九頁。
- (34) 各紙の見出しのみを引けば「『富の神、どう歸れる政治』（毎日）」、「諷刺演説で痛烈な批判」（朝日）、「震悚譲、金権政治に切っ込み」（読売）、「政治は富の神が支配」（サンケイ）。
- (35) 『讀売新聞』昭和六年九月十九日。
- (36) 『毎日新聞』昭和六年一〇月一日。
- (37) 『朝日新聞』昭和六年一〇月五日。
- (38) 『毎日新聞』昭和六年一〇月八日夕刊、および『朝日ジャーナル』昭和六年一〇月一六日等。
- (39) 「金權を譲り、國民われ自らを譲る」『中央公論』昭和七年一月号、九二頁。
- (40) 同、九三頁。
- (41) 『中央公論』昭和七年六月号、一四〇—一四六ページ。なおこの論文は古井の著書『民主政治前進のために—政治倫理と政治主義の問題—』牧野出版、昭和七、おいた『首相の職務権限』牧野出版、昭五八、に他の関係論文とともに収められている。以下では前者を『民主政治』後者を『職務権限』と略記し、この論文の引用は『職務権限』からとする。
- (42) 『職務権限』三五ページ。
- (43) 同、四五ページ。
- (44) 『朝日新聞』昭和七年二月一六日。
- (45) 同、昭和七年四月一〇日。
- (46) 立花隆「古井喜美『首相職務権限論』を駁か」『中央公論』昭和七年五月号、七二一九二ページ。
- (47) 林修三「立花隆氏への反論」『中央公論』昭和七年六月号、二二一八—二三一六ページ。
- (48) 『第1年』六ページ。
- (49) 『職務権限』一七二ページ。
- (50) 同。
- (51) 同、一八二ページ。
- (52) 同。
- (53) 同、四六二ページ。
- (54) 同、四六一四七ページ。
- (55) 同、四九二ページ。
- (56) 『民主政治』五六二ページ。
- (57) 同、六九二ページ。
- (58) 同、七〇二ページ。
- (59) 『職務権限』四八二ページ。
- (60) 同、五一二ページ。
- (61) 『第二年』一五二ページ。
- (62) 『職務権限』四八二ページ。
- (63) 同、三六二ページ。
- (64) 同、三六一七二ページ。
- (65) 同、三八二ページ。
- (66) 同、一八五一八六二ページ。
- (67) 『人生』一六〇二ページ。
- (68) 『職務権限』一八三二二ページ。

七 汗えて涼しき 冬を訪ねん

——政界からの引退——

ところで古井が、落選後の四年の苦しい浪人生活をへて議会に返り咲いたのは七三歳であった。大平内閣において法相に任命され、過去を振り返って「いま私は、齢七十六歳、数え年の喜寿である。余命がいくばくあるか知る由もないが、希(ねがわ)くば、私に適する用務が終つたあと、人生の最後のしめくくりをするための、自由な」、三年の時間を天に与えてもらいたいと、それのみを願つてゐる」と書き、引退を考えるようになつていた。そしてこう書いて間もなく五四年一〇月に第三五回総選挙を迎へ、すでにみたように古井は当選したが、古井は「これを以て政界を引退しようと決心し側近にも漏した⁽²⁾」。

七六歳といえば一般的にはかなりの年齢ではある。しかし高年齢者の多い政界にあつてのこの引退決意はおそい方ではない。しかも古井は体力づくりを提唱し、自らそれを実践してきただめ健康に恵まれてゐるとあつては、なおさらそうであり、まだ働けるではないかという人びともあつた。しかし彼は、「健康をもつてゐる間に、第一線(議員)を引退したいと考えてきた⁽³⁾」。なぜなら、「老齢とともに、引退の分別もつかなくなるのが、到るところに見る姿であり、これが脳軟化、即ち老衰碌であ⁽⁴⁾り、彼はそとはなりたくなかつたからである。

しかし、ハブニング解散によつてこの望みはかなえられなくなつた。一年を経ない選挙とあつては、後継者の目処が立つておらず、古井はやむなく五五年六月の第三五回総選挙にも立たざるをえなかつた。そのためこの選挙の当選後は直ちに後継者選びを始めたが、これは難行した。当然である。古井が他の自民党の国會議員のように、有権者へ

の世話競争と補助金導入とによつて固めた後援会をもち、それを核とする強固な地盤をきずきあげておれば、後継者はそれに乗つかるだけによく、そのばあいは後継者たるうとする者も多く、ばあいによつては他にみられるよう地盤の継承争いも生じるであろう。しかし古井の支持者といえば、世話活動とも補助金とも関係なく、「自民党はきらいだが先生は別」といった人びと、もっぱら古井の信念と人柄にひかれた人びとが主体をなしてゐる。とすれば後継者は名ばかりで、継承すべき地盤はないに等しく、自ら地盤を開拓しなければならない。しかも第三三回総選挙の古井の落選にみられるように、他の議員の有権者への世話競争のなかで、次第に古井流の選挙は通用しなくなつてゐた。このことは五六年九月、後継者を決定するための支持者たちの会合で古井が述べた言葉に示される。「貧乏(5)が良いことだなどと云つて今の政治をやることは、私にも限界だと思う」。してみれば後継者は、彼自身がかなりの地盤をもつか、あるいはそれを開拓しうる人物でなければならないであろう。

これらの点が考えられてか、当日後継者にあげられたのは浜崎芳宏であつた。浜崎は昭和四二年いらし県會議員を歴任し、県會議長もつとめた県政の有力者であり、かつ年商約百億の建設資材販売業を営む株式会社浜崎商店の経営主であり、新たな状況にもたえうるものと思われた。浜崎もこれを受けて、次期総選挙をにらんで準備を始めた。しかし折からの不況で浜崎商店は六千万余の赤字を出すといった経営不振におちいり(6)、浜崎にとっては立候補どころではなく、彼が立候補を断念したため、改めて後継者を考えなおさなければならぬこととなつた。

この状況のなかで古井は五七年四月二九日、落選中の四八年四月の勲一等瑞宝章に統いて、勲一等旭日大綬章を受章し、その祝賀会が七月一七日、支持者たちによつて鳥取で開催された。古井らしく千円会費のつましい会であったが、彼はこの「機会を利用して公開の場で、もはや後継者いかんに關係なく引退を決行することを表明(7)」。その

ため後継者の選考はのつひきならぬものとなり、次に選ばれたのは金田裕夫であった。金田は六三歳とかなり高齢ではあつたが、古井系の鳥取市議たちに推されて鳥取県農林部長から鳥取市長に選出され、市長を三期一二年務め、その知名度から最適と考えられた。金田もこれを受諾し、八月九日には正式に次期総選挙に出馬することを声明し、九月には後援会も結成されてその事務所も開設された。

ところが金田は後援会が発足して間もない九月一八日、突如として病氣を理由に出馬辞退を声明した。「先週ごろから発声に異常を感じ、医師の診断では声帯の炎症のこと、また一七日夜左眼が出血、医師より十分な静養を要する」と聞かされ……長丁場の選挙は困難」と判断したというのである。ところが、金田を診断した医師は、「治療の必要なく、十分な静養はいらない」と語っている。⁽⁸⁾ してみれば、この病気理由の背後には、すでにみたような古井の地盤の事情に加えて、来るべき総選挙には激戦が予想され、前回の古井の得票を上廻る得票が必要とされるにもかかわらず、古井の有力な支持者の老齢化が目立ち、楽観を許さないという事情⁽⁹⁾があつたことを注意しなければならないであろう。

こうして後継者問題はふたたび振出しにもどつた。しかし、当時は来るべき総選挙が、翌年六月の参議院選挙との同時選挙となる可能性もあり、後継者決定を急がなければならなかつた。そこで注目されたのが現職の鳥取県知事平林鴻三であつた。平林は自治省から鳥取県へ出向し、総務部長時代の四九年二月、知事石破二朗が参議院選挙に立候補するため知事を辞任したあと、自民党に推されて知事に当選し、五七年に三選されて知名度が高いところから、かねてから後継者として名前があげられてはいた。しかし知事に三選されて間もなく、かつ六〇年に鳥取において国体が開催される予定であり、国体の成功を公約のひとつとしていたことであつて、古井の支持者のなかではもちろん

自民党県連内にも「県民無視」との異論もあった。そのため平林自身も積極的ではなかった。この平林を口説き落したのが、木曜クラブ（田中派）会長の二階堂進であり⁽¹⁰⁾、農業県として中央に大きく依存しなければならない鳥取県の事情と、他に適当な人材がないというところから、異論は抑えられて県連でも平林に決定した。平林は翌五八年一月に正式に立候補を声明し、選挙にそなえて三月九日に知事を辞任した。後任知事には、平林のもとに副知事であった無所属の西尾優が自民推薦、社公民支持によって、共産党公認の岡崎楠夫を破って当選した。

衆参の同時選挙はさけられ、衆議院は五八年一二月四日に解散され、古井はこれによって衆議院での議席を失い、昭和二七年一〇月の第二七回総選挙での初当選いらいの政治生活に幕を閉じた。時に八〇歳であり、一ヶ月後の翌五八年の一月四日には八一回目の誕生日を迎えることになっていた。後継者に推された平林は、出馬のいきさつからも田中派に属することになった。田中派をえらんだのは、「最大の政策集団であり、政策の立案、実行能力に優れてい
る。開発の遅れた鳥取県の課題は、このグループでなければ解決できない」からであり、また「鳥取県民は新潟三区に対し、反感より羨望（せんぼう）感をもつていて」からでもある⁽¹¹⁾。そして一月八日に開かれた平林の「励ます会」には、約四千人が動員されたが、この「四千人の参加者のうち約千二百人は建設、土木関係者だった。ヘルメット、作業服の男がマイクロバスで続々乗りつけ、『建設業』と書いた専用受付で記名し、会費千円を納めて場内に吸い込まれて⁽¹²⁾」いった。この平林の事務所開きには古井も応援にかけつけ、「国民は政治不信で政治に愛想をつかして
いる。選挙に、ただ勝ちさえすればいいという精神が政界不信の根源だ」と說いたが、「候補者本人は倫理については全くふれず、公共事業で国と県の橋渡しをしたいと強調した」という⁽¹³⁾。

一〇月一二日の田中有罪判決後のこの選挙では政治倫理が大きく問題とされ、一二月一八日に行われた選挙の結果

は、自民党が過半数を割り、自民の惨敗に終った。この自民の惨敗のなかで、問題の焦点とされた田中元首相は一二一万票という驚異的な得票によって人びとを驚かし、「独り大勝万骨枯る」（大森弥¹⁴）といわれ、自民の各派もまた議席を減らした。しかし各派のこの減少のなかで、相対的に田中派の減少がもっとも少く、右の田中の得票とともに、田中的なものの強さを改めて人びとに知らせることとなつた。そして田中派の一員としての平林も、古井の前回の得票を約三千票余上廻る六七、〇五〇票を獲得し、第三位で当選した。

「選挙区での集会で引退を表明したときのことを、ジャーナリズムは『淡々と』とか『さわやかに』とか、私が朗らかに去つて行つたようについてくれたが、もし、ほんとうにそう見えたのなら、私も相当な役者か狸になつたものである。内心は、自らのみが知る。私も人間であり、それほど立派ではない」¹⁵

多くの人びとは定年退職の寂しさについて語る。普通の職業にあってさえ、第一線からの引退が寂しいものであるとすれば、権力的な地位からの引退は、かなりの勇気を必要とするであろうし、古井のばあい、念願であった日中国交正常化は実現したとはいえ、健康づくりと社会福祉についてもなお思いは残つたであろうし、何よりも彼が望んだ政界の浄化への道は、ますます遠のくばかりであり、その可能性のきわしさも見えないとあっては、無慈悲が寂しさをさらに増大させたであろう。

引退にさいして古井は発言を求められ、『朝日新聞』には、「在任中に印象に残つたこと」としては、「政治が富の神の支配する領域と化した」ということをあげ、「政治に望むこと」としては「汚職体質をなくすために、金のかかる選挙制度と政治の改革をぜひ実現してほしい。これは遺言だ。各議員が決意すれば、できることなのだ」と書き、

「十年程度の将来について」は、日中の「友好の基礎をもつともっと強化して、子々孫々までの友好に育てないといけない」と回答した。⁽¹⁶⁾また『日本経済新聞』のインタービュに答えては、同様に政治の金権化を指摘し、選挙制度の改革を主張するとともに、「八十路の春秋、夢現の間、冴えて涼しき、冬を訪ねん」と心境を吐露した。⁽¹⁷⁾

敗戦とともに世界と日本の激動の過去八〇年間と、そこでの高級官僚から浪人をへての政治家への転身、政界での栄光よりは労苦と波瀾にみちた三一年間、その間になしえたことなしえなかつたことを顧みれば、まさに「夢現」といった万感胸にせまるものがあつたであろう。この間に古井は「頑固」とともに「筋を通す」という言葉を彼のもととした。しかし古井の頑固さは、その言葉の示す我執的な色彩を欠くことに注意しなければならない。この点については彼は若い頃からかなり淡白であり、これがむしろ政治家としては彼にマイナスとなつたとさえ思われる。すでにみたように、彼は東大の卒業をひかえ、実務と学問を共にやれる弁護士を志しながら、周囲の期待、とりわけ父の期待にそむきえないままに官界に入った。そして官僚時代においても、愛知県知事で終戦を迎えるや、さっさと辞表を提出して自らの地位への淡白さを示したが、内相山崎に乞われるままに辞退できず、次官を引き受けたのであった。政界入りについても、自己の抱負があつたにしても、また同じく周囲の期待にそつてであつたことも、これまたみたところである。

それでは、何が古井を頑固としたか。彼を頑固としたのは、彼自身の認める「潔癖すぎる」彼の性格であった。彼はつねにその時どきにおいて、自己のなすべき倫理的な理想像によつて自己を律し、妥協を許さなかつた。このことが彼にまた「筋を通す」という評価をもたらしたのであつた。したがつて彼は、「筋を通す」点においてのみ「頑固」であり、我を通す点においてはけつして頑固たりえなかつた。このことは、厚相時代に医師会の横暴に抗議して地

位に執着せず、辞意を決意したにもかかわらず、日中問題については「韓信の股くぐり」もあえてやるといった頑固さを貫いたことの示すところである。

後に当時を顧みて彼は「われながら、よく堪えたものだと思う」⁽¹⁸⁾と書いているが、これが彼自身にかんすることであれば、彼はけつして堪えなかつたであろう。彼が今少し日本の政界の風土にふさわしい現実政治家であり、地位と権力とを求めて妥協することができたとしたら、彼は三一年間の政治家としての道の苦難を大きく軽減することができたであろうし、その道はあるいは栄光へと導いたかも知れなかつた。しかし彼はその道を歩むことができず、ことうらに苦難の道を選んだのであつた。

そして最後に彼は、すでにみたように「私に適する用務が終つたあと、人生の最後のしめくくりをするための、自由な二、三年の時間を天に与えてもらいたい」と政界からの引退を願つた。「冴えて涼しき 冬を訪ねん」ことを望んだからである。この願いは右にみたようになかなか叶えられなかつた。そして、引退の願いが叶えられた時、彼は彼を必要とする新しい「用務」を引受けっていた。すなわち日中友好会館の建設という大事業である。

この会館建設の問題は、国交回復直後に生じたが、一時は立ち消えとなつていた。ところが五七年三月、この問題が再燃して、四年計画で会館が建設されることになり、当時はなお日中友好議員連盟の会長であった古井に持ち込まれた。古井はすでに退陣を予定していたがこれを引受け建設委員長として、建設資金五五億円のうち、日本政府二〇億、中国政府五億の輸出を除いた三〇億の寄付集めに当るとともに、その管理運営に当る財團法人日中友好会館の会長として、建設後の具体的な運営の責任を負うこととなつた。

これらの仕事を、彼はまた從来かわつた仕事と同様に、自己に課された「宿命的な仕事」⁽¹⁹⁾と受けとめ、それゆえ

報酬を受けることなく、「手弁当でやろう」という考え方で、これを引受けた⁽²⁰⁾。こうして期待した「自由な時間」はさらに延期されることとなつた。

といひで「政治家は貧しく」をモットーとした古井が、なお「手弁当で」右のような重責ある仕事にたずさわりうる経済的余裕がどこにあつたか。ここで古井の政治生活を資金面からみておこう。

初出馬のさいの選挙資金については、すでにみたが、古井は松村に師事することによって、いわゆる派閥領袖からの資金提供は、松村から「二回目に十万円いただいただけ」⁽²¹⁾であり、しかも「天地神明に誓い、官僚時代も、政治家になってからも、悪錢稼ぎは一銭一厘もしたことがない。例えは就職や入学の世話をすると郵便などで謝礼を届ける人もあるが、これも厳重に返した」⁽²²⁾とあっては、つねに資金に苦しまなければならなかつた。「貧乏な選挙だった」とは、選挙区で彼のために働いた支持者たちの口ぐちに語るところである。それでもなお、彼に政治生活を過させたのは、彼が戦後に手に入れた吉祥寺の土地であった。

戦災によつて牛込の家を焼かれた古井は、戦後人のすすめによつて郊外の吉祥寺に九〇〇坪の土地を購入し、移り住んだ。この土地を抵当に入れての借金による購入であり、ここに一四坪の家を建て、残りに矢部とともに芋を作つたわけである。巣鴨に戦犯として収容されていた大達茂雄は、この土地購入を弁護士成富信夫から聞いて、「あいつは本当に飛びきり頭のいいヤツだな」と言つたが、古井はそれを聞いて意味が分らなかつた⁽²³⁾。しかし間もなく意味が分つた。インフレによつて借金の返済は容易にすますことができ、土地の騰貴によつて坪二百円足らずで買ったものが、いつしか百万円以上となり、古井は思わざる財産を手にしていた。彼は政治資金に不足し、かなりの部分を売却

したがなおいくらか残り、政界を引退するにさいし、最終的には残っていた土地を手放し、「その代金で、政治生活中に溜っていた借金数千万円を払い、その残額を、金でもらわず、買主の建てたマンションの一部分をもってもらうこととしたのである。だから私はマンションの一部分について家主となり、家賃という収入が入ることにな」り安心して「手弁当で」自己に課せられた仕事に専念できることになったわけである。²⁴

それにしても、この古井を議会に送ったのは、「貧乏な選挙」を戦った支持者たちの献身であった。古井は選挙区内最初は専用の事務所をもたず、それを受けたのは、鳥取市議で市内に運動具商を営む尾坂雅人であり、やがて他の議員たちの後援会活動が盛んになるや、古井も専用の事務所を設けるをえなくなつたが、それも初めの間は支持者の経営する会社の一室を無償で提供されたものであり、その事務所をあづかった岸本政秋、田嶋弘美、永岡文俊、渡辺勘太夫、津村武らは、元小学校長、あるいは元、現地方議員で、古井信者として交通費程度の報酬で奉仕した。また四年間の落選中、古井と「草の根運動」に軽自動車で行を共にした坂本のばあいも、夫人が保母を務めていたといふことであつて、ほほ無償の奉仕に近かつた。その他多くの人が古井を信じ、古井のための労苦をおしまず、古井のために尽力することに満足をみいだしたのであった。これを示す多くの言葉のうち、ひとつだけを示しておこう。

「人もいうが、わしもそうだけどね、本当にまあ人生の一番充実した時代ということになるでしようか。三十年間古井先生とつきあつたんだけど、いい人につき合つたなあ」ということです。わしどもあの市会の仲間は……選挙のたんびにね、古井先生に議員が献金したんですよ。もらってやるんじやなしに。選挙が来るでしようが、地元銀行にね、連帯保証で金借りるんですね、大抵三〇〇万円位借りたんですか、それを事務所へ持つて行ってね、それで……

…一人が二十万借りて、その中から運動費として五万円もらってやつたのがわれわれの選挙で、選挙たんびに借りたのを四年間のわれわれの任期のあいだに返していくんですね。こういう選挙、日本中であるんかなあという感じでした。⁽²⁵⁾

人は古井の支持者たちのこのよくな献身を知れば、あるいは古井のばあいとて「一将功成り万骨枯る」ではないかと思うかもしれない。しかし理想と正義とは何ほどの犠牲を必要とする。古井にして現在多くみられるような政治家であり、支持者にたいして物質的な報酬でむくいたとすれば、彼らは古井を支持しなかつたであろう。彼らが古井を支持したのは、古井が「政治とは犠牲」という自らの言葉を自ら実践したからであった。

- (1) 『政治家』一六四ページ。
- (2) 『職務権限』一八二—一八三ページ。
- (3) 同、一八二ページ。
- (4) 同、一八三ページ。
- (5) 『県政新聞』昭五六年九月一五日。
- (6) 同、昭五七年四月二十五日。
- (7) 『職務権限』一八三ページ、ほぼ同じ表現が『人生』一一三ページにもみられる。
- (8) 『毎日新聞』昭五七年九月一九日、鳥取版。
- (9) 『県政新聞』昭五七年八月二十五日。
- (10) 『朝日新聞』昭五八年一月二四日。
- (11) 同。
- (12) 同。
- (13) 同、昭五八年一二月三日。
- (14) 同、昭五八年一二月二〇日。
- (15) 『人生』二五ページ。
- (16) 『朝日新聞』昭五八年一月一五日。
- (17) 『日本経済新聞』昭五八年一月一九日。
- (18) 『第二一年』二七ページ。
- (19) 『人生』一七ページ。
- (20) 同、四八ページ。
- (21) 同、八九一九〇ページ。
- (22) 同、五〇ページ。
- (23) 『政治家』七三—七四ページ。
- (24) 『人生』四九ページ。
- (25) 元鳥取市議尾坂雅人談。

謝辞

本稿をまとめるに当つては多くの方々のお世話になった。古井元法相には御多忙のところを三度にわたつて貴重なお時間を割き頂き、「歐米一見隨想」のコピーを頂いた。また元古井事務所 津村武、国府町議 坂本和夫、元鳥取市議 尾坂雅人、同 広田敏男、「県政新聞」主幹 岡崎龜市、元郡家町議 永田文俊、井上千代藏、元鳥取市議 渡辺勘太夫、鳥取県議 浜崎芳宏、同 野津英顯、同 巖元敏光の諸氏（訪問順）には資料の御恵与、御貸与にあづかり、また貴重な情報を御提供いただいた。厚く御礼申し上げる次第である。なおこの種の文章の習わしとして、文中の敬称は省略させて頂いた。

また一昨々年来鳥取県の政治の研究を共にしてきた神戸大学 依田博助教授、摂南大学 春日雅司講師の御援助と御助言、さらに京都生活史研究会および同志社大学人文科学研究所第四研究会での討論と御教示にも負うところ多い。記して謝意を表したい。